

平成26年度

私立短大教務担当者研修会

『短期大学を巡る文教施策の現状について』
【資料編】

平成26年10月27日

文部科学省高等教育局大学振興課



文部科学省

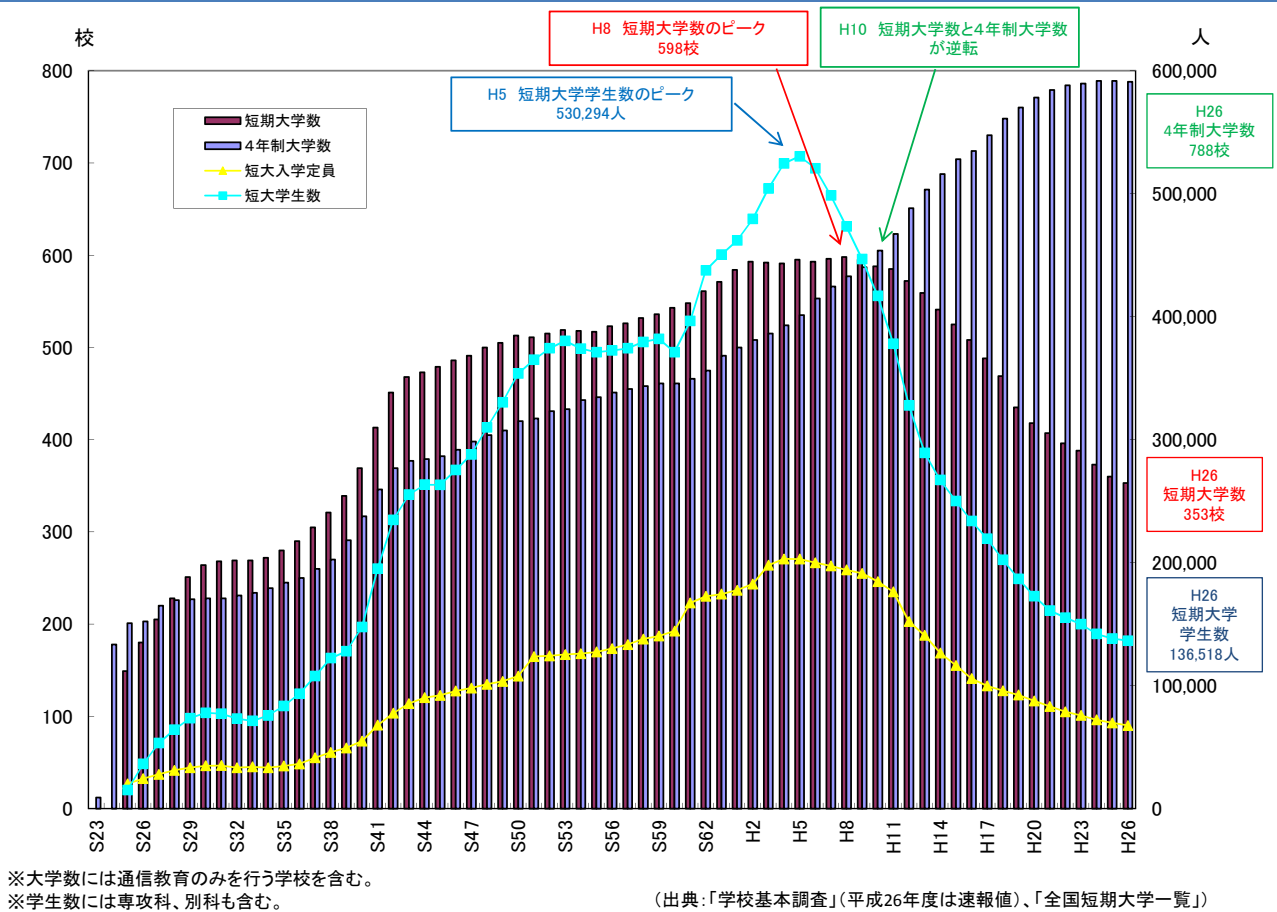
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

<u>1. 短期大学を取り巻く近年の状況</u>	1
(1) 18歳人口と進学率等の推移（平成元年度以降）	2
(2) 平成元年と平成26年の大学規模の比較	2
(3) 短期大学の概要等	3
<u>2. 高等教育に関する政府全体の議論等について</u>	6
(1) 教育再生実行会議（第五次提言）	7
(2) まち・ひと・しごと創生本部関係	58
(3) 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」 の開催について	61
<u>3. 予算関係</u>	63
(1) 高等教育局主要事項－平成27年度概算要求－	64

1. 短期大学を取り巻く近年の状況

短期大学数、4年制大学数、短期大学入学定員、短期大学学生数の推移



■ 短期大学の概要①

1. 目的 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成する。
2. 修業年限 2年又は3年
3. 基本組織 学科 ……
4. 授業形態 一部(昼間部、昼夜開講制)、二部(夜間部)、三部(昼間2交替制)
5. 卒業要件単位 2年制:62単位以上、3年生:93単位以上(二部、三部は62単位以上)
6. 学位 短期大学を卒業した者には「短期大学士」の学位が授与
7. 編入学 短期大学を卒業した者は4年制大学に編入学が可能

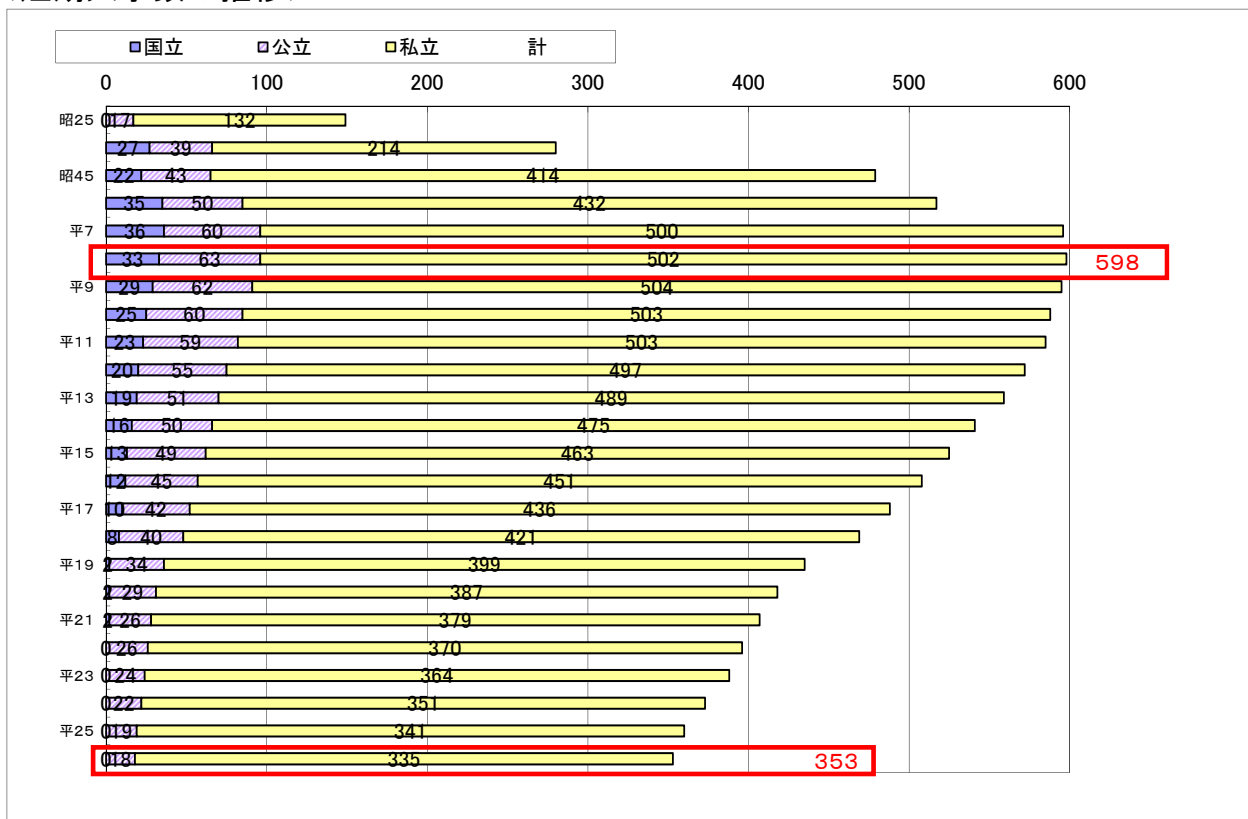
<平成26年度の状況>

	学校数 (校)		入学定員(人)		入学者数(人)		学生数(人)	
国立	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公立	18	5.1%	3,085	4.6%	3,222	5.2%	7,388	5.4%
私立	335	94.9%	64,504	95.4%	58,478	94.8%	129,130	94.6%
計	353	100.0%	67,589	100.0%	61,700	100.0%	136,518	100.0%

(注) 1 学校数には学生募集停止中の短期大学(公立1、私立14)を算入しているが、入学定員には算入していない。
2 入学定員、入学者数、学生数は専攻科、別科及び通信教育課程を除く。
3 短期大学一覧、学校基本調査(平成26年度速報)による。

■ 短期大学の概要②

<短期大学数の推移>

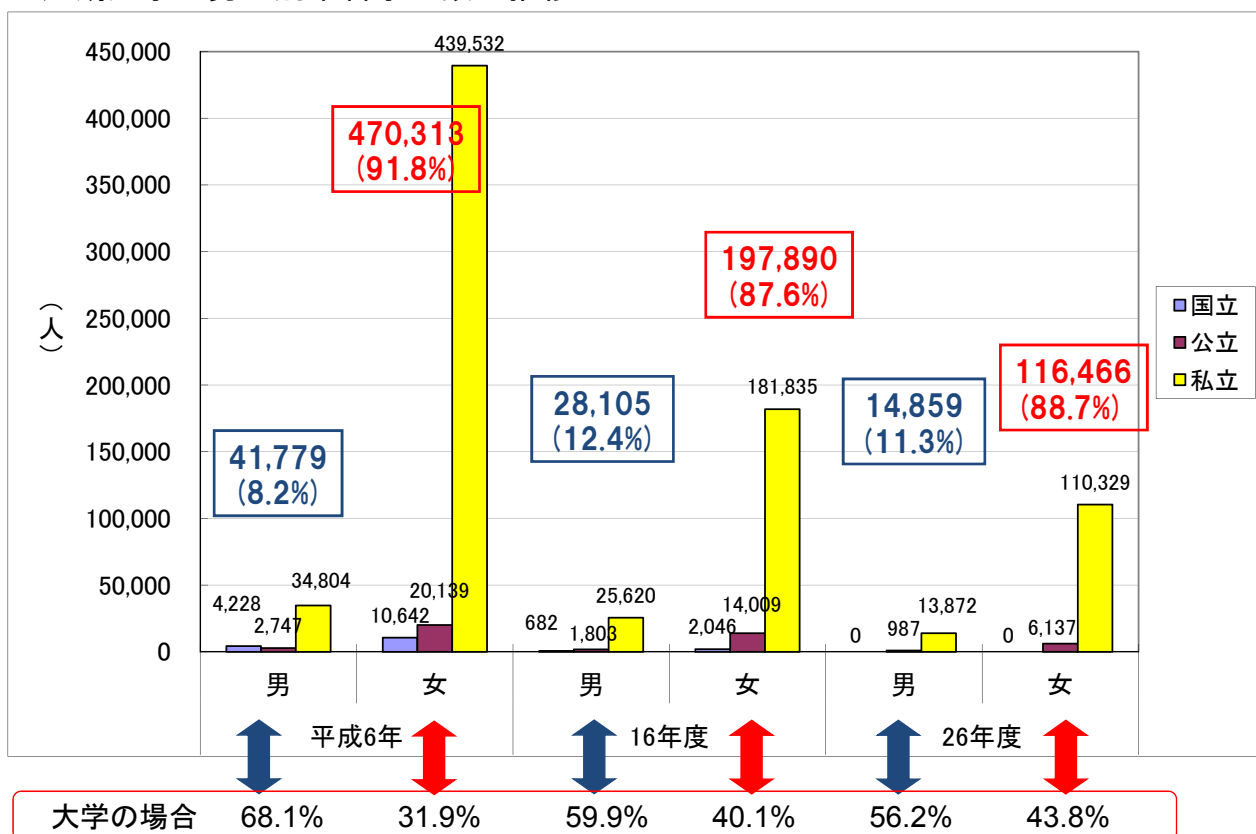


(注)1 短期大学一覧による。

2 学生募集停止中の短期大学を含む。

■ 短期大学の概要③

<短期大学の男女別本科学生数の推移>

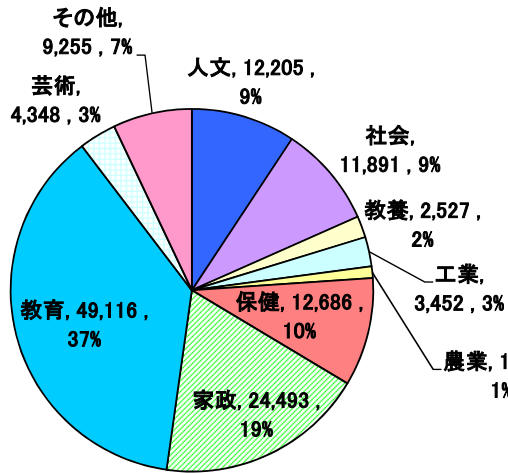


(注)1 専攻科、別科等の学生を除く。

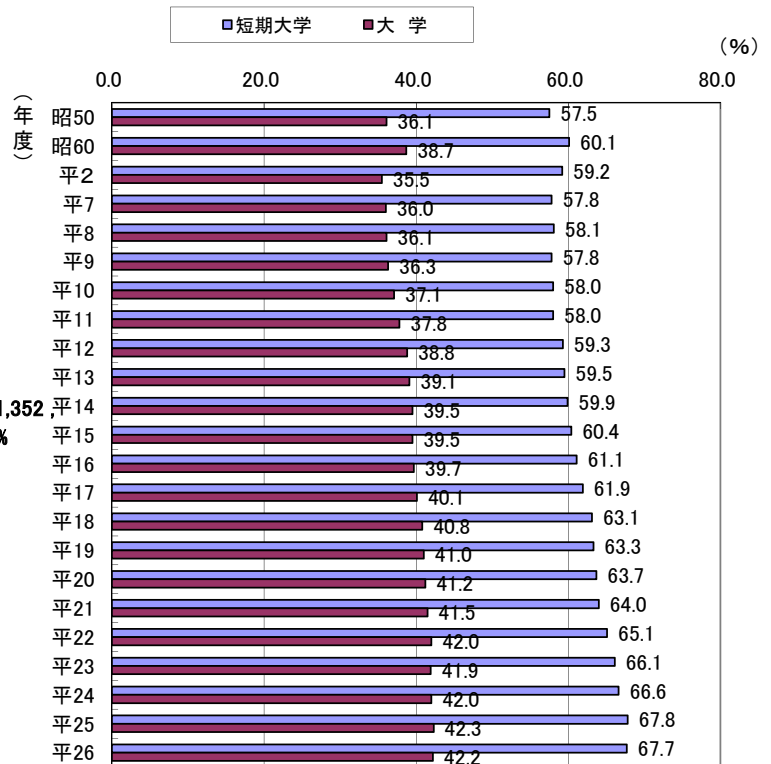
2 学校基本調査(平成26年度速報)による。

■ 短期大学の概要④

<分野別学生数(平成26年度)>



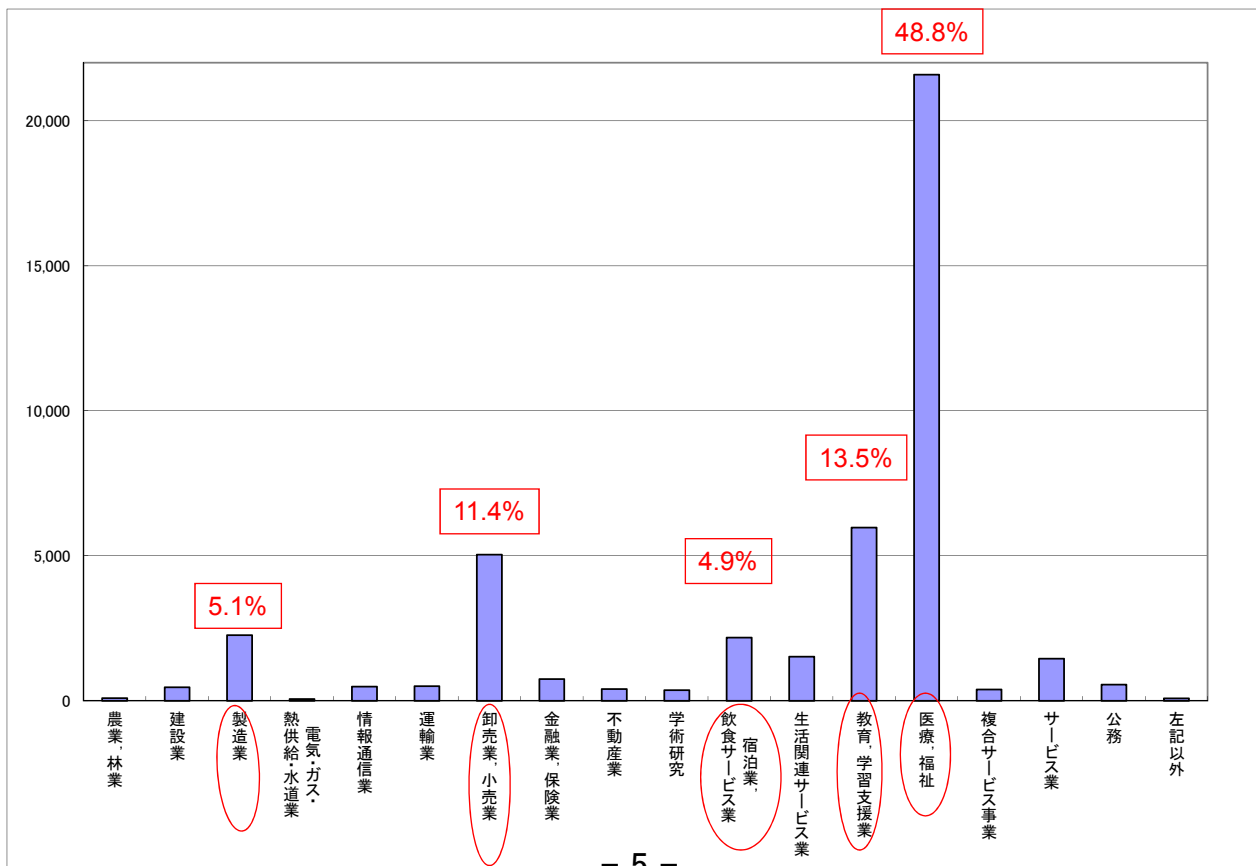
<短期大学・大学の自県内入学率>



(注)学校基本調査(平成26年度速報)による。

■ 短期大学の概要⑤

<分野別就職者数(平成26年3月卒業者)>



2. 高等教育に関する政府全体の議論等 について

今後の学制等の在り方について
(第五次提言)

平成26年7月3日

教育再生実行会議

今後の学制等の在り方について (第五次提言)

はじめに

日本は、世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進行し、生産年齢人口の加速度的な減少が見込まれる危機的な状況にあります。世界は、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の中にあります。こうした中、日本が将来にわたって成長し発展を続け、一人一人の豊かな人生を実現していくためには、個人の可能性を最大限引き出すとともに、少子化を克服し、国力の源である人材の質と量を充実・確保していく必要があります。教育再生は、一人一人をより良い人生に導く営みであり、社会の持続的な発展と経済再生を支える基盤だと言えます。

日本を支え担う人材は、戦後約70年にわたり、6－3－3－4制の学制の下で育成されてきましたが、子供や社会の状況は大きく変化しています。現在の学制の原型が導入された当時と比べて発達の早期化が見られるほか、自己肯定感の低さ、小1プロブレム¹、中1ギャップ²などの課題が指摘されています。また、グローバル化への対応やイノベーションの創出を活性化する観点から、英語教育の抜本的充実や理数教育の強化、ICT教育の充実が求められています。さらに、産業構造の変化や技術革新が進む中、質の高い職業人の育成も求められます。

こうした課題への対応として、現在の学制の枠内で、地方公共団体や大学等における様々な工夫や取組が行われていますが、少子・高齢化やグローバル化への対応は、日本が直面する大きな課題であり、一人一人の能力の伸長と意欲ある全ての人々が社会参画できる環境の構築は、国家戦略として取り組む必要があります。今、まさに日本の存立基盤である人材の質と量を将来にわたって充実・確保していくことができるかどうかの岐路に立っており、現在の学制が、これからの日本に見合うものとなっているかを見直すときであると言えます。

教育再生実行会議では、このような観点から、義務教育及び無償教育の期間、学校段階間の連携、一貫教育や区切りの在り方、職業教育制度などの学制の在り方全般について提言するとともに、これらの改革に関連する教師の在り方や条件整備について提言します。学制の在り方は広範囲にわたる問題であることから、本提言は、直ちに検討を行い速やかに実行する施策のほか、必要な財源の確保などの環境整備を図った上で実行する施策、それらの進捗等を踏まえた上で更に検討を深める施策を含めて示すこととします。政府においては、本提言に盛り込まれた諸施策について、専門的・具体的な検討を行うとともに、国民的な議論を深めながら、丁寧かつ着実に取組を進めることを期待します。

¹ 小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況。

² 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、不登校などの生徒指導上の諸問題につながっていく事態等。

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

義務教育は、一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うものであり、知・徳・体をバランス良く育てる全人教育が必要です。機会均等、水準確保、無償制という義務教育の根幹を国の責務として保障しつつ、義務教育を抜本的に充実するため、その年限³や無償教育の期間について考える必要があります。

幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、言葉の習得や心身の発達の早期化、小学校教育との接続等を踏まえ、幼児教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが重要です。諸外国においても、幼児教育の重要性に鑑み、その質の向上や無償化への取組が進められています。少子化対策の観点からも、財源を確保しつつ幼児教育の無償化を段階的に進めるとともに、将来的な義務教育化も視野に入れ、質の高い幼児教育を保障することが必要です。その際、保護者が子供の教育に第一義的責任を有していることを自覚し、家庭の十分な協力を得ながら幼児教育の充実が図られることが大切です。

高等学校段階の教育においては、第四次提言で述べたように、義務教育の基礎の上に、変化の激しい現代社会において主体的な自己を確立し自ら学び行動していくための幅広い教養と一定の専門的な知識、職業観等を身に付け、社会の発展に寄与する志や責任感を養うことが求められます。生徒の能力や適性は多様であり、生徒の学習ニーズに対応した教育を受けられるよう多様化や特色化を図ることが重要です。また、この時期は、社会人になるための助走期間であり、意欲ある全ての子供に挑戦の機会が与えられるよう、家庭の経済状況にかかわらず教育機会を保障する必要があります。

(幼児教育の充実、無償教育、義務教育の期間の延長等)

- 幼児教育の質の向上のため、国は、幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。保育所、認定こども園においても教育の質の向上の観点から見直しを図る。また、子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、処遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。
- 市町村は、幼児教育行政に携わる人材の確保、専門性の向上をはじめ、幼児教育行政を担う体制の整備を進める。国は、市町村の幼児教育に関する責任・役割を明確にするとともに、市町村の取組を積極的に支援する。その際、幼児期にお

³ 平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的についての規定が新たに置かれるとともに、その期間について、将来延長する可能性も視野に入れ、9年とされていた規定が削除され、学校教育法に委ねられた。

ける特別支援教育を含めた教育の充実が一層図られるよう、教育指導や研修等において教育行政部局が専門性を発揮する。

- 3～5歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。
- 幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、国は、次の段階の課題として、全ての子供に質の高い幼児教育を無償で保障する観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園における5歳児の就学前教育について、設置主体等の多様性も踏まえ、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討する。
- 国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する。

(高等学校教育、修学支援の充実)

- 高等学校教育において、生涯にわたって学ぶ基礎となる力を育成するとともに、生徒の多様な状況や学習ニーズに対応した教育が積極的に行われ、様々な進路に挑戦できるよう、地方公共団体及び学校は、その実態に合わせて教育課程を工夫したり、民間の外部検定試験等の活用を図ったりするなど、高等学校教育の特色化を進め、国は適切な支援を行う。
- 国及び地方公共団体は、特に低所得者層を対象として高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程等の修学のための支援策を一層推進し、家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある全ての子供に高等学校段階の教育機会を保障する。
- 高等学校等を卒業した後も、意欲と能力のある者が、経済的な困難があっても高等教育への修学を断念することなく、学び挑戦していくことができるよう、国及び大学は、授業料減免や所得連動返還型奨学金などの支援策を一層推進する。専修学校についても修学支援が図られるよう取り組む。

(2) 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。

学校段階間の区切りは、一定の年齢層の子供を同一の方式で教育するという意味がありますが、いじめや不登校が中学校第1学年で急増するなど教育上の様々な課題との関係が指摘されています。一方、地方公共団体における小中一貫教育の取組により、

学力向上や中1ギャップの緩和などの効果も報告されています。また、現在の学制の原型が導入された当時に比べ、子供の身体的成長や性的成熟が約2年早期化しているほか、小学校への英語教育の導入をはじめとして学習内容の高度化が進んでいます。こうしたことから、学校段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育の推進が求められます。また、区切りを一律に変更することについては、これらの取組の進捗状況、その成果や課題等を踏まえた上で、更なる検討を行うことが必要と考えます。

- 学校段階間の移行を円滑にする観点から、幼稚園等と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携が一層推進されるよう、国は、教育内容等を見直すとともに、地方公共団体及び学校は、教員交流や相互乗り入れ授業等を推進する。特に、今後、拡充が予定されている英語のほか、理科等の指導の充実のため、小学校における専科指導の推進を図る。また、コミュニティ・スクールの導入の促進により、保護者や地域住民の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進する。
- 国は、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を4-3-2や5-4のように弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにする。小中一貫教育学校（仮称）の設置を促進するため、国、地方公共団体は、教職員配置、施設整備についての条件整備や、私立学校に対する支援を行う。
- 国は、上記で述べた学校間の連携や一貫教育の成果と課題について、きめ細かく把握・検証するなど、地方公共団体や私立学校における先導的な取組の進捗を踏まえつつ、5-4-3、5-3-4、4-4-4などの新たな学校段階の区切りの在り方について、引き続き検討を行う。
- 学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

職業教育は、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要です。特に、高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、i) 大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本と

し、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない、ii) 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない、iii) 専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。こうした課題を踏まえ、大学、高等専門学校、専門学校⁴、高等学校等における職業教育を充実するとともに、質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます。

また、学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるよう、高等教育機関の間での進路変更の柔軟化を図ることが必要です。

（職業教育の充実、強化）

- 高等学校段階における職業教育の充実のため、国及び地方公共団体は、卓越した職業教育を行う高等学校（専門高校）への支援を充実し、更なるレベルアップを図る。学習や学校生活に課題を抱える生徒に対しても、社会に貢献し責任を果たしながら自己実現を図る社会人となることができるよう、学力向上や就職支援のための指導員の配置充実等を図る。また、地方公共団体と学校、関係機関が連携し、中途退学者も含め、新たな挑戦に臨む進路変更希望者に対する転学、再修学や就職のための相談・支援を行う体制を構築する。
- 高等学校段階から5年間かけて行われる職業教育の効果は高いことから、国及び高等専門学校は、産業構造の変化やグローバル化等に対応した実践的・創造的技術者を養成することができるよう、教育内容の改善に取り組むことと併せ、新分野への展開に向けて現在の学科構成⁵を見直す。また、国、地方公共団体等は、高等学校や専修学校高等課程と専門学校や短期大学との連携、高等学校専攻科の活用を推進する。
- 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようにし、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する。

⁴ 専門学校においては、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、職業実践専門課程の文部科学大臣認定制度が平成26年度から実施されている。同年度において472校1,373学科が認定を受けている。（平成25年度における専門学校の学校数・学科数は、2,811校8,128学科）

⁵ 平成25年度において、高等専門学校の学科（247学科）のうち、工業系96.8%（239学科）、商船2.0%（5学科）、その他1.2%（経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各1学科）となっている。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

- 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。
- 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。
- 国は、厳格な成績評価・卒業認定の下、大学学部・大学院の早期卒業制度及び飛び入学制度が一層活用されるようにするとともに、学士課程及び修士課程の修業年限の在り方について検討し、大学における学士・修士の一貫した教育課程を導入しやすくする。早期卒業及び飛び入学の推進、編入学や転学、社会人の学び直し等の機会の拡大に際しては、国立大学法人運営費交付金や私学助成における運用の見直しや支援を行う。
- 国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とするとともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。

2. 教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。

上記1で述べた改革を実現に導くには、子供一人一人の可能性を引き出し、能力を伸ばしていく教師の存在が不可欠であり、その資質・能力の向上や配置の充実を一体のものとして行わなければなりません。教師が自らの人間性や専門性を発揮して子供を教え導くことができるよう、学制改革の機会を捉え、免許、養成、採用、研修、配置、処遇などの制度全般の在り方を考える必要があります。

学制改革に伴い、学校間の連携や一貫教育を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教師が学校種を越えて教科等の専門性に応じた指導ができるよう教員免許制度を改革するとともに、専科指導等のための教職員の配置や専門性を持つ人材の活用を図ることが必要です。

また、教師には、教育に対する強い情熱、豊かな人間性や社会性、実践的で確かな

指導力が求められます。自ら学び続ける強い意志を備えた質の高い教師を確保するとともに、教師が社会から尊敬され、その力が十分に発揮されるよう、教師の養成や採用、研修等の在り方についても見直す必要があります。

(学制改革に応じた教師の免許、配置等の在り方)

- 国は、教師が教科等の専門性に応じ、小学校と中学校、中学校と高等学校などの複数の学校種において指導可能な教科ごとの免許状の創設⁶や、複数学校種の免許状の取得を促進するための要件の見直しなど教員免許制度の改革を行う。地方公共団体は、複数学校種の免許状保有者の採用や、現職の教師による他校種免許状の取得の促進を図る。
- 国及び地方公共団体は、小学校と中学校の連携推進や、各学校における教科の専門性に応じた教育の充実のため、小学校における専科指導のための教職員配置を充実する。また、特別免許状制度や特別非常勤講師制度の活用や、学校支援ボランティアの推進等により、学校の教育活動において、社会経験や専門的知識・技能の豊かな社会人、外国人指導者、文化・芸術・スポーツの指導者など多様な人材の積極的な登用を図る。
- 学力の定着等に課題を抱える児童生徒や、発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。

(質の高い教師を確保するための養成、採用、研修等の在り方)

- 実践的な力を備えた教師を養成し採用することができるよう、国は、大学において、インターンシップやボランティア活動など学生に学校現場を経験させる取組を推進するとともに、採用前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み（教師インターン制度（仮称））の導入を検討する。こうした仕組みの導入に際しては、教育実習の内容や期間、地方公共団体や学校による採用選考の時期や期間、初任者研修の内容や研修期間中の教職員定数の在り方等も含め、総合的な検討を行う。
- 大学は、質の高い教師を養成するため、実践型のカリキュラムへの転換、組織編成の抜本的な見直し・強化など、教員養成を担う学部や教職大学院の質的充実

⁶ 現行の教員免許制度においては、学校種ごとに免許状が設けられており、原則として、一の免許状では、複数の学校種において指導ができない。

を図る。地方公共団体と教職大学院などの大学が連携して、管理職を養成する研修も含め、教師の研修を充実し、自ら学び続ける強い意志、リーダーシップや創造性などの資質向上を図る。国は、優秀教師の処遇の改善等と併せ、こうした取組を積極的に支援する。

- 国及び地方公共団体は、課題解決・双方向型授業等にも対応した質の高い教育を実現するため、教職員配置の充実を図る。また、教師の勤務時間や授業以外の活動時間が世界的に見て格段に長い⁷ことを踏まえ、教師が子供と向き合う時間を確保し、教育活動に専念できるようにする観点から、学校経営を支える管理・事務体制の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの多様な専門職の配置や活用が進むよう、制度面・財政面の整備を行う。
- 国及び地方公共団体は、教師に対する社会からの信頼感や尊敬の念が醸成され、優秀な人材を教育現場に引き付けるため、いわゆる人材確保法の初心に立ち返り教師の処遇を確保する。真に頑張っている教師に報いることができるよう、優れた教師に対する顕彰を行い、人事評価の結果を処遇等に反映するとともに、諸手当等の在り方を見直し、メリハリのある給与体系とするなどの改善を図る。

3. 一人一人の豊かな人生と将来にわたって成長し続ける社会を実現するため、教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える。

上記1及び2で述べた、義務教育、無償教育の期間の見直し、幼児教育の充実、小中一貫教育の制度化など学校段階間の連携や一貫教育の推進、実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化など、新しい時代にふさわしい学制を構築し、将来を見据えた改革を断行していくためには、財源措置を含む条件整備が必要であり、社会全体で教育への投資を重視する意識改革を一体的に行うことが重要です。

日本の現状は、高齢者世代に比べて、子供・若者世代への公的な支出が圧倒的に少ない状態です。特に、私学の多い就学前教育と高等教育段階における公財政負担や、一人一人の状況に応じた修学支援等が十分でなく、これらの充実が求められます。

教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育投資は、個人の能力の向上、自己実現、所得の増加、出生率の向上、経済成長、税収増加などの効果をもたらします。特に、子育てや教育にお金がかかりすぎることで、子供を産み育てたい人の希望を阻害する最大の要因となっており、教育費負担の軽減は、少子化対策の鍵であると言えま

⁷ OECDによる国際教員指導環境調査（TALIS2013）によれば、中学校段階の教師の1週間あたりの勤務時間について、日本は53.9時間であり、調査参加国（34か国・地域）中最長（参加国平均は38.3時間）。授業時間は参加国平均（19.3時間）と同程度（17.7時間）だが、特に、スポーツ・文化などの課外活動（日本：7.7時間、参加国平均：2.1時間）や事務業務時間（日本：5.5時間、参加国平均：2.9時間）が長い。

す。また、意欲ある全ての子供・若者、社会人に挑戦の機会を保障し、質の高い教育を実現することは、貧困の連鎖を断ち、一人一人の豊かな人生の実現に寄与するものです。さらには、個人の能力の向上は、社会全体の生産性の向上をもたらし、将来にわたって成長し続ける社会の実現につながります。逆に、人材の質と量を充実・確保するための教育投資を怠れば、我が国は、今後、少子・高齢化の急速な進展等により、労働力人口の急激な減少や、それに伴う経済成長の鈍化、社会保障制度の維持の困難化など危機的な状況に陥る恐れがあります。

こうしたことから、家庭の経済状況や発達の状況等にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人に質の高い教育機会を確保していくことが不可欠であり、世代を超えて総がかりで教育を支える社会の実現を目指すべきです。特に、幼児教育の段階的な無償化をはじめ、教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育政策について、子供・若者の未来のため、安定的な財源を確保しつつ、「未来への投資」と位置付けて重視することが必要です。

教育財源の確保に当たっては、少子化に伴って逡減する費用や教育的観点からの学校統廃合等によって生じた財源を教育の質の向上に活用すべきです。また、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ、とりわけ教育費負担の軽減のために大胆に移していくことや民間資金の活用等も重要です。政府においては、教育投資の一層の重視や教育財源の確保のための方策について、その意義・効果を踏まえて更に国民的な議論を深め、実行していくことを期待します。

- 家庭の経済状況や発達の状況等にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人が質の高い教育を受けることができ、一人一人の能力や可能性を最大限伸ばし、将来にわたって成長し続ける社会の実現を目指し、国は、子供・若者の未来のため、幼児教育の段階的な無償化をはじめ、教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育政策について、「未来への投資」と位置付けて重視する。教育財源の確保に当たり、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ大胆な移行を図る。
- 国は、在学中にかかる費用を卒業後の収入に応じて負担する所得連動返還型奨学金の充実、税制上のインセンティブを通じた寄附の促進等による民間資金の活用や世代間資産移転の促進等も含め、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える安定的な教育財源を確保する取組について、国民的な理解を得つつ推進する。
- 教育投資は、少子化対策の観点からも極めて重要であることを踏まえ、国、地方公共団体、産業界、教育界の代表等による「教育サミット（仮称）」を開催し、教育投資の重要性についてアピールするなど、社会総がかりで子供・若者を支える意識や環境の醸成を図る。

今後の学制等の在り方について
(第五次提言参考資料)

1. 我が国の学制の変遷、 諸外国の学制

我が国の学制の変遷（主な答申等と文科省の取組状況）

	提言事項	取組状況
幼児教育	<ul style="list-style-type: none"> ・4, 5歳児から小学校低学年まで一貫する学校 ＜S46中教審答申＞ ・幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続 ＜H20中教審答申＞ ・就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設の制度設計を検討 ＜H17中教審答申＞ ・幼児教育の無償化を実現 ＜H20教育再生懇談会第一次報告＞ ・幼児教育無償化の段階的实施 ＜H25幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議取りまとめ＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼小の円滑な連携を幼稚園教育要領・学習指導要領に規定＜H20＞ ○認定こども園制度を創設 ＜H18「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」制定、H24一部改正法制定＞ ○幼児教育無償化に関する「環境整備」 ＜H26予算において就園奨励費補助の拡充＞
中高一貫教育	<ul style="list-style-type: none"> ・中高一貫学校の先導的試行＜S46中教審答申＞ ・6年制中等学校の導入＜S60第一次臨教審答申＞ ・中高一貫教育の導入＜H9中教審答申＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ○中高一貫教育制度を導入 ＜H10（学校教育法改正）＞
6-3-3関連	<ul style="list-style-type: none"> ・小中・中高の区切りの変更＜S46中教審答申＞ ・9年制の義務教育学校の導入、カリキュラム区分の弾力化 ＜H17中教審答申＞ ・小中一貫教育の推進＜H19教育再生会議第三次報告＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発学校を活用した小中高の区分の変更の研究 ＜S51～＞ ○教育課程特例校制度を活用した小中連携の取組の促進 ＜H20～＞
高大連携	<ul style="list-style-type: none"> ・大学入学以前の学習成果の単位認定＜H3中教審答申＞ ・生徒の学校外における学修等の単位認定を積極的に検討 ＜H8中教審答申＞ ・高校段階の生徒に大学レベルの教育に触れる機会を提供 ＜H10大学審答申＞ ・高校段階の生徒に大学レベルの教育を履修する機会の拡大 ＜H11中教審答申＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学前既修得単位の大学における認定 ＜H3（大学設置基準改正）＞ ○生徒の学校外における学修の単位認定の対象の範囲を大学等に拡大＜H10（学校教育法施行規則改正）＞ ○上記学修の認定単位数の拡大 ＜H17（学校教育法施行規則改正）＞

	提言事項	取組状況
職業教育	<ul style="list-style-type: none"> ・技術専門の学校の創設 <S32中教審答申> ・中等教育から前期高等教育までの一貫教育を他の目的、専門分野へ拡大 <S46中教審答申> ・高等専門学校の分野の制限の廃止 <H3大学審答申> 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等専門学校制度を創設 <S36（学校教育法改正）> ○高等専門学校の学科規制撤廃 <H3（高等専門学校設置基準改正）>
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学校は数及び種類が多いため、実態を調査し、制度を検討 <S30中教審答申> ・各種学校のうち後期中等教育段階の青少年を対象とする課程については、必要な基準を整備 <S41中教審答申> 	<ul style="list-style-type: none"> ○専修学校制度を創設 <S51（学校教育法改正）>
	<ul style="list-style-type: none"> ・職業実践的な教育に特化した新たな枠組みの整備 <H23中教審答申> 	<ul style="list-style-type: none"> ○職業実践専門課程制度を創設 <H25（文部科学省告示）>
飛び入学・飛び級	<p>(高校→大学(学部))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力に応じて進級・進学に例外的な措置を認める <S46中教審答申> ・飛び入学ができるよう大学入学年齢制限を撤廃 <H12教育改革国民会議報告> ・飛び級、飛び入学の促進 <H19教育再生会議第三次報告> <p>(学部→大学院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた学部3年次修了者に大学院進学を認める措置 <S61臨教審第二次答申> 	<p>(高校→大学(学部))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数学又は物理分野に限定して大学への飛び入学を制度化 <H9（学校教育法施行規則改正）> ○対象分野の制限を撤廃し、法律上の位置付けを明確化 <H13（学校教育法改正）> <p>(学部→大学院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学院への飛び入学を制度化 <H1（学校教育法施行規則改正）> ○大学の早期卒業制度を導入 <H11（学校教育法改正）> ○法律上の位置づけを明確化 <H13（学校教育法改正）>

諸外国の学校制度①（主に初等中等教育）

国名	イギリス (2013年)	ドイツ (2013年)	フランス (2013年)	オランダ (2013年)	フィンランド (2012年)
学 制	6-5-2	4-5/6/8/9, 6-4/6/7 (州や学校種により異なる)	5-4-3	8-4/5/6 (学校種により異なる)	6-3-3
義務教育期間	5歳から16歳 (11年間) ※2015年までに18歳まで教育又は訓練を受けることを義務化	6歳～15歳(16歳) (9～10年間) ※州により異なる	6歳から16歳 (10年間)	5歳～18歳又は基礎資格取得まで (最長13年間) ※ただし、初等教育の開始は4歳から ※2007年に現在の制度に変更	7歳から16歳 (9年間)
学校教育における無償期間	5歳から18歳 (初等中等教育)	5歳(6歳)から高等教育段階まで無償 ※州により異なる	すべての教育段階で公教育は原則無償。	4歳から18歳までの最長14年間	6歳から高等教育段階まで無償。
職業教育を主とする学校が登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメージ ※代表的な大学までの進学経路を示しており、正確な学校系統図は参考資料集を参照 〇は無償化部分 ■は義務教育部分					

国名	アメリカ (2013年)	ロシア (2011年)	シンガポール (2013年)	韓国 (2013年)	中国 (2013年)	日本
学 制	5-3-4、4-4-4、 6-3-3、6-2-4、 6-6、8-4 等 (学区により異なる)	4-5-2(3) (ただし、9年制 あるいは11年制の 学校が一般的)	6-4-2(3)、 6-5-2(3)、 6-6	6-3-3	6-3-3 (一部地域で 5-4-3)	6-3-3
義務教育 期間	5~8歳から16~18歳 (10~13年間) ※州により異なる ※最近20年で約3分の1の州 が義務教育期間を延長	6歳6か月から17歳6か月 (11年間)	6歳から12歳 (6年間) ※2003年より初等教育を義務 化	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)
学校教育に おける 無償期間	5~18歳 (幼稚園(5歳児)~ ハイスクール)	原則6~17歳 (基礎学校・初等中等教 育学校の第1~11学年)	6~12歳 (初等学校)	3~15歳 (幼稚園~中学校) ※私立幼稚園についても段階 的な無償化を導入中。高等学 校の無償化についても検討中	6~15歳 (小学校~初級中学)	6~18歳 (小学校~高等学校) ※高等学校は所得制限があ る
職業教育を 主とする学校が 登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメ ージ ■は無償化部分 ■は義務教育部分 ※代表的な大学まで の進学経路を示して おり、正確な学校系統 図は参考資料集を参 照						

諸外国の学校制度②（義務教育年数と開始年齢）

【義務教育年数】

5年(3か国)	バングラデシュ, マダカスカル, ラオス
6年(8か国)	アラブ首長国連邦, イラク, コンゴ民主共和国, サウジアラビア, シンガポール, フィリピン, ベナン, マレーシア
7年(1か国)	モザンビーク
8年(7か国)	イラン, インド, エチオピア, クウェート, クロアチア, ケニア, マケドニア
9年(34か国)	アフガニスタン, イエメン, インドネシア, エクアドル, エジプト, エストニア, オーストリア, 韓国, カンボジア, キューバ, グアテマラ, ジブチ, スイス, スウェーデン, スリランカ, スロベニア, タイ, チェコ, チュニジア, 中国, ドイツ(一部の州では10年), ナイジェリア, バーレーン, フィンランド, ブラジル, ブルネイ, ベトナム, ポルトガル, 南アフリカ, メキシコ, モロッコ, モンゴル, リビア, リトアニア
10年(19か国)	アイスランド, アイルランド, イタリア, オーストラリア, カナダ(一部の州は12年), ガボン, ギリシャ, コートジボワール, コロンビア, スペイン, スロバキア, デンマーク, トルクメニスタン, ニュージーランド, ノルウェー, フランス, ブルガリア, ポツワナ, ヨルダン
11年(5か国)	アゼルバイジャン, イギリス, イスラエル, カザフスタン, ラトビア
12年(8か国)	ウズベキスタン, カタール, 北朝鮮, チリ, トルコ, ペルー, ベルギー, ポーランド
13年(3か国)	アルゼンチン, オランダ, ハンガリー

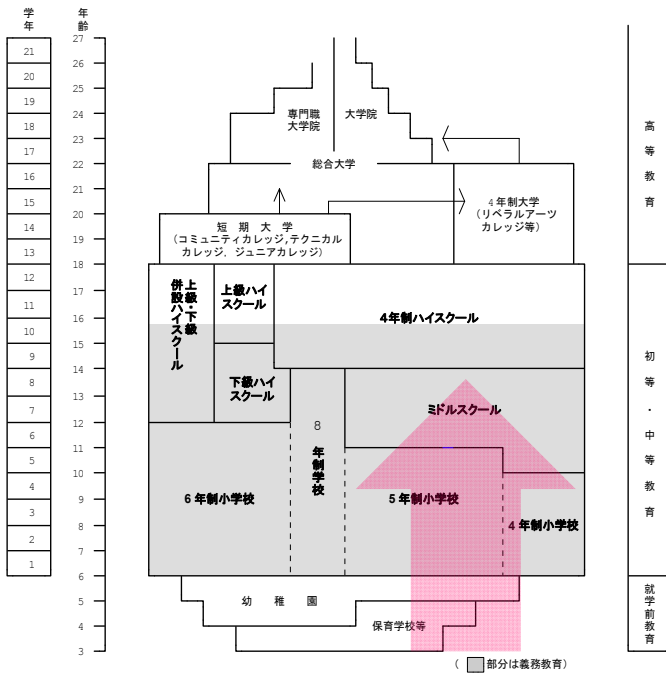
【義務教育開始年齢】

5歳(11か国)	アルゼンチン, イギリス, イスラエル, オランダ, 北朝鮮, ギリシャ, コロンビア, スリランカ, ハンガリー, ペルー, ラトビア
6歳(66か国)	アイスランド, アイルランド, アゼルバイジャン, アフガニスタン, アラブ首長国連邦, イエメン, イタリア, イラク, イラン, インド, ウズベキスタン, エクアドル, エジプト, オーストラリア, オーストリア, カタール, カナダ, ガボン, 韓国, カンボジア, キューバ, クウェート, クロアチア, ケニア, コートジボワール, コンゴ民主共和国, サウジアラビア, ジブチ, シンガポール, スイス, スロバキア, スロベニア, タイ, チェコ, チュニジア, チリ, 中国, デンマーク, ドイツ, トルコ, ナイジェリア, ニュージーランド, ノルウェー, バーレーン, バングラデシュ, フィリピン, ブラジル, フランス, ブルガリア, ブルネイ, ベトナム, ベナン, ベルギー, ポツワナ, ポーランド, ポルトガル, マダカスカル, マレーシア, 南アフリカ, メキシコ, モザンビーク, モロッコ, モンゴル, ヨルダン, ラオス, リビア
7歳(11か国)	インドネシア, エストニア, エチオピア, カザフスタン, グアテマラ, スウェーデン, スペイン, トルクメニスタン, フィンランド, マケドニア, リトアニア

ユネスコやEUなどの公表資料に基づき学校制度の概要が分かる国(88か国)について作成

諸外国の学校制度③ (アメリカの学制)

学校系統図



主要な学校種(公立)の学校数の推移

	1980年	2010年
6年制小学校	25,010校	11,018校
8年制学校	6,710校	6,192校
5年制小学校	9,852校	24,999校
(5年制小学校は1982年の数値)		
下級ハイ	5,890校	2,855校
ミドルスクール	6,003校	13,045校
上級下級併設	3,677校	3,100校
4年制ハイ	8,175校	15,413校
上級ハイ	2,583校	908校

出典: NCES, Digest of Education Statistics, 各年版

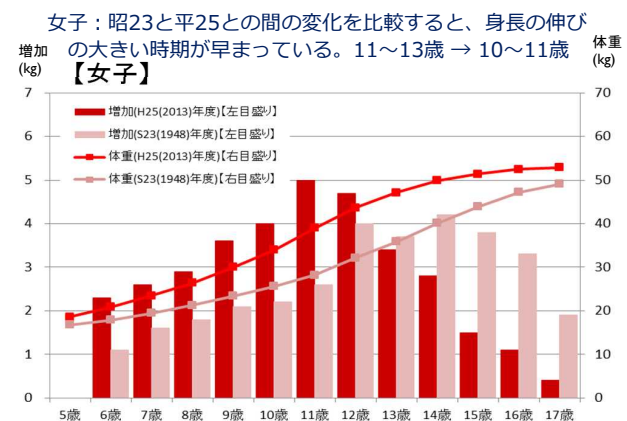
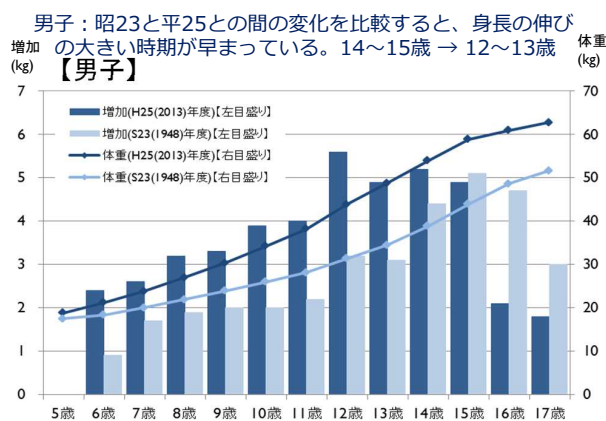
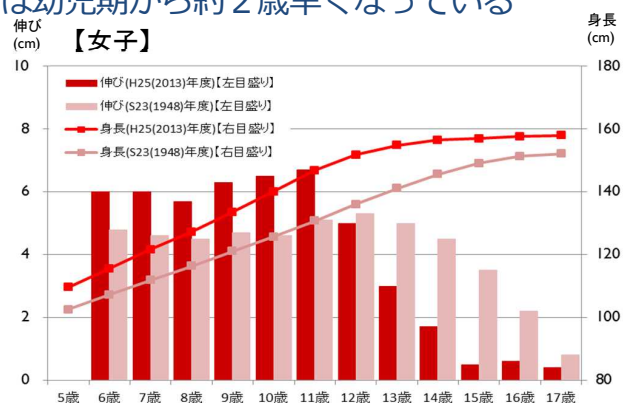
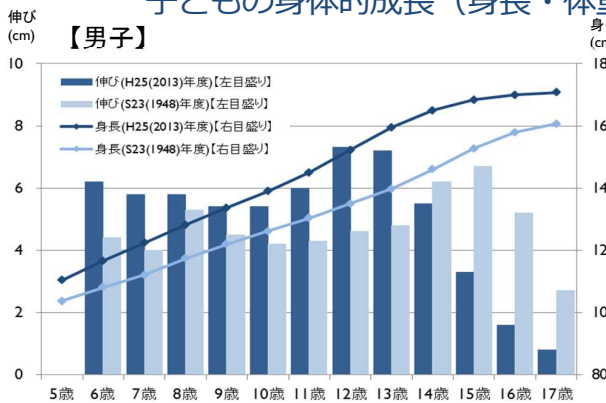
アメリカの義務教育年数

	9年間		10年間		11年間		12年間		13年間					
	開始年齢	終了年齢	開始年齢	終了年齢	開始年齢	終了年齢	開始年齢	終了年齢	開始年齢	終了年齢				
アラスカ	7	16	アリゾナ	6	16	アラバマ	6	17	アーカンソー	5	17	コネチカット	5	18
アイダホ	7	16	フロリダ	6	16	コロラド	6	17	カリフォルニア	6	18	ワシントンD.C.	5	18
インディアナ	7	16	ジョージア	6	16	デラウェア	5	16	ハワイ	6	18	ニューメキシコ	5	18
ミネソタ	7	16	イリノイ	7	17	カンザス	7	18	ネブラスカ	6	18	オクラホマ	5	18
モンタナ	7	16	アイオワ	6	16	ルイジアナ	7	18	ニューハンプシャー	6	18	バージニア	5	18
ノースカロライナ	7	16	ケンタッキー	6	16	メリーランド	5	16	オハイオ	6	18			
ノースダコタ	7	16	メイン	7	17	ミシシッピ	6	17	サウスカロライナ	5	17			
ペンシルバニア	8	17	マサチューセッツ	6	16	ネバダ	7	18	サウスダコタ	6	18			
ワイオミング	7	16	ミシガン	6	16	オレゴン	7	18	テキサス	6	18			
			ミズーリ	7	17	テネシー	6	17	ユタ	6	18			
			ニュージャージー	6	16				ウィスコンシン	6	18			
			ニューヨーク	6	16									
			ロードアイランド	6	16									
			バーモント	6	16									
			ワシントン	8	18									
			ウェストバージニア	6	16									
	9州		16州			10州			11州			5州(ワシントンD.C.を含む)		

2. 子供の発達、幼児教育、高校生等への修学支援等

男女児童の身長・体重平均値

子どもの身体的成長（身長・体重）は幼児期から約2歳早くなっている



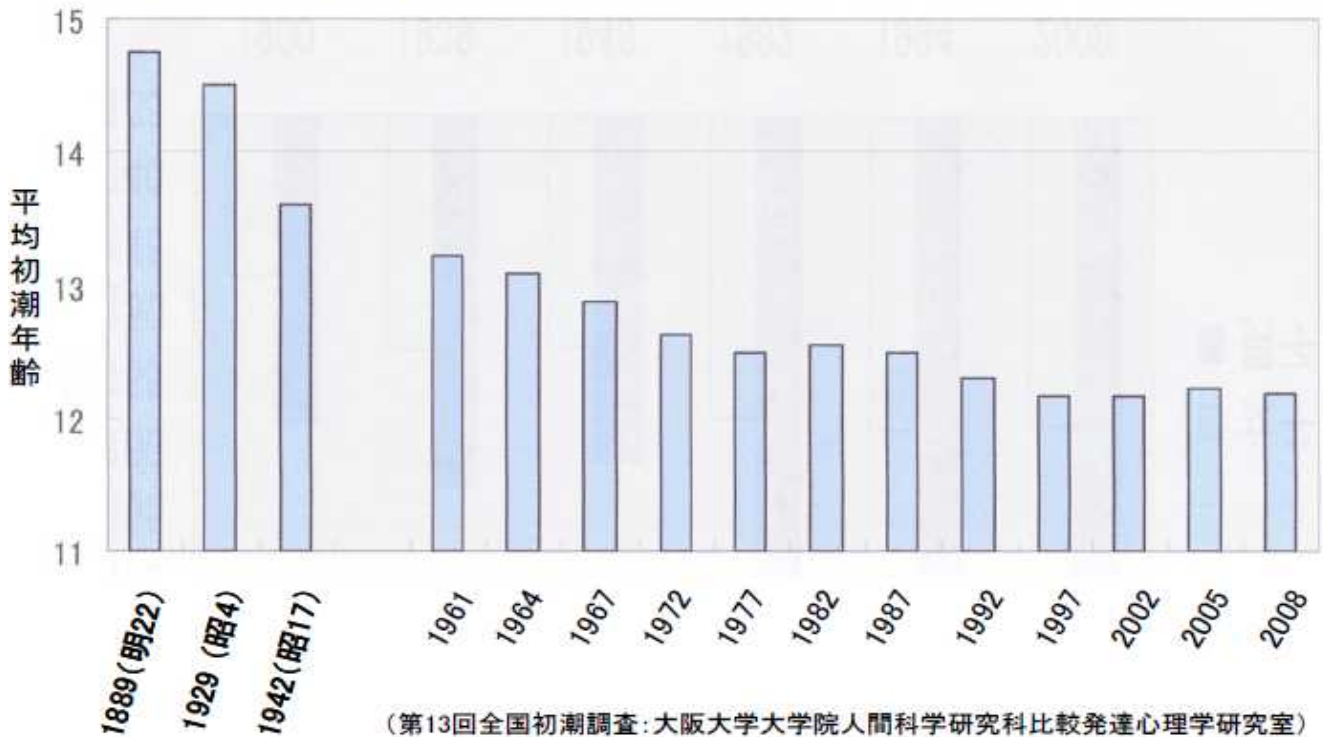
男子：昭23と平25との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。14～16歳 → 12～15歳

女子：昭23と平25との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。12～15歳 → 11～12歳

出典：昭和23年(1948)度及び平成25年(2013)度 学校保健統計調査より

日本女性の初潮年齢の推移

性的成熟は昭和の初めと比べて 1980年代までに約 2 歳早くなっている



栄養や情報刺激が重要であると言われている。

出典：第16回教育再生実行会議 無藤隆白梅学園大学教授提出資料

3・4・5歳児の読み書き能力の経年比較

かな文字の読みは半世紀ほどで約 2 歳早くなった

調査機関		国語研調査	基礎学研調査	基礎学力研	基礎学力研	
		テスト・面接法	テスト・面接法	母親アンケート	母親アンケート	
調査時期		1967年11月	1988年11～12月	1988年11～12月	2005年9～12月	
調査対象		幼稚園児	保育所児／幼稚園児	保育所児、幼稚園児	保育所児、幼稚園児	
読み	46文字	5歳児	36.8	43.8 / 43.9		
		4歳児	24.4	34.7 / 35.1		
		3歳児	—	14.0 / 16.7		
	71文字	5歳児	53	65.9 / 66.1	77	85.71
		4歳児	33.5	49.7 / 50.3	54.5	70
		3歳児	—	18.6 / 22.5	19.9	36.92
書き	46文字	5歳児	19.9	31.6 / 35.8		
		4歳児	8.7	15.9 / 19.5		
		3歳児	—	3.7 / 4.70		
	71文字	5歳児	26	44.6 / 50.9	59.7	66.07
		4歳児	10.8	20.9 / 25.8	28.9	41.5
		3歳児	—	4.5 / 5.80	7.9	13.95
数字の単位		字(読み・書きできる文字数)		% (60～71文字読み・書きできる人数の割合)		

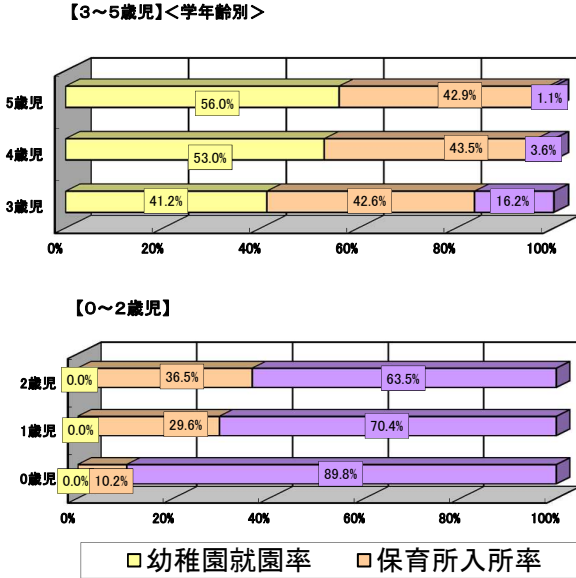
(国立国語研究所 1967 ; 島村他 1988 ; 三神他 2005 ; 三神他 2008)

1967年から1988年に掛けて、1歳近く読みが早まった（1967年5歳児の成績は1988年4歳児相当）。1988年から2005年に掛けて、読みが半年ほど早まったと見られる（1988年5歳児の成績は、2005年の4歳児と5歳児のほぼ中間）。

就学前教育・保育の実施状況

- 3歳以上児の多く(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児(0~2歳児)で保育所に入所している割合は約2割

就学前教育・保育の実施状況(平成24年度)



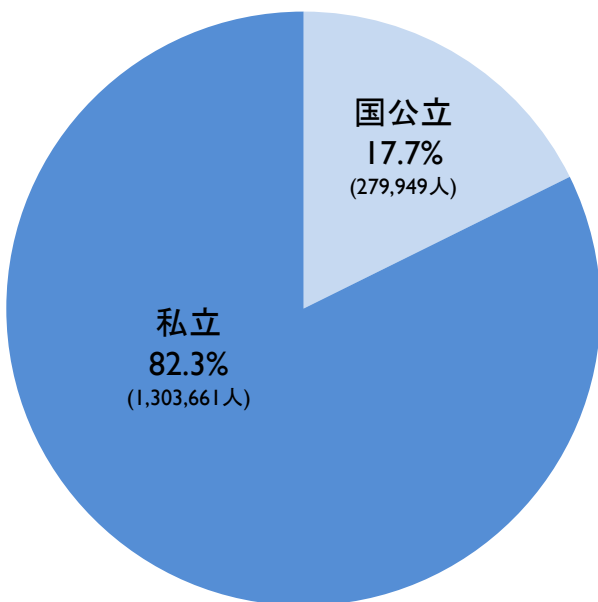
	幼稚園 在園者数	幼稚園 就園率	保育所 在所児数	保育所 入所率	推計未就園児数	未就園率	該当年齢人口
0歳児	0人	0.0%	109,000人	10.2%	959,000人	89.8%	1,068,000
1歳児	0人	0.0%	309,000人	29.6%	736,000人	70.4%	1,045,000
2歳児	0人	0.0%	381,000人	36.5%	664,000人	63.5%	1,045,000
3歳児	442,508人	41.2%	457,000人	42.6%	174,492人	16.2%	1,074,000
4歳児	566,985人	53.0%	465,000人	43.5%	38,015人	3.6%	1,070,000
5歳児	594,732人	56.0%	456,000人	42.9%	11,268人	1.1%	1,062,000
合計	1,604,225人	25.2%	2,177,000人	34.2%	2,582,775人	40.6%	6,364,000
うち0~2歳児	0人	0.0%	799,000人	25.3%	2,359,000人	74.7%	3,158,000
うち3~5歳児	1,604,225人	50.0%	1,378,000人	43.0%	223,775人	7.0%	3,206,000

※保育所の数値は平成24年の「待機児童数調査」(平成24年4月1日現在)より。
 4・5歳は「社会福祉施設等調査」(平成24年10月1日現在)の年齢別割合を乗じて推計。
 ※幼稚園の数値は平成24年度「学校基本調査報告書」(平成24年5月1日現在)より。
 なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部を含む。
 ※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成23年10月1日現在)より。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育所在所児数を差し引いて推計したものである。
 ※「社会福祉施設等調査」については、東日本大震災の影響により調査を実施していないところがある。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

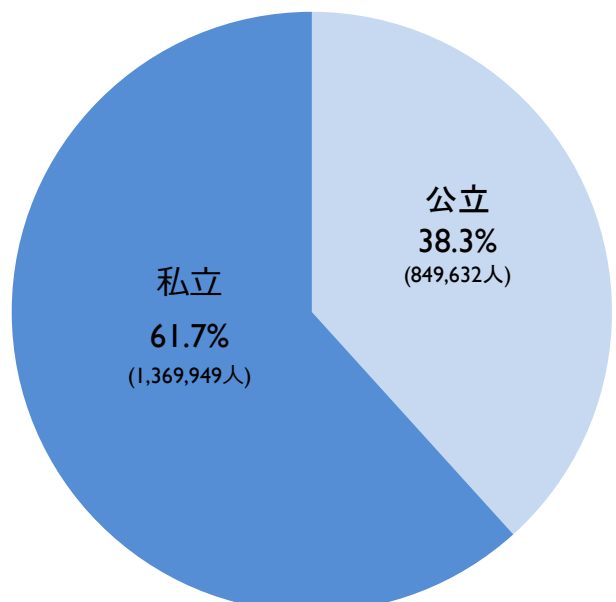
幼稚園及び保育所に通う園児数の公私別割合

幼稚園児の約8割、保育所児童の約6割は私立に通う

幼稚園(H25.5現在)



保育所(H25.4現在)



出典：学校基本調査、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)」

認定こども園制度

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定
 - ① 教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
 - ② 地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成26年4月1日現在))

認定件数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
1359	720	410	189	40

各都道府県の認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成26年4月1日現在))

都道府県	認定数	都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	72	石川県	9	岡山県	17
青森県	23	福井県	10	広島県	39
岩手県	30	山梨県	6	山口県	11
宮城県	14	長野県	15	徳島県	69
秋田県	37	岐阜県	9	香川県	1
山形県	21	静岡県	23	愛媛県	16
福島県	35	愛知県	24	高知県	20
茨城県	99	三重県	5	福岡県	40
栃木県	25	滋賀県	25	佐賀県	38
群馬県	30	京都府	2	長崎県	56
埼玉県	38	大阪府	51	熊本県	6
千葉県	27	兵庫県	118	大分県	33
東京都	103	奈良県	12	宮崎県	42
神奈川県	43	和歌山県	13	鹿児島県	35
新潟県	35	鳥取県	17	沖縄県	2
富山県	16	島根県	7	合計	1359

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社等の参加は不可)
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

【幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み】

- 基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

- 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

- 政府の推進体制

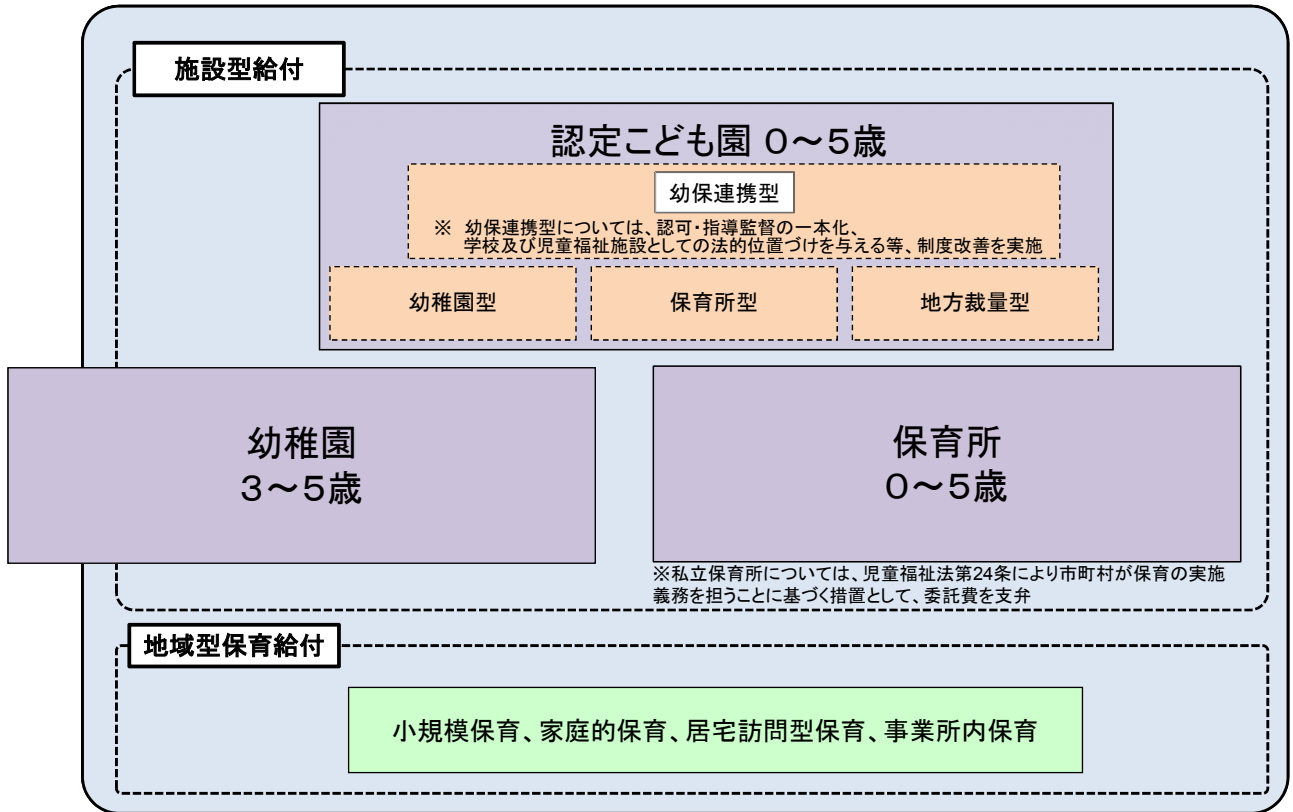
- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

- 子ども・子育て会議の設置

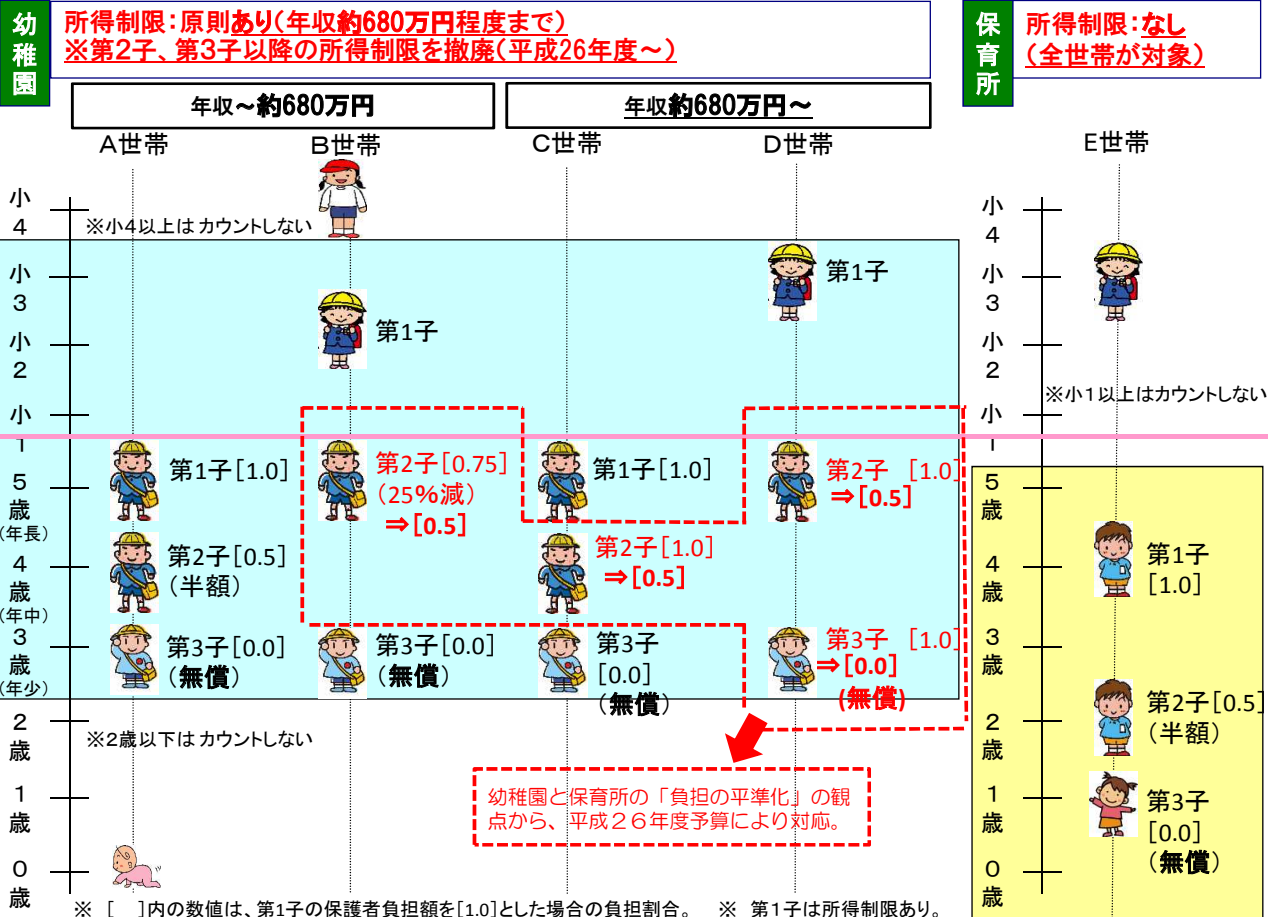
- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

子ども・子育て支援法

～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～



多子世帯の保護者負担の軽減（幼稚園と保育所との比較）



幼児教育を無償化する場合の年齢別所要額（推計）

（単位：億円）

	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	私立保育所	合計
3歳児	約30	約990	約650	約970	約2,650
4歳児	約80	約1,140	約640	約720	約2,590
5歳児	約100	約1,170	約630	約710	約2,610
合計	約220	約3,300	約1,920	約2,400	約7,840

- ※ 平成25年度政府予算ベースで推計した追加公費について、年齢別人数比（平成25年度予算ベース）を基に算定。
- ※ 保育所の4歳以上児の内訳は、平成23年度社会福祉施設等調査の4歳児・5歳児の割合を乗じて算定。
- ※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

出典：幼児教育無償化に関する関係関係・与党実務者連絡会議資料（平成25年6月6日）

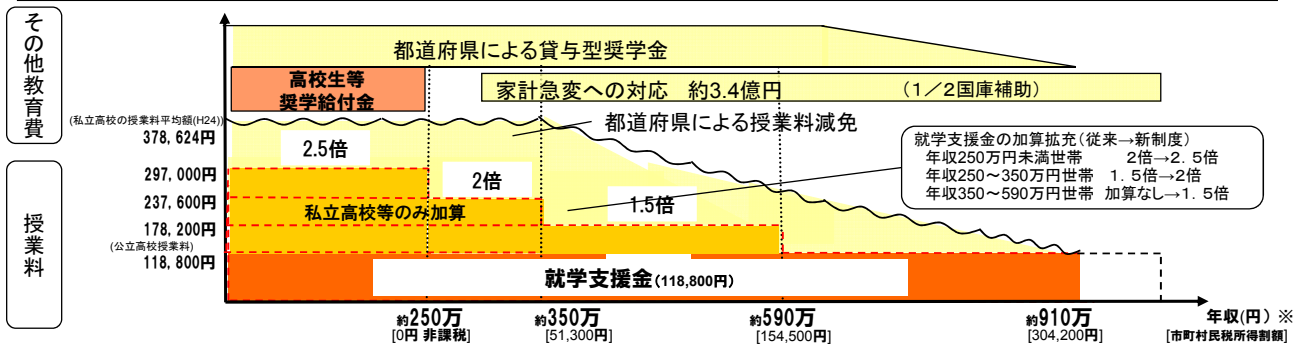
高校生等への修学支援

高等学校等就学支援金制度（新制度）

平成26年度予算額 3,868億円（平成25年度予算額 3,950億円）

高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担軽減を図る。 ※新制度は新1年生のみ対象

- ◆対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校。（海外の日本人学校等の高校生に対しても別途予算による同等の支援を行う（0.4億円））
- ◆支給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しないこととしている。
- ◆私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給する。



高校生等奨学給付金

平成26年度予算額 28億円【新規】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を創設し、都道府県に対して所要額を交付する（1/3国庫補助）。

- ◆生活保護受給世帯（通信制に在学する者を除く）
国公立：年額32,300円 / 私立：年額52,600円 ※修学旅行費相当額
- ◆第1子の高校生等がいる世帯 ※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額
国公立：年額37,400円 / 私立：年額38,000円
- ◆23歳未満の扶養されている兄・姉と第2子以降の高校生等がいる世帯
国公立：年額129,700円 / 私立：年額138,000円 ※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費相当額

高校教育を低所得世帯の生徒を対象に無償化する場合の所要額（推計）

＜私立高校の授業料平均額（約38万円）まで支給した場合の追加費用＞

（単位：億円）

年収約250万円未満世帯	年収約250～350万円未満世帯	年収約350～590万円未満世帯
約110	約110	約590

上記のほか、年収約250万円未満世帯について、授業料のほか施設整備費平均額（約17万円）を併せて支給した場合の追加費用は約230億円。

- ※ 私立高校の授業料平均額に、世帯所得別生徒数（平成26年度予算ベース）を乗じて算定。
- ※ 私立高校の授業料平均額及び施設整備費平均額は、平成24年度私立高等学校等授業料等の調査による。
- ※ 現行制度は、国公立高校等の年収約910万円未満世帯の生徒を対象に高等学校等就学支援金を支給している。公立高校については、授業料相当額（118,800円）を、私立高校については、低所得世帯の生徒に対しては、所得に応じその額を1.5～2.5倍した額を支給している。

奨学金事業の充実

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心できる環境を整備することが重要。このため、①無利子奨学金の貸与人員を増員するとともに、日本人学生の海外留学のための奨学金制度の充実、②真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実を図るなど、奨学金制度の改善充実を図る。

【対象となる学生等】

- (1) 無利子奨学金
大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程
- (2) 有利子奨学金
大学、短大、大学院、高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程

平成26年度予算
貸与人員：140万9千人
事業費総額：1兆1,745億円

無利子奨学金の貸与人員の増員

◇低所得世帯の学生等へ無利子奨学金を貸与するため、貸与人員の増員等を図るとともに、将来グローバルに活躍する日本人学生等が海外留学をする際の負担を軽減するため、海外留学のための奨学金制度の充実を図る。

＜貸与人員＞

無利子奨学金 45万2千人（2万6千人増[※]）、（有利子奨学金 95万7千人（6万人減））
※うち新規貸与者の増員分 1万2千人（うち被災学生等分4千人）

真に困窮している奨学金返還者の救済

◇延滞金賦課率の10%から5%への引き下げ[※]、経済困難を理由とする返還期限予制度の制限年数の5年から10年への延長、返還期限予制制度等の適用基準の緩和、延滞者への返還期限予制制度の適用を通じ、真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置を一層講じる。

※平成26年4月以降に生じる延滞金から適用

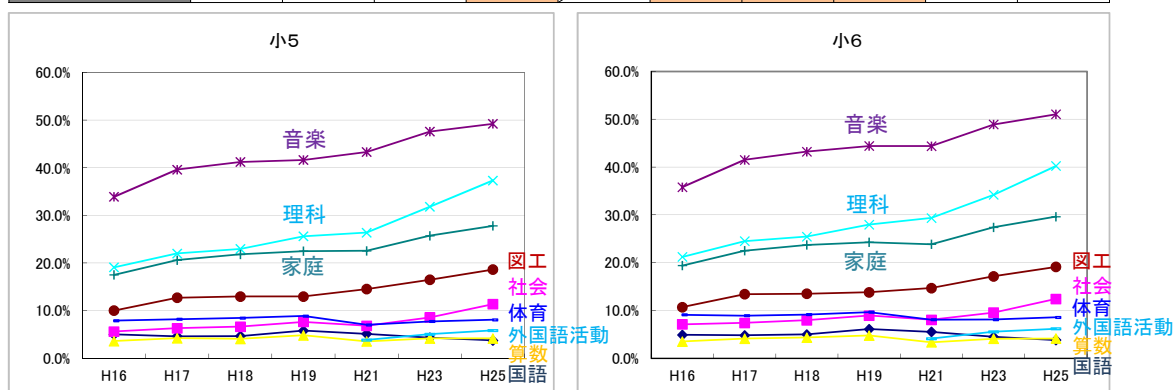
区分	無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸与人員	45万2千人（2万6千人増）	95万7千人（6万人減）
事業費	3,068億円（156億円増）	8,677億円（393億円減）
	うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	一般会計・復興特会（政府貸付金） 744億円 [うち復興特会 68億円]
貸与月額	学生が選択 （私立大学自宅通学の場合） 3万円、5.4万円	学生が選択 （大学等の場合） 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力 ・高校成績が3.5以上（1年生） ・大学成績が学部内において上位1/3以内（2年生以上）	①平均以上の成績の学生 ②特定分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計 ・907万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・300万円以下 【所得連動返還型】	1,223万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法	・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入（年収300万円）を得るまでは返還期限を猶予【所得連動返還型】	卒業後20年以内（元利均等返還）
貸与利率	無利子	上限3%（在学中は無利子） 学生が選択（平成26年3月現在）
		利率見直し方式 （5年毎）0.20% 利率固定方式 0.82%

※より低所得の世帯の学生等に無利子奨学金を重点的に配分するため、貸与基準の見直し（給与所得控除の引き下げ）を行うこととしている（平成27年度採用者から見直し後の基準を適用予定）。

3. 学校段階間の連携、 一貫教育等

教科等の担任制の実施状況(小学校)(平成25年度)

学年 \ 教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%



注 ここでの教科担任制とは、上記の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。
(教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。)

出典：文部科学省「平成25年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」

研究開発学校等における小中一貫教育と学年の区分

教育課程の特例制度を利用して学習指導要領等によらない教育課程を編成している研究開発学校・教育課程特例校のうち、6-3以外の学年の区切りを実施しているものの内訳は以下のとおり

学年区分	合計	国立	公立	私立
6-3(従来の区分から変更なし)	34件(807校)	3件(11校)	29件(792校)	2件(4校)
4-3-2	11件(127校)	1件(2校)	9件(123校)	1件(2校)
5-4	1件(2校)	-	1件(2校)	-
5-2-2	1件(2校)	-	1件(2校)	-
その他 (一部の教科のみ実施、幼・高と連携等)	7件(22校)	1件(2校)	5件(18校)	1件(2校)
合計	54件(960校)	5件(15校)	45件(937校)	4件(8校)

※上記の取組は、学校や地域の特性を活かした教科を新設することなどにより小中連携を推進するもの
 ※平成25年4月1日現在(実施報告書等から作成)

(参考)平成25年度学校数(平成25年5月1日現在)
 小学校:21,131校 中学校:10,628校

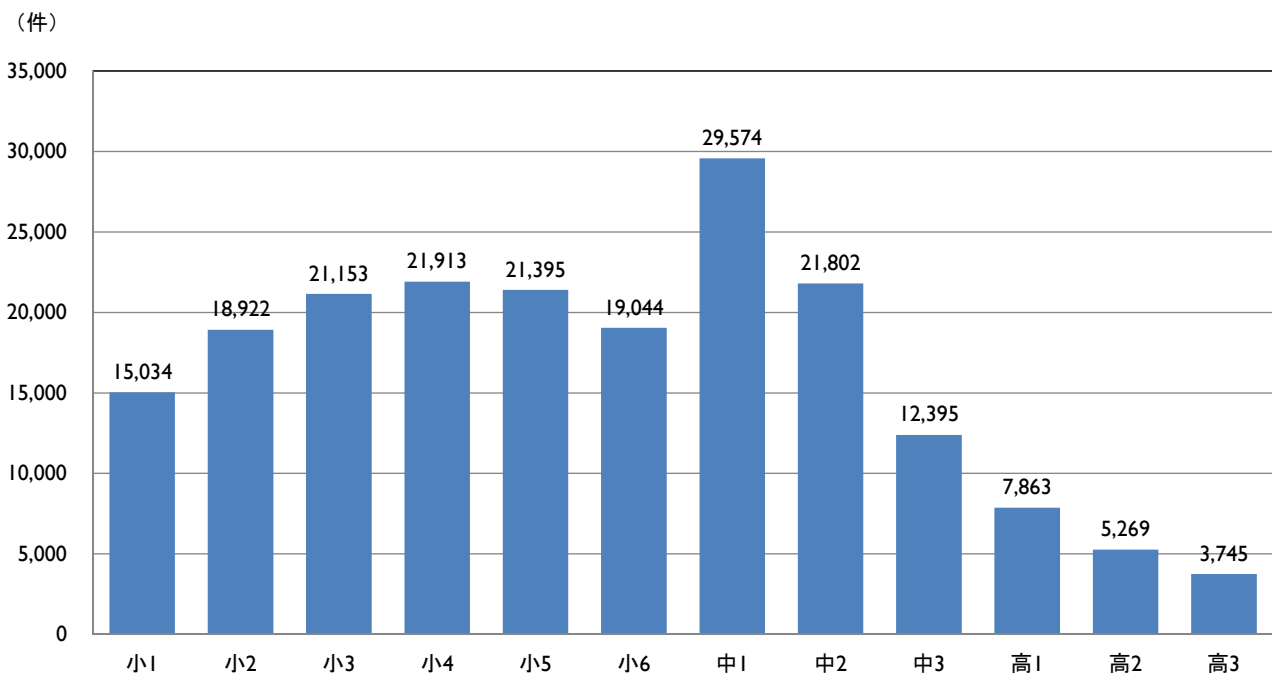
<研究開発学校>

教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条に基づき、申請のあった学校に学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程・指導方法について研究開発する制度【指定期間は原則3年間】

<教育課程特例校>

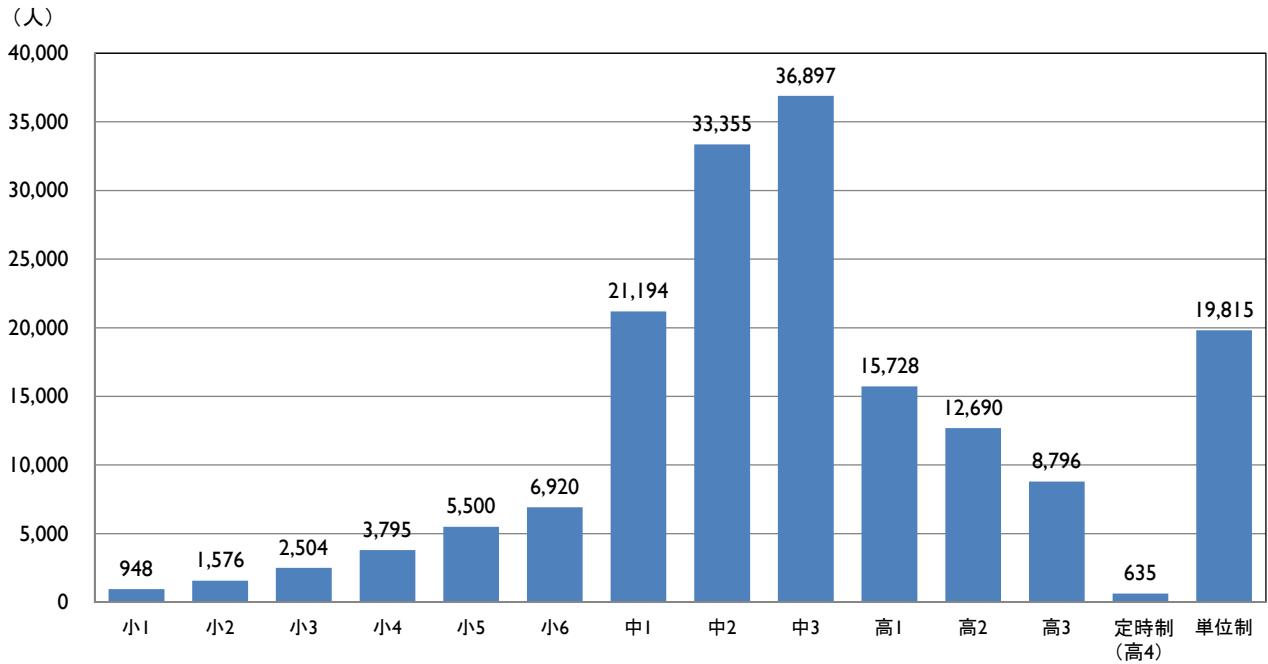
文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度【構造改革特別区域研究開発学校を全国展開(平成20年度~)】

学年別いじめの認知件数



出典：平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

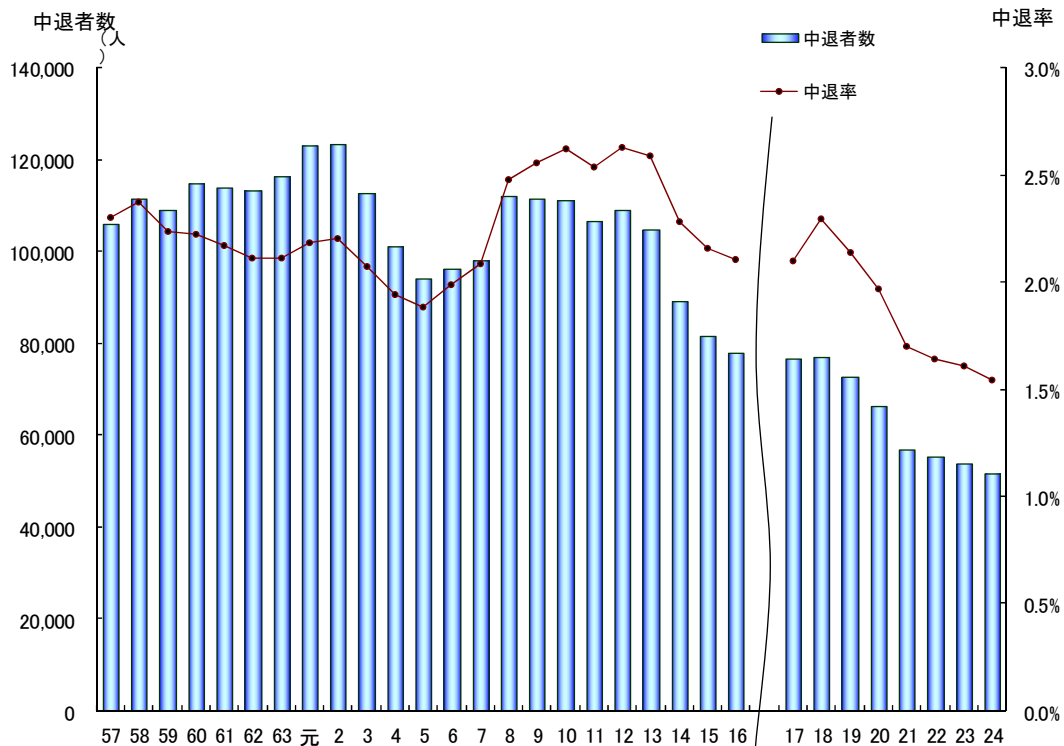
学年別不登校児童生徒数



出典：平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

高等学校における中途退学者数と中途退学率の推移

平成24年度中途退学者数：51,781人（前年度：53,869人）(国公私)



(注1) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査
 (注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合
 (注3) 平成22年度調査結果には、東日本大震災の影響により回答不能であった学校等は含んでいない。

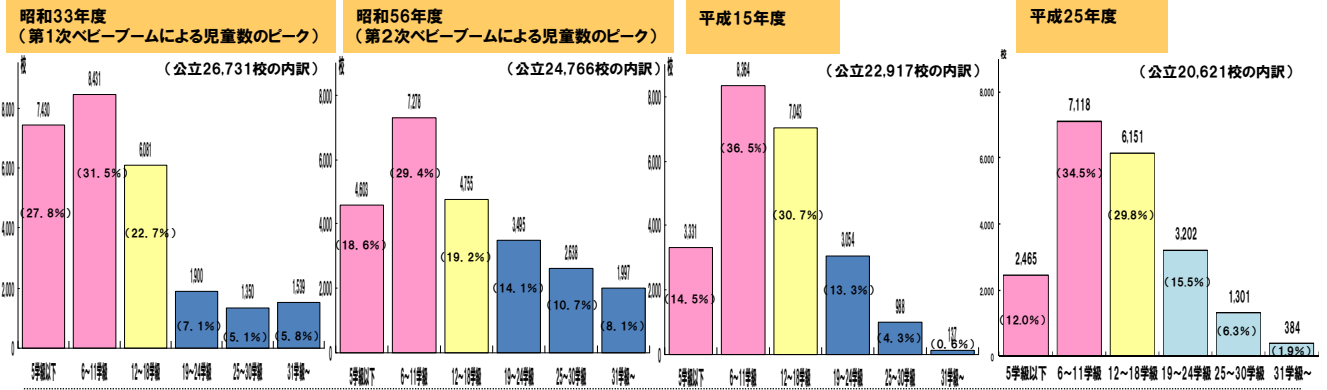
出典：平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

近年の公立学校の学校規模の推移

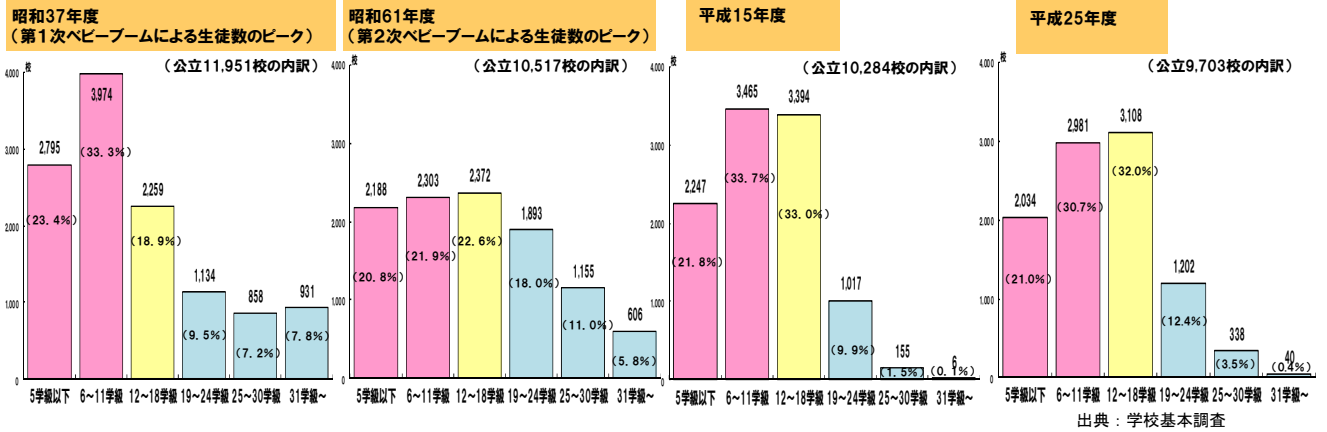
学校統合等によって、5学級以下の小規模学校は減少傾向にある。

小学校

※グラフ中の()内の数字は、全体の学校数に占める割合
※本校(公立)のデータ



中学校



4. 職業教育、大学への編入学等

専門高校の概要

専門高校とは、高等学校のうち農業、工業などの職業教育を主とする学科を設置する学校であり、高等学校全体の約2割に当たる生徒が在籍。専門高校は地域の産業・社会を支える技術者・技能者の育成など、我が国の産業経済の発展に重要な役割を果たしてきている。

(高等学校に関する規定)

〈目的〉 中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す(学校教育法第50条)

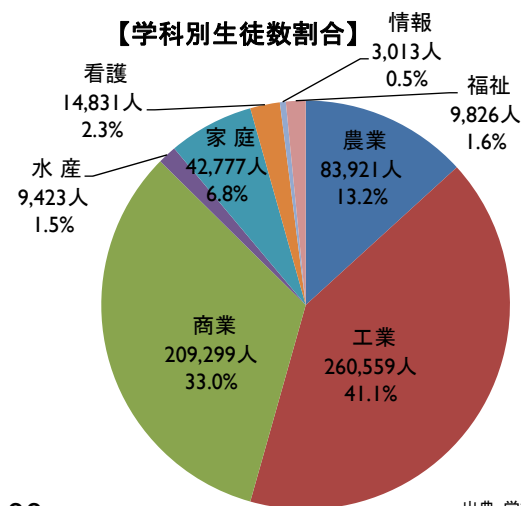
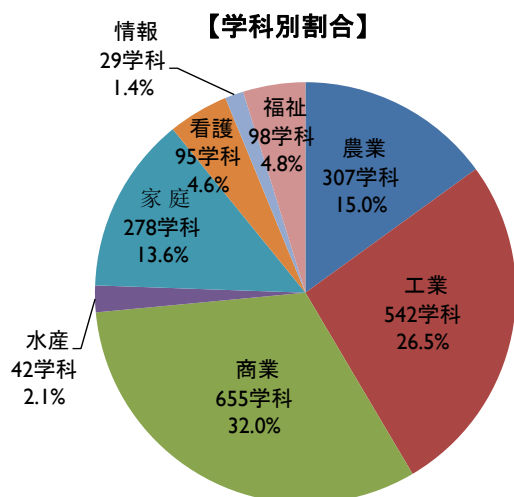
〈修業年限〉 全日制は3年、定時制・通信制は3年以上

〈入学資格〉 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

〈設置基準〉 高等学校設置基準(平成16年3月31日文部科学省令第20号)

【学校数、在籍生徒数の現状(平成25年度)】

区分	生徒数(人)	比率(%)	学科数	学校数	
				単独学科	複数学科
合計	3,310,820		6,800	3,566	1,415
普通科	2,398,261	72.4	3,833	2,641	0
職業学科(専門高校)	633,649	19.1	2,046	627	1,379
その他専門学科	105,231	3.2	566	42	0
総合学科	173,679	5.2	355	256	36



高等学校専攻科の概要

- (1) 目的 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること(学校教育法第58条)
- (2) 修業年限 1年以上
- (3) 入学資格 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (4) 設置基準 専攻科の編制、施設、設備等については、高等学校設置基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、高等学校設置基準に準じて、別段の定めをすることができる。

(5) 設置数

	普通科	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	合計
当該学科を設置する高校数(A)	3,857	311	550	677	42	285	95	29	102	5,948
専攻科を設置する高校数(B)	3	7	19	1	26	3	76	0	3	138
専攻科の在籍生徒数	125	230	468	19	545	138	6,726	0	82	8,333
設置割合(B/A)(%)	0.1%	2.3%	3.5%	0.1%	61.9%	1.1%	80.0%	0.0%	2.9%	2.3%

※ 通信制課程は除く。

<専攻科における設置目的>

各専攻科の主たる設置目的は、「資格取得」、「高度な技術など専門教育の深化」等となっている。(文部科学省調査)

〔主な取得資格の例〕

- 農業科…家畜人工授精師、造園技能士
- 工業科…第一種電気工事士、二級建築士、二級自動車整備士
- 商業科…簿記検定1級、情報処理技術者試験
- 水産科…三級海技士、一級小型船舶操縦士
- 家庭科…調理師
- 看護科…看護師国家試験受験資格
- 福祉科…介護福祉士国家試験受験資格

<専攻科における教育の例>

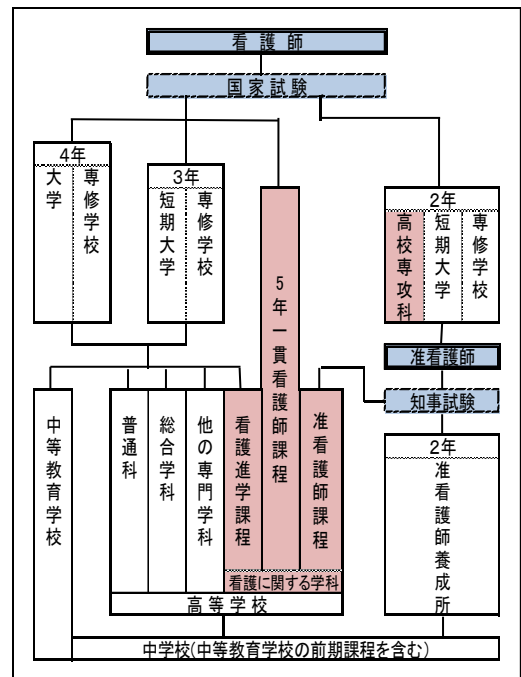
- 看護に関する専攻科
高校(本科)では准看護師の受験資格を得ることができ、専攻科では看護師の受験資格を得ることができる。

専攻科のみの課程と平成14年に創設された5年一貫の看護師課程がある。
① 高等学校を卒業した准看護師が看護師資格を目指す
看護師2年課程(専攻科2年間)
② 5年一貫看護師課程(本科3年間+専攻科2年間)
- 水産に関する専攻科
高校(本科)では5級、4級海技士の資格の取得を目指し、専攻科では3級海技士の資格の取得を目指す。

3級海技士免許取得には、高等学校では専攻科の課程を含め5年以上とされている。(本科3年間+専攻科2年間)

※海技士:船舶職員(航海士、機関士等)となるために必要な資格。
主として、5級、4級海技士の資格は国内航海、3級の資格は国際航海

(参考) 看護師養成教育の概要



高等専門学校の概要

<目的> 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する(学校教育法第115条)

<修業年限> 5年、商船に関する学科は5年6月

<入学資格> 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

<設置基準> 高等専門学校設置基準(昭和36年8月30日文部省令第23号)による

【設置者別学校数、在籍者数等の状況、学科系別入学定員(平成25年度)】

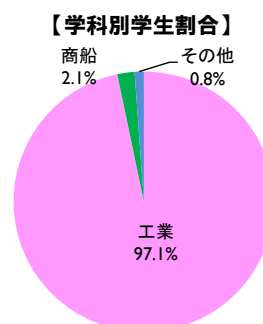
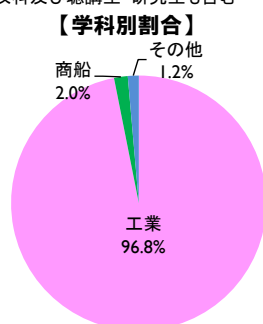
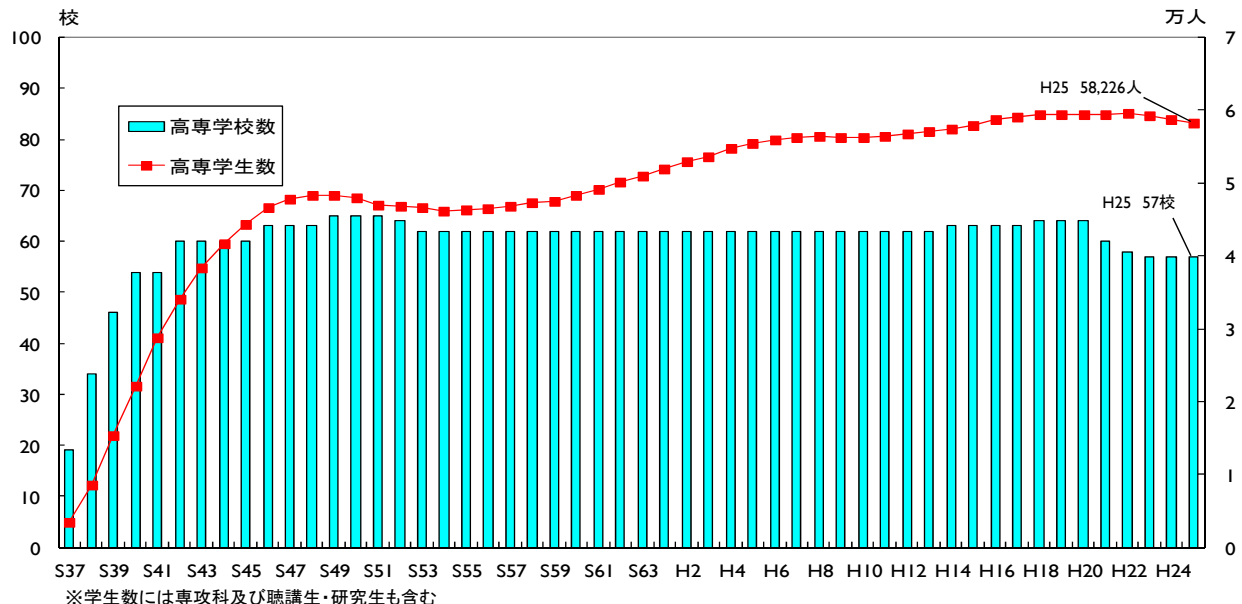
	学校数	学科数	入学定員	在学生数	専攻科学生数
国立	51	232	9,400	49,184	3,007
公立	3	7	720	3,680	198
私立	3	8	460	2,000	55
計	57	247	10,580	54,864	3,260

	工学						商船	工学・商船以外	計
	機械系	電気・電子系	情報系	化学系	建設・建築系	その他			
学科数	57	71	38	31	37	5	5	3	247
入学定員	2,325	2,885	1,525	1,240	1,480	805	200	120	10,580

- (注) 1. 募集停止中の学科を除く。
 2. 工学の「その他」は、デザイン、総合工学、総合システム工、ものづくり工、生産システム工の各学科である。
 3. 工業・商船以外は、経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各学科である。

出典：学校基本調査及び文部科学省調べ

高等専門学校の学校数・学生数の推移/学科別割合



出典：学校基本調査及び文部科学省調べ

専修学校の概要

1. 制度の創設

昭和51年1月に従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する組織的な教育を行うものを専修学校として位置付け、その教育の振興を図ることとした。

2. 目的、課程及び主な要件

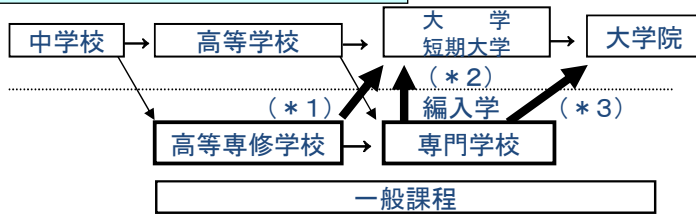
目的	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)		
要件	修業年限1年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在学学生等		
課程	高等課程（高等専修学校） 入学資格：中学校卒以上	専門課程（専門学校） 入学資格：高校・高等専修学校 （3年制）卒以上	一般課程 入学資格：限定なし （学歴不問）

※ 各種学校：修業年限1年以上（簡易なものは3ヶ月以上）、年間授業時数680時間以上（入学資格：限定なし）

3. 修了者に対する称号の付与

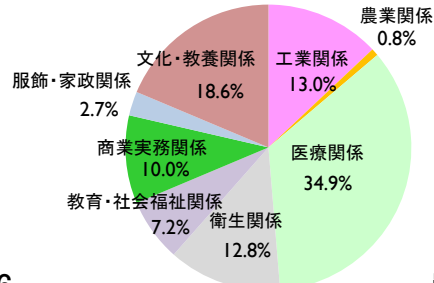
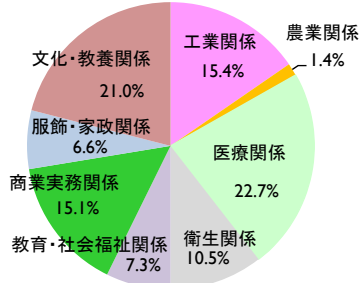
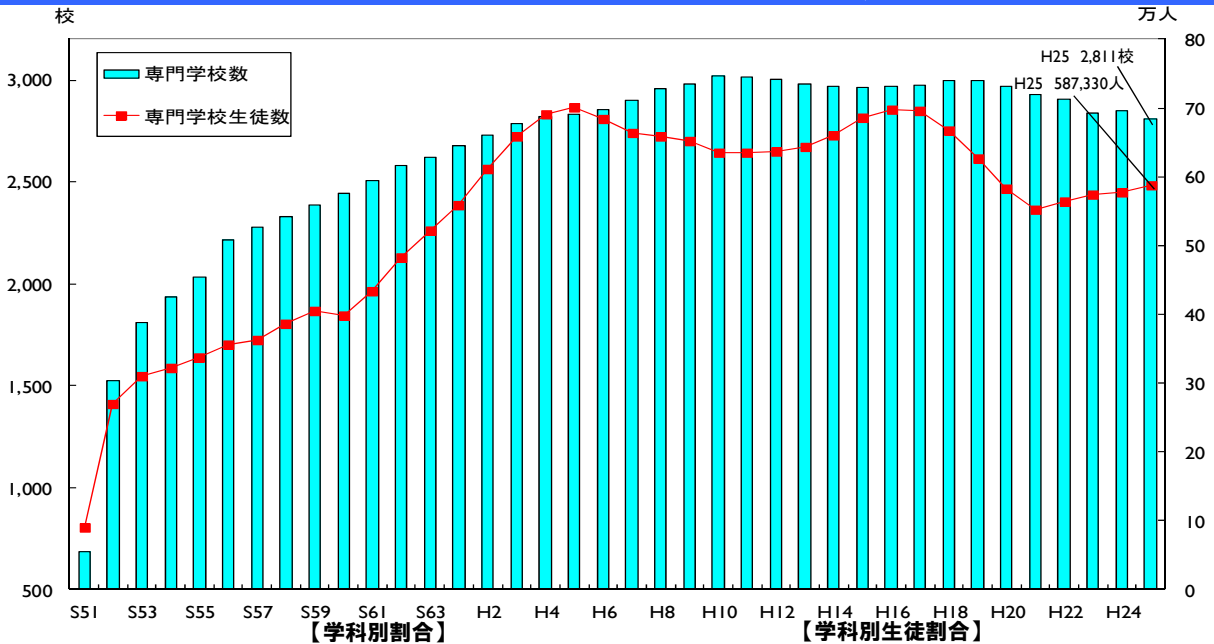
修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「専門士」の称号、修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「高度専門士」の称号が付与される。

4. 他の高等教育機関との連携



一定の要件（修業年限、総授業時数等）を満たす専修学校の修了者については、
 (*1) 高等専修学校から大学への入学資格
 (*2) 専門学校から大学への編入学
 (*3) 専門学校から大学院への入学資格
 がそれぞれ認められる。

専門学校の学校数・生徒数の推移/学科別割合



「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯

平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月：「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

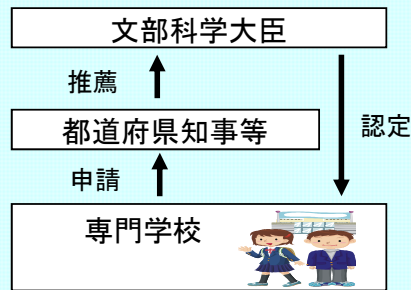
平成25年8月30日：

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日：

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート。

認定要件等



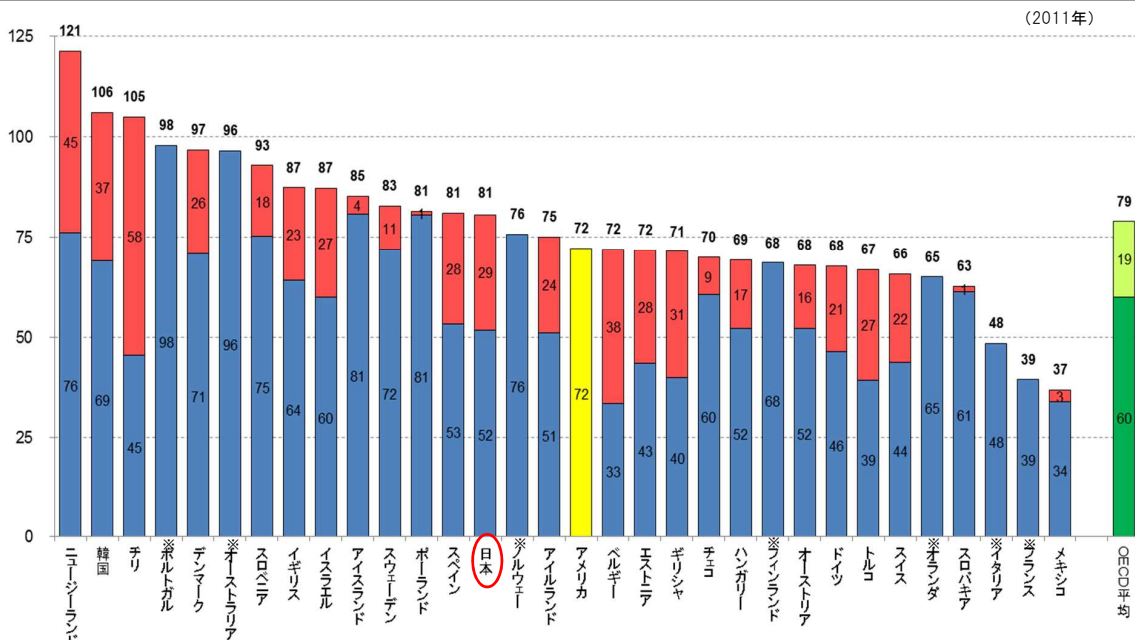
【認定要件】

- 修業年限が**2年**以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的に実施**
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

高等教育進学率の国際比較

- ・日本の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均に比べると高いとは言えない。(日本:1995年 31% → 2000年 40% → 2011年 52% OECD:60%)
- ・非大学型高等教育(短大、高専、専門学校)進学率も合わせると、日本の高等教育進学率はOECD平均並。(日本:81% OECD:79%)

■ 非大学型高等教育機関:大学型高等教育よりも修業年限が短く、就職に直接結びつく、実践的、技術的及び職業技能に焦点を絞ったプログラム。通算教育年数はフルタイムで2年以上。
 ■ 大学型高等教育機関:主として理論中心・研究準備型プログラムで、博士課程へ進学したり、高い技能を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を修得するもの。
 通算教育年数はフルタイムで3年以上(一般的には4年以上。)



(注)
 ・このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。
 ・アメリカのデータは、「大学型」と「非大学型」を合計した数値。
 ・※印は、「非大学型」について、無視できる程度の数値であるか、分類に当てはまらない国

出典: OECD「Education at a Glance 2013」

大学へのいわゆる「飛び入学」について

※ いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に入学することができる制度。

制度概要

○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること
- ・高校に2年以上在学したこと

○受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと

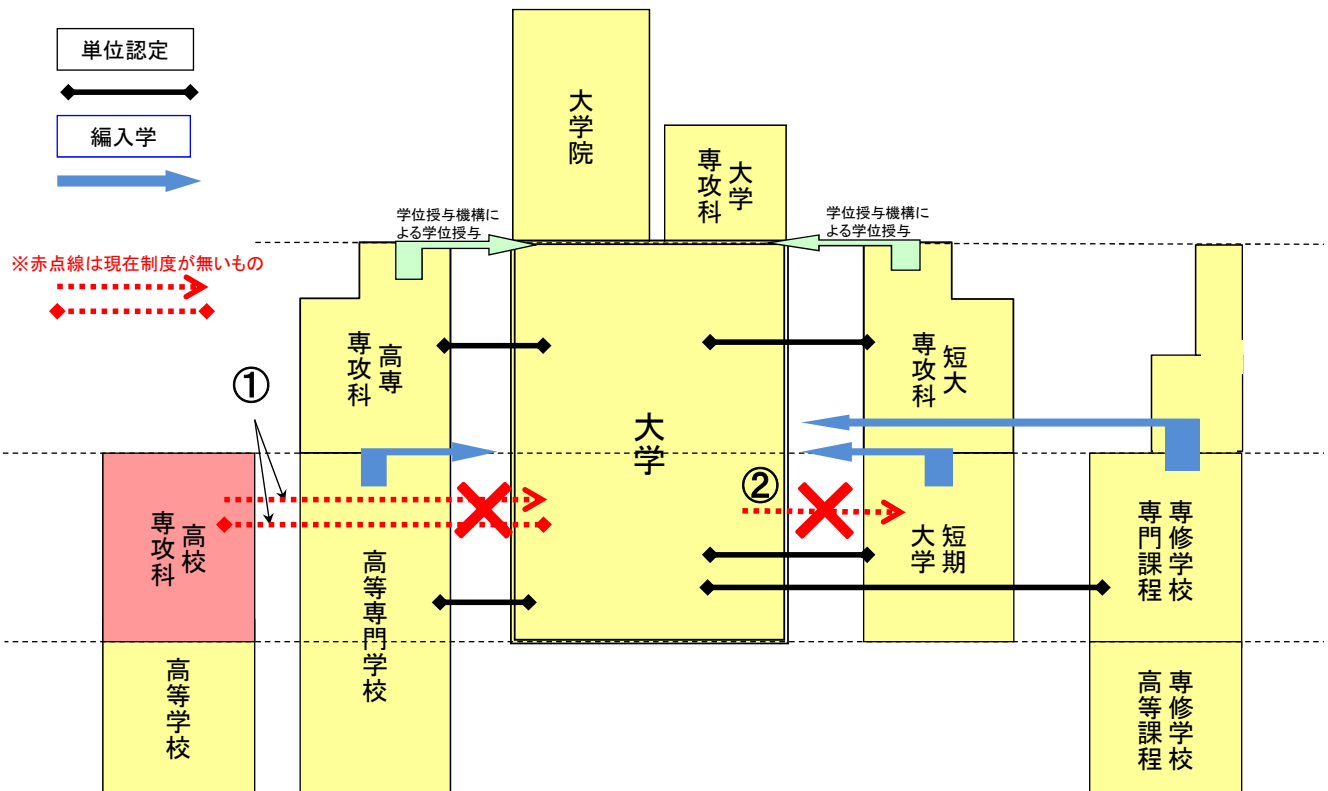
経緯

- ・平成9年 数学又は物理学の分野に限定して大学への「飛び入学」を制度化（学校教育法施行規則の改正）
- ・平成13年 対象分野の制限を撤廃・学校教育法上の位置付けを明確化（学校教育法の改正）

大学への「飛び入学」の実施状況

	制度導入年度	平成26年度入学者	累積入学者数
千葉大学(国立)	平成10年度	4人	76人
名城大学(私立)	平成13年度	0人	26人
昭和女子大学(私立)	平成17年度 (26年度より停止)	0人	1人
成城大学(私立)	平成17年度	1人	2人
エリザベト音楽大学(私立)	平成17年度	0人	1人
会津大学(公立)	平成18年度	0人	4人
日本体育大学(私立)	平成26年度	1人	1人

大学と各学校種間の単位認定・編入学の現状

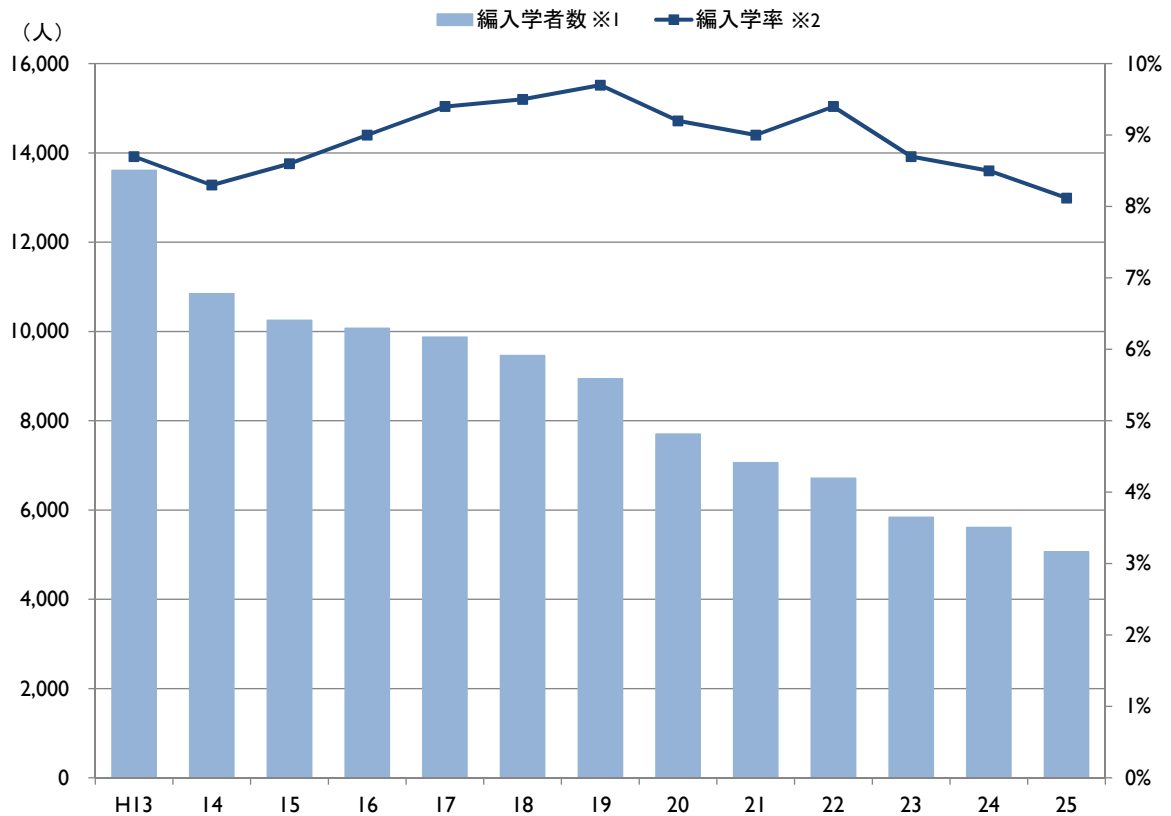


※ ① 高等学校専攻科における学修の単位認定、編入学

② 大学から短期大学への編入学

※ なお、簡略化のため、上図は教育機関相互における全ての単位認定、編入学の関係を記載しているものではない。

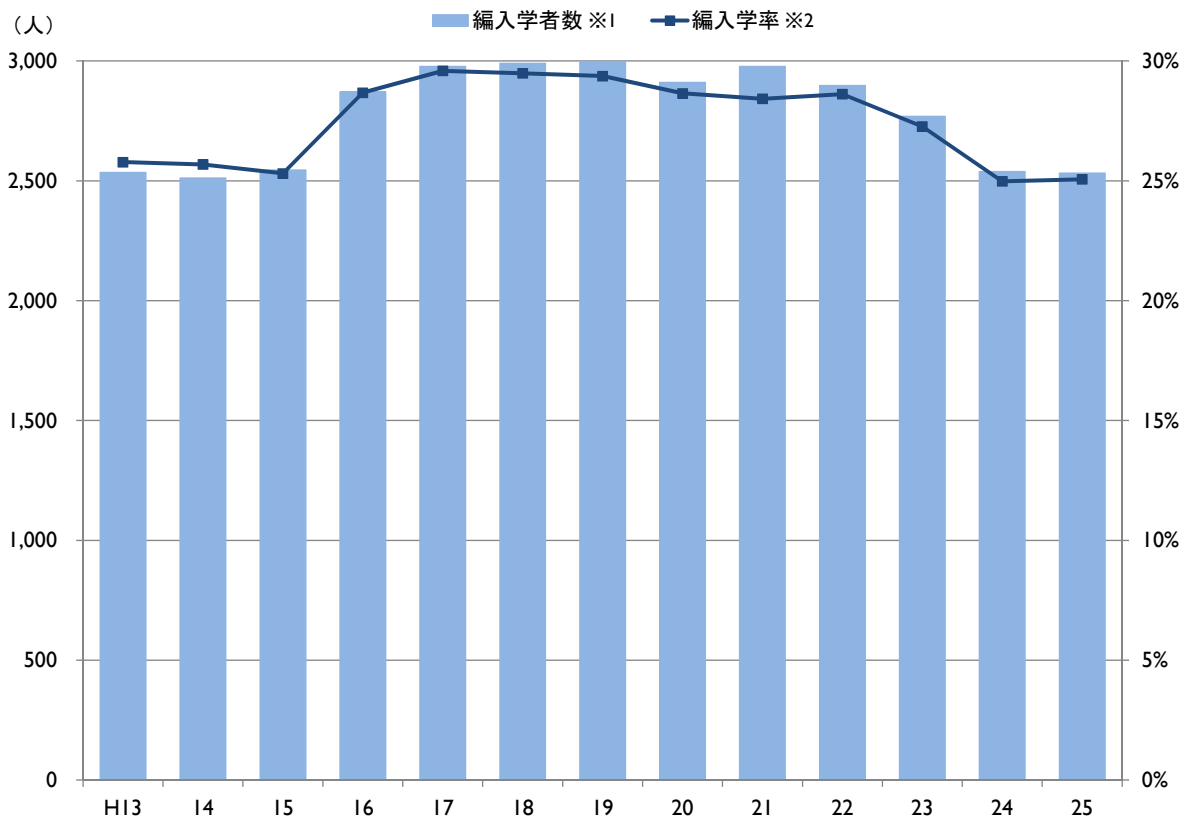
短期大学から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移



※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。
 ※2 短期大学卒業生数に占める編入学者数の割合

出典: 学校基本調査

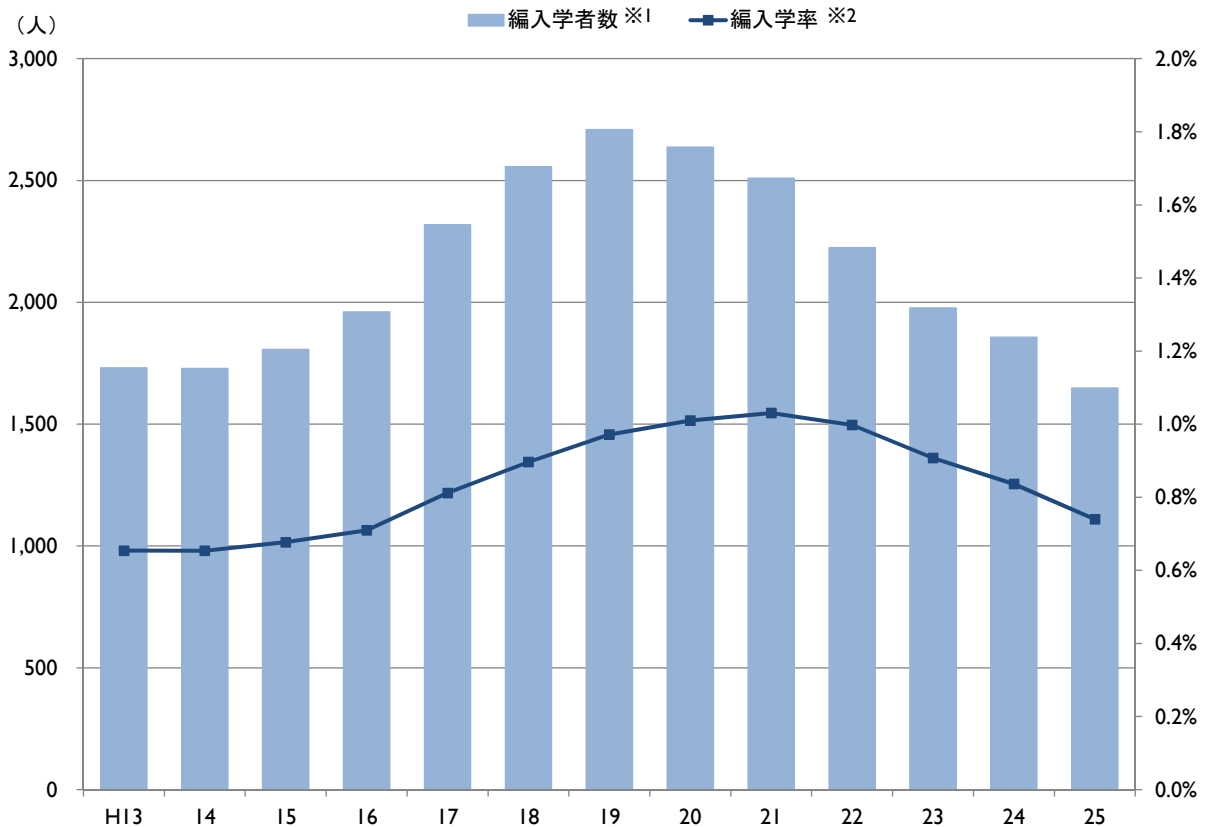
高等専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移



※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。
 ※2 高等専門学校卒業生数に占める編入学者数の割合

出典: 学校基本調査

専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移



※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。
 ※2 専門学校卒業生数に占める編入学者数の割合

出典: 学校基本調査

省庁系大学校

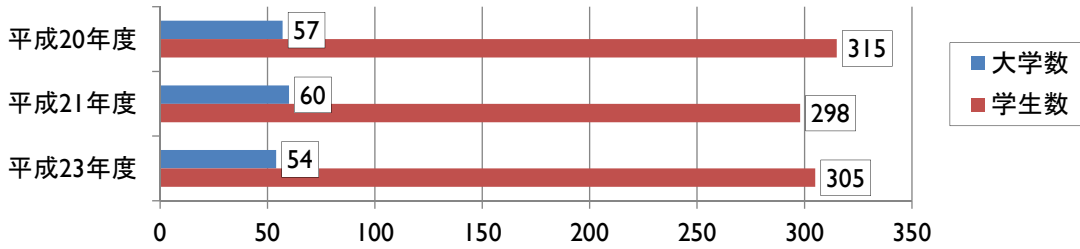
	大学校名	主たる目的	主な課程の 修了年限	
高等学校卒業程度対象 (4年制課程)	防衛大学校	幹部自衛官の育成	4年	
	防衛医科大学校	幹部自衛官(医師等)の育成	医学科6年 看護学科4年	
	海上保安大学校	海上保安庁の幹部職員等の教育訓練	4年	
	気象大学校	気象庁の幹部候補生の養成	4年	
	水産大学校	水産業を担う人材の育成	4年	
	国立看護大学校	先端医療等で活躍できる看護師、助産師の育成	4年	
	職業能力開発総合大学校	職業訓練指導員の養成・研修	4年	
	職業能力開発大学校(10校)	ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	4年 2年	
	(2年制課程)	職業能力開発短期大学校(14校)	ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	2年
		海技短期大学校(3校)	航海士・機関士等の養成	2年
短大卒業程度対象 (2年制課程)		海技大学校	船舶運航技能等の教授	2年
	航空大学校	エアライン・パイロットの養成	2年	

■このほか、各府省庁や自治体の職員を対象にした教育訓練・研修機関として、警察大学校、税務大学校、自治大学校、消防大学校、国土交通大学校、航空保安大学校、労働大学校がある。

大学・大学院の早期卒業者数

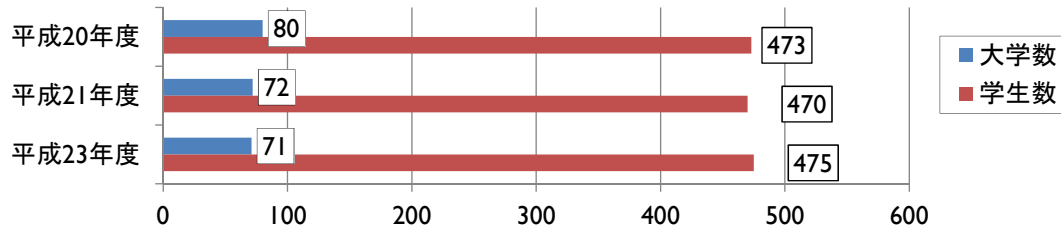
<早期卒業の状況(学部)>

●早期卒業の状況(実績)

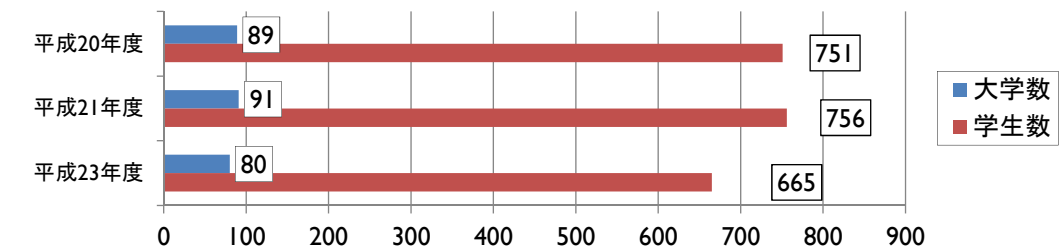


<早期修了の状況(大学院)>

●修士課程の早期修了の状況(実績)



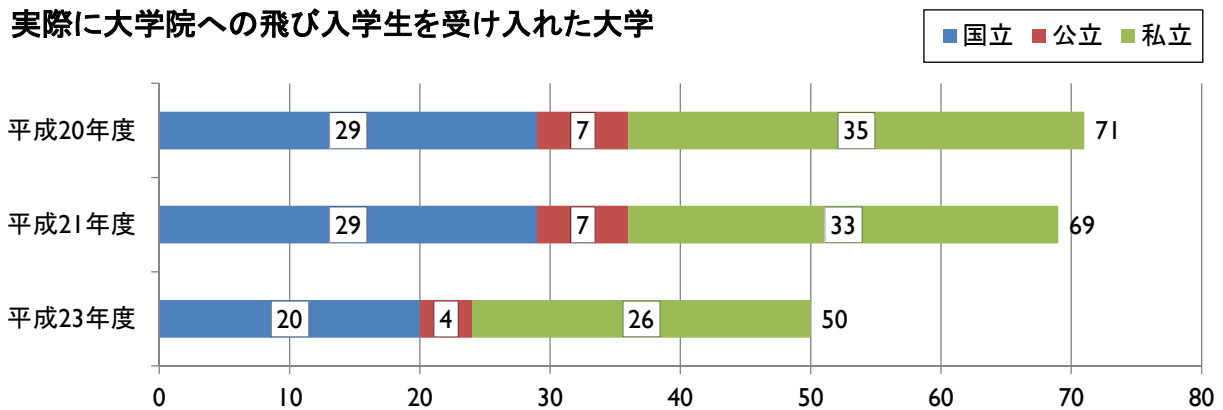
●博士課程の早期修了の状況(実績)



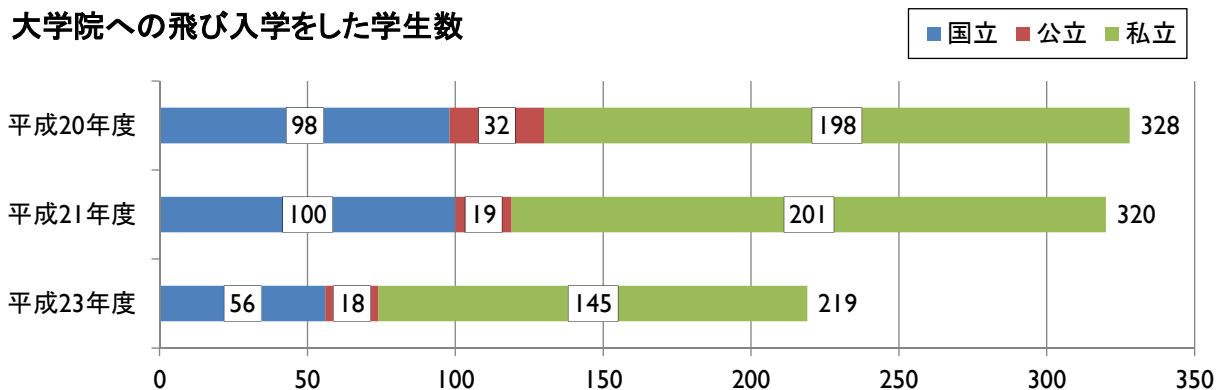
(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。 出典:「大学における教育内容等の改革状況について(平成23年度)」

大学院への飛び入学の実施状況

実際に大学院への飛び入学生を受け入れた大学



大学院への飛び入学をした学生数



(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

5. 教員免許、養成、採用、配置等

教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者: 都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状 : 全ての都道府県

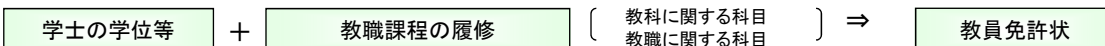
・特別免許状 } 授与を受けた
・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

H24年度授与件数: 208, 237件

(内訳) 専修免許状: 14, 829件 一種免許状: 150, 720件 二種免許状: 42, 688件

① 「大学における養成」が基本。



② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H24年度授与件数: 52件

(平成元~H24年度総授与件数: 549件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

- 授与要件
 - ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
 - ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H24年度授与件数: 9, 214件

(前年度9, 319件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

- 授与要件
 - 都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

H24年度届出件数: 19, 358件
(前年度19, 370件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。**

② 免許外教科担任制度

H24年度許可件数: 12, 241件
(前年度12, 551件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	△※3	×	△※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

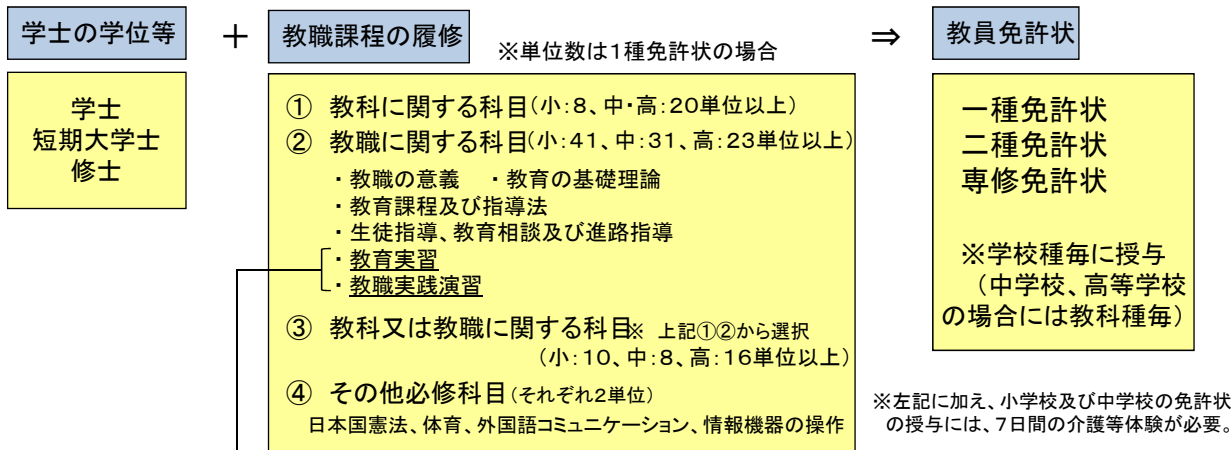
※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能。

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△※4	×	△※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能

大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)



【教育実習】 ← → 【教職実践演習】(平成22年度に導入)

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている。

大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員としての最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目。必要単位数は2単位(主に4年次後期での開講を想定)。

免許状の種類	教育実習の必要単位	教育実習期間
幼稚園、小学校、中学校教諭免許状	5単位(事前事後指導1単位含む)	4週間程度
高等学校教諭免許状	3単位(事前事後指導1単位含む)	2週間程度

■教育実習の充実に関するこれまでの改正経緯

昭和29年 幼小:4単位、中高:2単位
 平成元年 幼小:5単位、中高:3単位
 平成10年 幼小中:5単位、高3単位



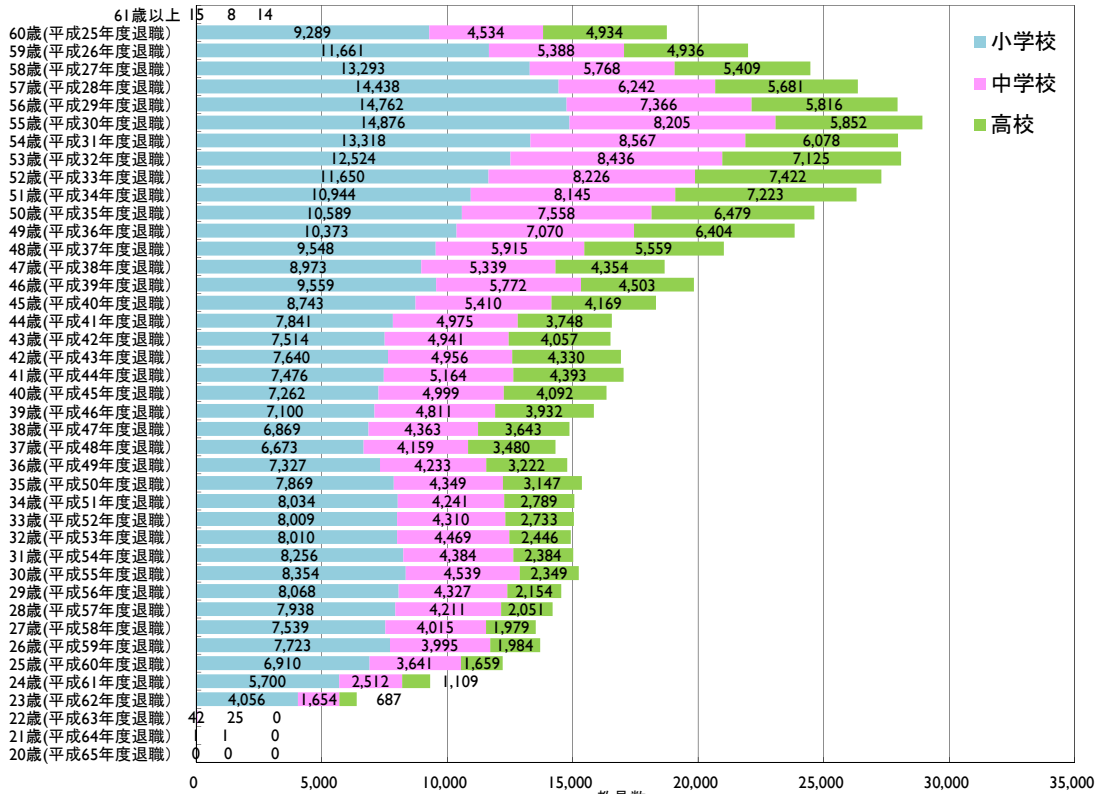
※教育実習を長期化する際の留意点

- ①他の分野の履修機会を狭める(特に中高課程においては専門分野を学ぶ時間も多くなる必要)。
- ②就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭める可能性がある。

教諭の他校種免許状の所有状況

幼稚園教諭		小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
小学校免許	8.9%	幼稚園免許	23.7%	幼稚園免許	1.7%	幼稚園免許	0.3%
中学校免許	1.4%	中学校免許	61.8%	小学校免許	26.9%	小学校免許	4.9%
高等学校免許	1.0%	高等学校免許	45.3%	高等学校免許	80.3%	中学校免許	56.9%

公立学校年齢別教員数（平成26年3月31日）

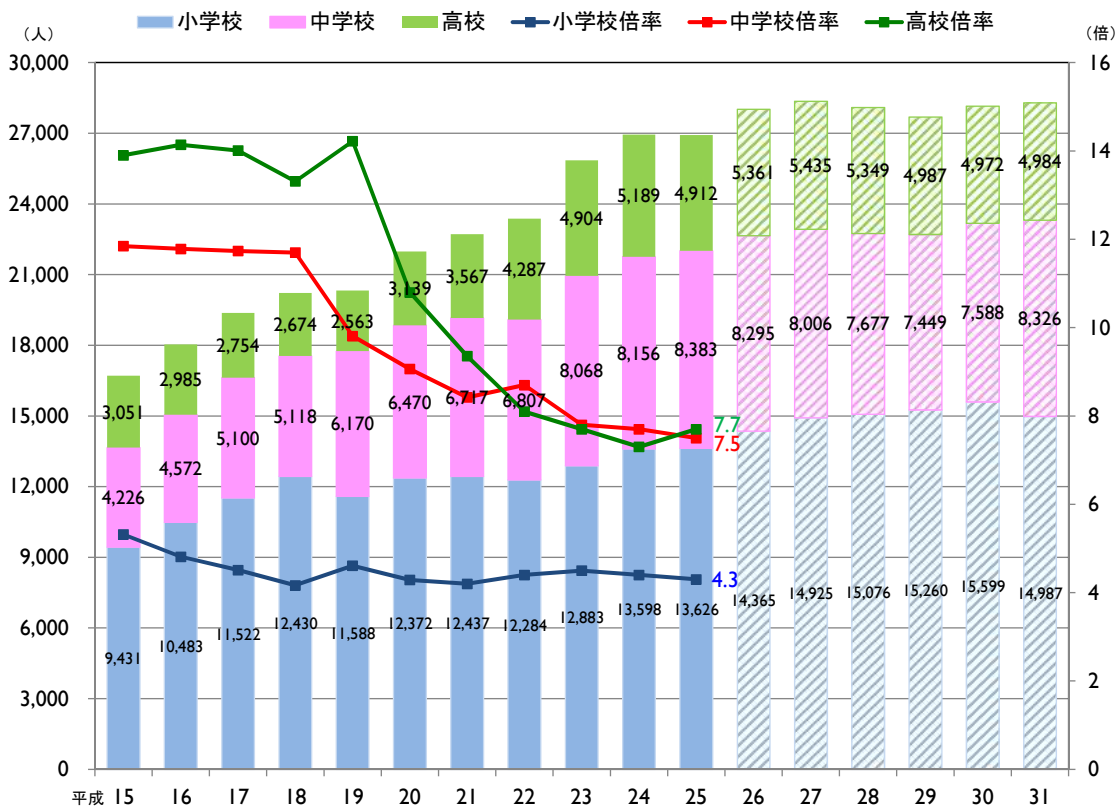


【小学校】 346,766人 44.0歳 【高校】 154,326人 45.8歳
 【中学校】 201,223人 44.1歳 【合計】 702,315人 44.4歳

※平成25年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))

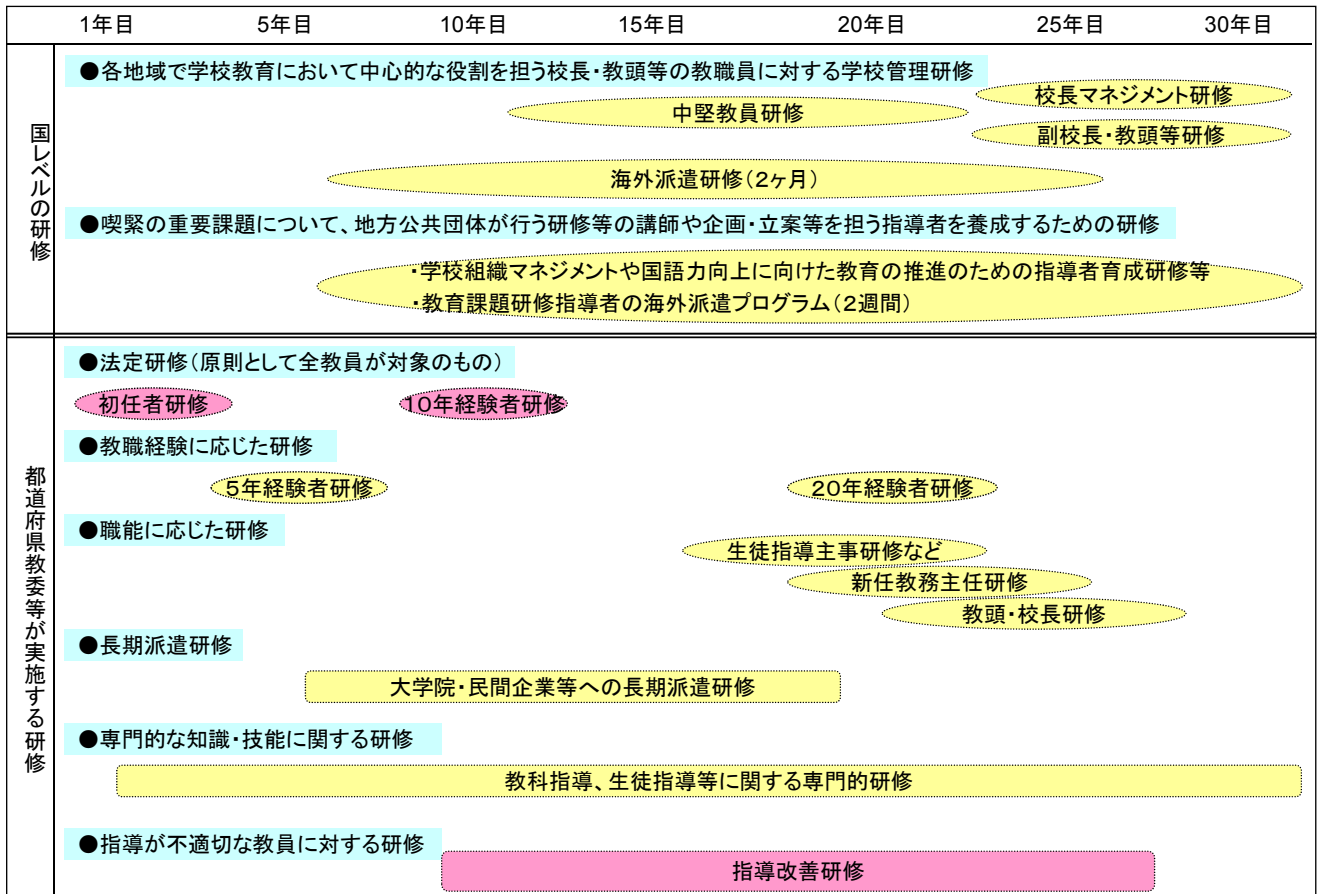
出典：文部科学省調査

公立学校教員の学校種別採用者数の状況



平成20年度～25年度は、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」（文部科学省調べ）
 平成26年度以降は、都道府県の積み上げによる見込み（初等中等教育局財務課調べ）
 ※養護教諭を除く。

教員研修の実施体系



※ピンク色は法定、黄色は任意の研修を表す。

公立小・中学校教職員の配置・身分・給与の仕組み

教職員配置（教職員定数）に係る現行制度

- 小学校……… 1学級に1人の学級担任が配置されるよう教職員数を算定
 校長：学校に1人 教頭・副校長：学校に原則1人
 学級担任：学級に1人 学級担任外教員
 （学級編制の標準：小1 35人以下 小2 40人以下）

※児童生徒が著しく少ない小規模学校では、複数学年の児童生徒を1学級に編制(複式学級)するなどの工夫を実施

- 中学校……… 教科担任制を採用、各教科(※)ごとに必要となる教職員数を算定
 ※各教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語

教職員の身分・給与（県費負担教職員制度）

- 市町村立小・中学校等の教職員は、教育水準の維持向上のため、給与を都道府県が負担(※)し、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置を図っている。

教職員給与費の国庫負担（義務教育費国庫負担制度）

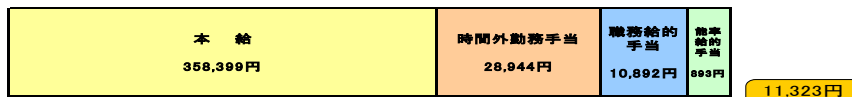
- 都道府県が負担する教職員給与の費用の3分の1を国が負担。

※国と都道府県は、法令に基づき算定される標準的な数の教職員給与を負担。

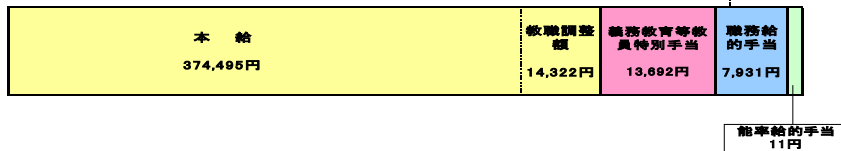
一般行政職と公立小・中学校教員の給与比較

○平成13年度～17年度における5年間平均

一般行政職 給与月額 399,128円



教員 給与月額 410,451円



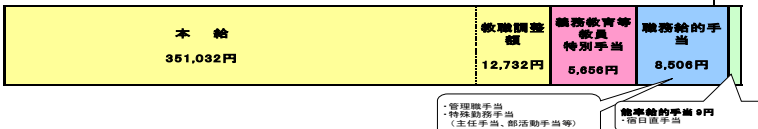
※一般行政職、教員ともに平均年齢42歳（大卒）とした場合の平均給与月額

○平成24年度

一般行政職 給与月額 376,718円



教員 給与月額 377,935円



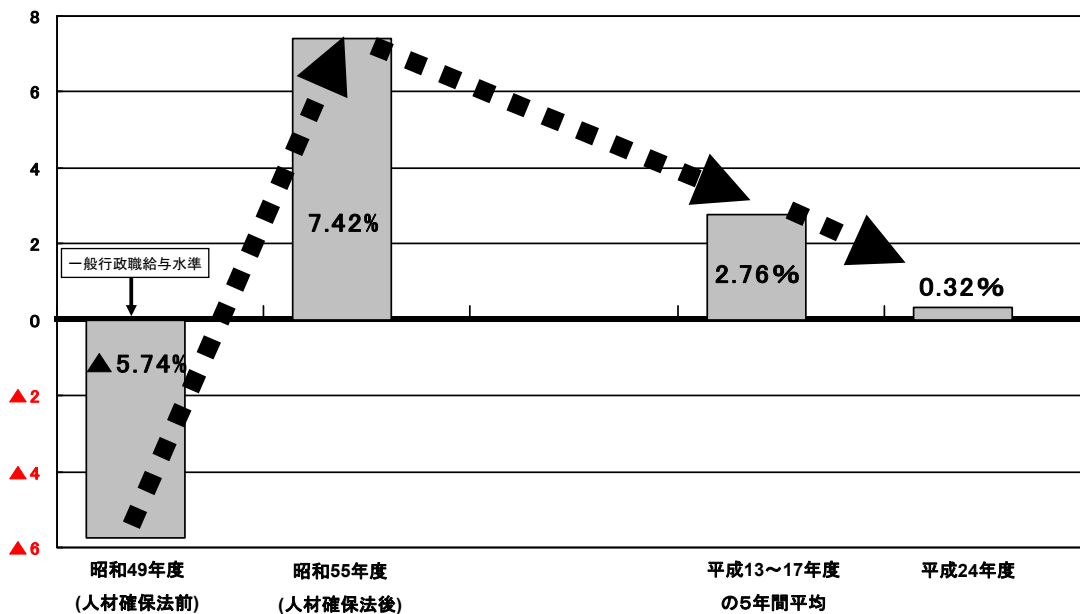
※一般行政職、教員ともに平均年齢43歳（大卒）とした場合の平均給与月額
※上記月額を基に年収を試算すると、一般行政職597.5万円、教員607.7万円となり、約10万円（1.7%）教員が上回っている。

出典：文部科学省調査

公立小・中学校教員の給与水準の推移について

人材確保法第3条

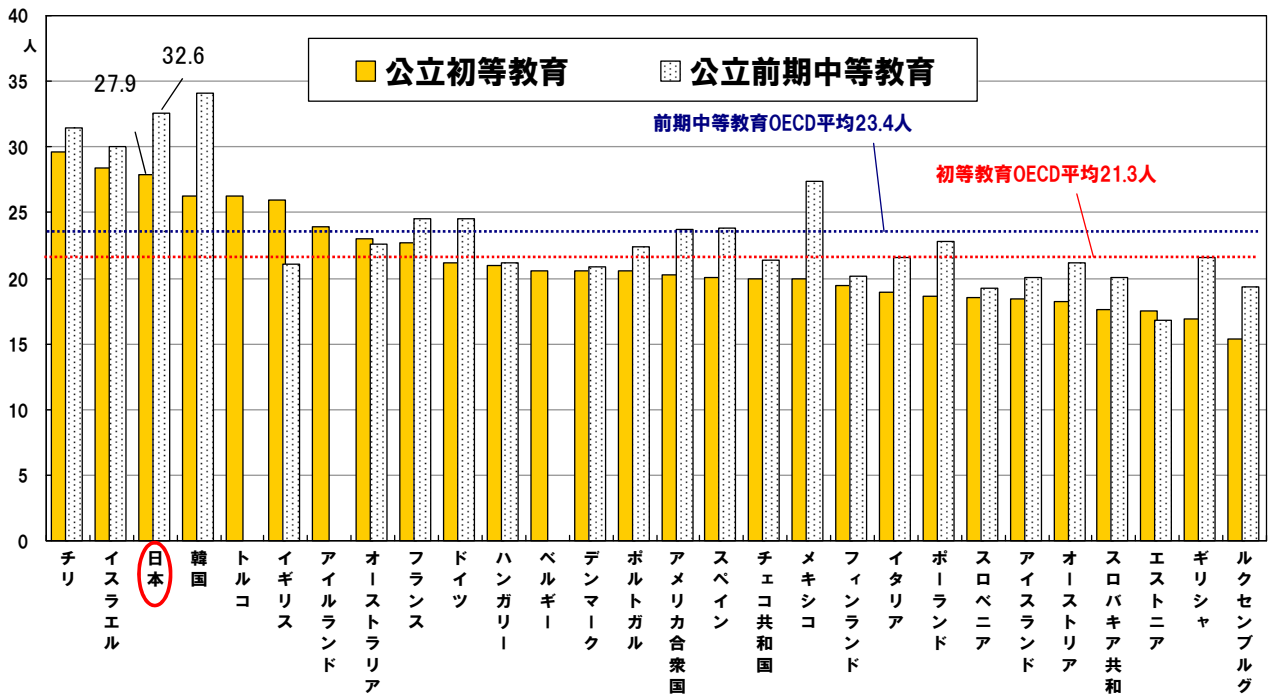
義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。



※年収ベースで試算した場合でも、教員が一般行政職を上回っている額は、約25万円（平成13～17年度の5年間平均）→約10万円（平成24年度）と減少。

一学級当たり児童生徒数（国際比較）

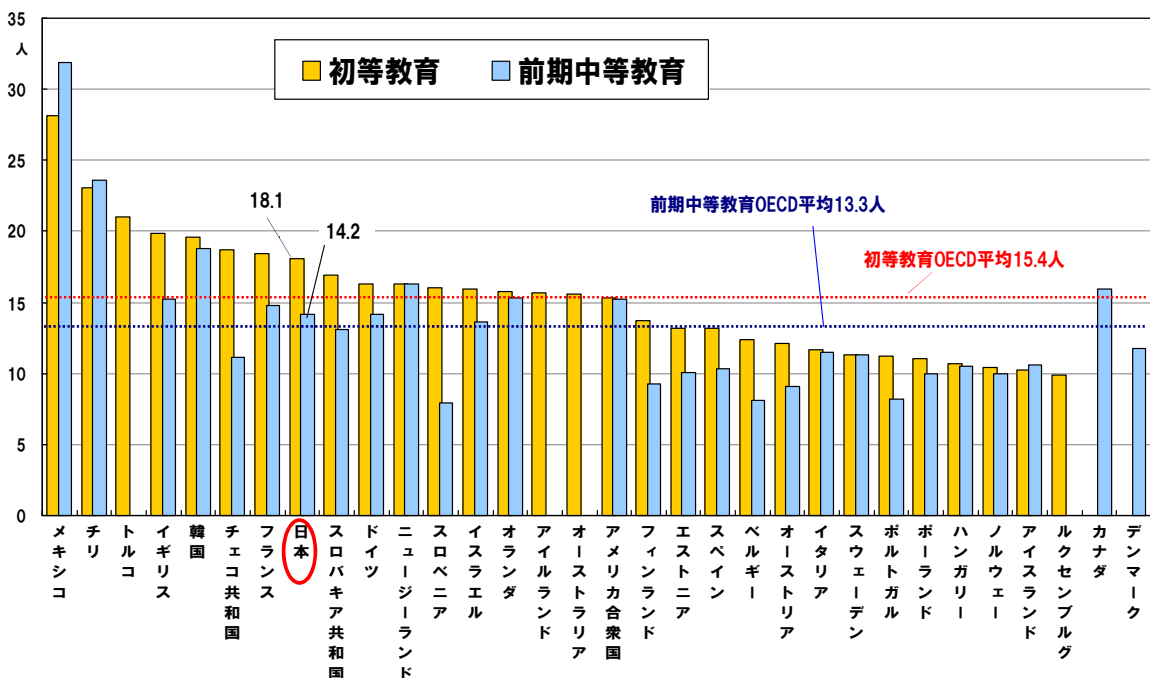
国公立学校での平均学級規模は、初等教育27.9人、前期中等教育32.6人であり、OECD平均を上回り、もっとも高い国の一つ。
 （日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる）



出典：OECD「図表でみる教育（2013年度版）」

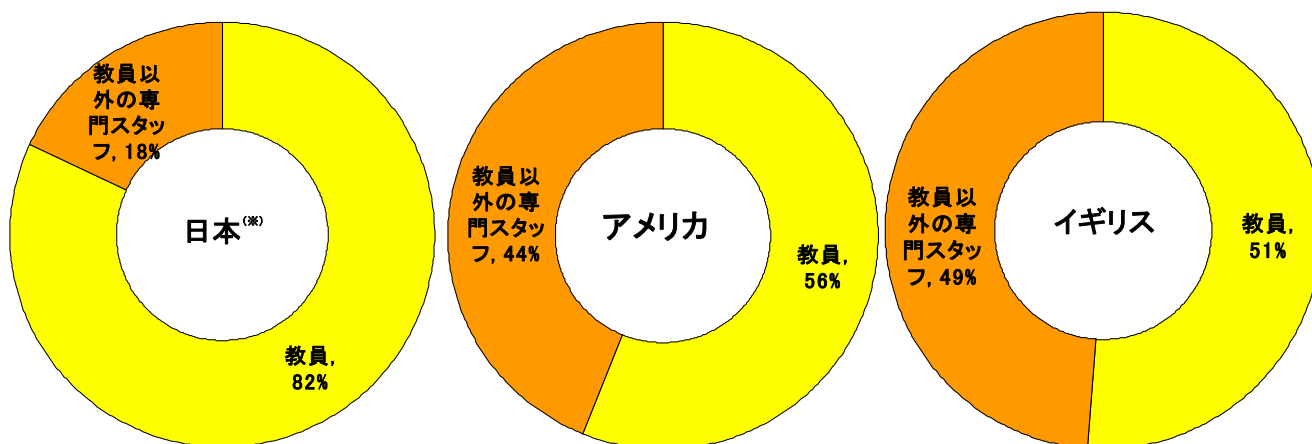
教員一人当たり児童生徒数（国際比較）

日本の国公立学校での教員1人当たり児童生徒数は、初等教育18.1人、前期中等教育14.2人であり、OECD平均を上回る。
 （日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国比較のため校長・教頭を除いていることなどによる）



出典：OECD「図表でみる教育（2013年度版）」

初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合（国際比較）



※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

出典：平成25年度学校基本調査、“Digest of Education Statistics 2012”、“School Workforce in England January 2013”

6. 学校の財政構造

学校の財政構造イメージ（幼稚園～高等学校）

	公立	私立
高等学校	公費(国 70億円+都道府県 2兆400億円+市町村 1450億円) 約2兆1920億円	私学助成 約3250億円 (うち 国約470億円) 保護者(授業料) 約3880億円
義務教育 (小学校 中学校)	公費(国 1兆4600億円+都道府県 4兆7200億円+市町村 1兆5800億円) 約7兆7600億円 (小学校 約5兆円 中学校 約2兆7600億円)	私学助成 約910億円 (うち 国 130億円) 保護者(授業料) 約1330億円
幼稚園	公費 約2000億円 (国 50億円 +都道府県9億円 +市町村1940億円) 保護者(保育料) 約220億円	私学助成 約2170億円(うち 国 380億円) (参考:H26予算) 保護者(保育料) 約3380億円 (就園奨励費 1020億円(うち 国 330億円))

※ 高等学校段階では、生徒等の経済的負担の軽減を図ることを目的に高等学校等就学支援金等として平成26年度公立は2240億円、私立では1560億円を国費で措置

※ 公立の公費の金額については、「文部科学省 平成24年度地方教育費調査(平成23年度会計)」の学校教育費のうち消費的支出の金額

※ 公立の保育料については、平成25年度平均授業料(文科省調べ)と公立に通う幼児数(H25学校基本調査)を掛け合わせた数

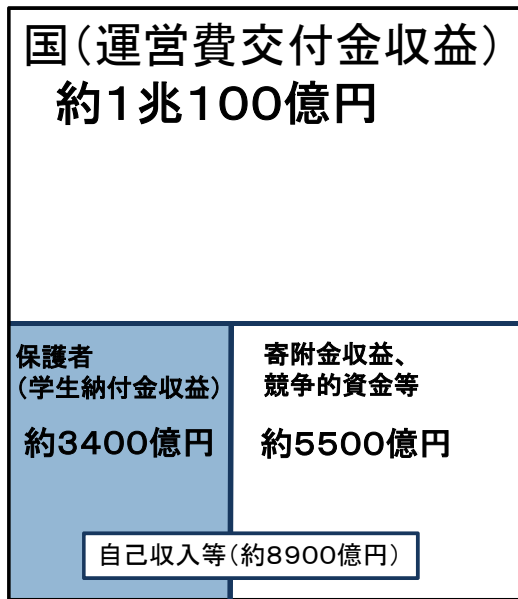
※ 私学助成については、私立高等学校等経常費助成費等補助金一般補助に係る地方事業費(平成24年度決算ベース)により作成。なお中等教育学校分は含まない。

※ 私学の授業料(保育料)については、平成25年度私立高等学校等の生徒等納付金平均額(文科省調べ)の授業料と私立に通う幼児・児童・生徒数(H25学校基本調査)を掛け合わせた数

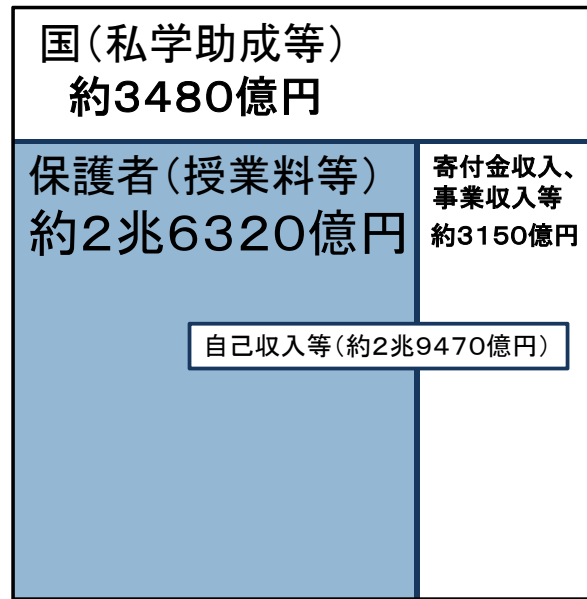
※ ■ は私費負担部分を示す

学校の財政構造イメージ（大学）

国立



私立



- ※ 国立大学部分については、平成24年度財務諸表を元に作成（附属病院収益を除く）。
- ※ 私立大学部分については、日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成24年度決算）」の消費収支計算書の集計（588大学（附属病院除く））より作成。
- ※ 私立大学部分については、借入金等を含まない帰属収入の金額をもとに作成。
- ※ 四捨五入により合計が一致しない場合がある。
- ※ は保護者負担部分を示す

教育再生実行会議の審議の経過

平成25年10月31日（木） 第14回会議

- ・ 我が国及び諸外国の学制について
- ・ 有識者等ヒアリング①（山中文部科学事務次官）

平成25年11月12日（火） 視察・意見交換

- ・ 品川区立第一日野すこやか園、品川区立小中一貫校日野学園、日本工学院専門学校

平成25年11月20日（水） 視察・意見交換

- ・ 東京都立白鷗高等学校・同附属中学校、東京都教育庁、千葉県立幕張総合高等学校看護科・同専攻科

平成25年11月26日（火） 第15回会議

- ・ 学校制度（学制）—諸外国との比較について
- ・ 有識者等ヒアリング②（二宮比治山大学・比治山大学短期大学部学長）

平成25年12月11日（水） 視察・意見交換

- ・ 千葉大学、東京工業大学、木更津工業高等専門学校

平成26年 1月16日（木） 第16回会議

- ・ 発達段階と学校教育について
- ・ 有識者等ヒアリング③（無藤白梅学園大学教授）

平成26年 1月20日（月） 視察・意見交換

- ・ 東京都教育庁、東京都立戸山高等学校

平成26年 2月18日（火） 第17回会議

- ・ これからの教育の在り方、特に義務教育や無償教育にかかる論点

平成26年 3月13日（木） 第18回会議

- ・ 学校段階の区切りにかかる論点

平成26年 4月 3日（木） 第19回会議

- ・ 高等教育、職業教育にかかる論点

平成26年 4月21日（月） 第20回会議

- ・ 学制改革に応じた教師の在り方にかかる論点

平成26年 5月16日（金） 第21回会議

- ・ 学制改革に必要な条件整備にかかる論点

平成26年 5月26日（月） 視察・意見交換

- ・ 東京都立荒川商業高等学校、東京都立北豊島工業高等学校

平成26年 6月11日（水） 第22回会議

- ・ 提言素案について

平成26年 6月19日（木） 第23回会議

- ・ 提言案について

平成26年 7月 3日（木） 第24回会議

- ・ 提言とりまとめ

教育再生実行会議委員による 有識者等ヒアリング及び視察

【有識者等ヒアリング】

1. 山中伸一 文部科学事務次官
日 時：平成 25 年 10 月 31 日（木）（第 14 回会議）
議 題：我が国及び諸外国の学制について
※提出資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai14/siryou2.pdf>
2. 二宮 皓 比治山大学・比治山大学短期大学部学長
日 時：平成 25 年 11 月 26 日（火）（第 15 回会議）
議 題：学校制度（学制）—諸外国との比較
※提出資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou1.pdf>
3. 無藤 隆 白梅学園大学教授
日 時：平成 26 年 1 月 16 日（木）（第 16 回会議）
議 題：発達段階と学校教育
※提出資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai16/siryou1.pdf>

【視察・意見交換】

1. 品川区立第一日野すこやか園（第一日野幼稚園・西五反田第二保育園）
日 時：平成 25 年 11 月 12 日（火）10:15～11:30
視察内容：保幼小連携の取組（幼保一体型施設と併設の小学校との連携による 0～12 歳の育ちの連続性を目指した保育、教育の取組等）
※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou.html>
2. 品川区立小中一貫校日野学園
日 時：平成 25 年 11 月 12 日（火）11:40～13:45
視察内容：小中一貫教育の取組（4-3-2 の区分による教育、小学校 5 年生からの教科担任制、小学校からの英語教育等）
※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou.html>
3. 東京都立白鷗高等学校・同附属中学校
日 時：平成 25 年 11 月 20 日（水）9:50～11:10
視察内容：中高一貫教育の取組（国際社会でリーダーとなれる人材を育成するための 6 年一貫カリキュラム、日本文化に関する教育等）
※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou.html>
4. 東京都教育庁
日 時：平成 25 年 11 月 20 日（水）11:10～12:00
平成 26 年 1 月 20 日（月）10:20～11:30
議 題：都立小中高一貫教育校の検討状況、都立高校改革推進計画（多様なタイプの学校の設置、専門高校の改編等）について
※提出資料：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou2_6.pdf
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai17/siryou4-2.pdf>

5. 東京都立戸山高等学校
 日 時：平成 26 年 1 月 20 日（月）11:30～12:20
 視察内容：都立高校改革の一環としての進学指導重点校の取組（文理分けをしないリベラルアーツ重視の教育、理数教育等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai17/siryou.html>
6. 東京都立荒川商業高等学校
 日 時：平成 26 年 5 月 26 日（月）9:30～11:00
 視察内容：専門高校の取組（「都立専門高校技能スタンダード」推進校の取組、地元商店街との連携、進路指導、中退への対応等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai22/siryou.html>
7. 東京都立北豊島工業高等学校
 日 時：平成 26 年 5 月 26 日（月）11:40～13:30
 視察内容：専門高校の取組（デュアルシステム導入校の取組、資格取得に向けての指導、進路指導、中退への対応等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai22/siryou.html>
8. 千葉県立幕張総合高等学校看護科・同専攻科
 日 時：平成 25 年 11 月 20 日（水）13:40～15:00
 視察内容：専門高校及び同専攻科の取組（5 年一貫看護師養成課程のカリキュラム、病院実習、進路の状況等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou.html>
9. 木更津工業高等専門学校
 日 時：平成 25 年 12 月 11 日（水）14:15～16:00
 視察内容：高等専門学校の取組（実践的・創造的技術者の養成のための 5 年一貫カリキュラム、同校専攻科の取組等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai16/siryou.html>
10. 日本工学院専門学校
 日 時：平成 25 年 11 月 12 日（火）14:20～16:00
 視察内容：専修学校専門課程（専門学校）の取組（産業界等との連携による実践的な職業教育、社会人の受入れ、大学への編入等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou.html>
11. 千葉大学
 日 時：平成 25 年 12 月 11 日（水）10:00～11:45
 視察内容：高校から大学への飛び入学の取組（飛び入学者を対象とした先進科学プログラムの実施体制、カリキュラム、卒業後の進路等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai16/siryou.html>
12. 東京工業大学
 日 時：平成 25 年 12 月 11 日（水）11:50～12:40
 議 題：学士・修士一貫、修士・博士一貫カリキュラム、達成度進行への転換、大学院への飛び入学等の教育改革の方針について
 ※提出資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai16/siryou2-3.pdf>

教育再生実行会議の開催について

〔 平成25年1月15日
閣 議 決 定 〕

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

教育再生実行会議 構成員

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

安倍	晋三	内閣総理大臣
菅	義偉	内閣官房長官
下村	博文	文部科学大臣兼教育再生担当大臣
(有識者)		
大竹	美喜	アフラック(アフラックファミリー生命保険会社)創業者・最高顧問
尾崎	正直	高知県知事
貝ノ瀬	滋	三鷹市教育委員会委員長
加戸	守行	前愛媛県知事
蒲島	郁夫	熊本県知事
◎ 鎌田	薫	早稲田大学総長
川合	眞紀	東京大学教授、理化学研究所理事
河野	達信	岩国市立高森小学校教諭、前全日本教職員連盟委員長
佐々木	喜一	成基コミュニティグループ代表
鈴木	高弘	専修大学附属高等学校理事・前校長
武田	美保	スポーツ／教育コメンテーター
○ 佃	和夫	三菱重工業株式会社相談役
八木	秀次	麗澤大学教授
山内	昌之	東京大学名誉教授、明治大学特任教授
座長◎、副座長○		
(オブザーバー)		
遠藤	利明	衆議院議員
富田	茂之	衆議院議員

まち・ひと・しごと創生本部の設置について

〔平成 26 年 9 月 3 日〕
閣 議 決 定

- 1 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
本 部 長 内閣総理大臣
副 本 部 長 地方創生担当大臣、内閣官房長官
本 部 員 他の全ての国務大臣
- 3 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

基本方針（案）

平成26年9月12日
まち・ひと・しごと創生本部決定1. 基本目標

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

(1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

- ・人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

(2) 「東京一極集中」の歯止め

- ・地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現する。東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

(3) 地域の特性に即した地域課題の解決

- ・中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。
- ・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークを形成することを通じて、地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高める。
- ・大都市圏等において、過密・人口集中に伴う諸問題に対応するとともに、高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進する。

3. 検討項目と今後の進め方

(1) 検討項目

各本部員は、基本目標の実現のため、以下の項目について集中的に検討を進め、改革を実行に移す。

- ① 地方への新しいひとの流れをつくる
- ② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る
- ⑤ 地域と地域を連携する

(2) 今後の進め方

まち・ひと・しごと創生本部は、人口減少克服・地方創生のための「司令塔」として、まち・ひと・しごと創生会議等における議論を統括し、必要な施策を随時実行していく。このため、国と地方が総力をあげて取り組むための指針として、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を年内にも決定するとともに、地方における取組を積極的に支援していく。

政策の企画立案・実行に当たっては、地方創生担当大臣において調整し、一元的・効果的・効率的に政策を実施する。

4. 取り組むに当たっての基本姿勢

人口減少克服・地方創生のためには、具体的な政策目標を掲げ、その実現に向けて従来型の発想にとらわれず英知を結集し、あらゆる効果的な政策手段を総動員しなければならない。「縦割り」を排除するとともに、個性あふれる「まち・ひと・しごと」創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は採らない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要となる。本部員は、こうした点を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組む必要がある。

- ① 的確・客観的な現状分析と将来予測を踏まえた、中長期を含めた政策目標（数値目標）を設定の上、効果検証を厳格に実施し、効果の高い政策を集中的に実施する。「バラマキ型」の投資などの手法は採らない。
- ② 各府省庁の「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開する。例えば、地域再生のためのプラットフォームを整備するとともに、地方居住推進のためのワンストップ支援や小さな拠点における生活支援など、同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施する。
- ③ 人口減少を克服するための地域の効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築を図り、税制・地方交付税・社会保障制度をはじめとしたあらゆる制度についてこうした方向に合わせて検討する。
- ④ 地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する。国と地方及び地方自治体間で連携・協働するとともに、地域に根ざした民間の創意工夫を後押しする。
- ⑤ 現場に積極的に出向き、地域における先進・成功事例だけでなく、成功には至らなかった事例も含め、得られた知見を今後の政策展開に生かす。

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」
の開催について

平成26年9月30日
生涯学習政策局長
高等教育局長^{決定}

1 趣旨

職業教育については、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要である。特に、高等教育段階における職業教育においては、社会的需要に応じた質の高い職業人を養成することが望まれており、既存の高等教育機関においてもそれぞれの取組が行われてきているが、各学校の本来の目的や特性等から、各職業分野にわたる様々な人材需要に十分に対応したものにはなっていないという指摘もある。

こうした課題を踏まえ、社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、教育再生実行会議第5次提言を踏まえ、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けて検討を行う会議を開催することとする。

2 検討事項

- (1) 我が国の高等教育における実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の位置付けについて
- (2) 新たな高等教育機関に関する制度設計の基本的方向性について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙に掲げる学識経験者等の参加を得て、上記2の事項について検討を行うものとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成26年9月30日から平成27年3月31日までとする。

5 その他

本会議に関する庶務は、生涯学習政策局と高等教育局が協力して処理する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議
委員

青 山 伸 悦	日本商工会議所理事・事務局長
麻 生 隆 史	九州情報大学長，山口短期大学長
池 田 弘	NSGグループ代表，公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長
内 田 龍 男	(独) 国立高等専門学校機構理事，仙台高等専門学校長
岡 本 比呂志	学校法人中央情報学園理事長
金 子 元 久	筑波大学大学研究センター教授
川 越 宏 樹	学校法人宮崎総合学院理事長
黒 田 壽 二	金沢工業大学学園長・総長
清 水 一 彦	筑波大学副学長・理事
鈴 木 道 子	山形県立米沢女子短期大学長，山形県立米沢栄養大学長
仙 波 憲 一	青山学院大学学長
寺 田 盛 紀	名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授
富 山 和 彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
永 里 善 彦	株式会社旭リサーチセンター相談役
長 塚 篤 夫	順天中学校・高等学校長
服 部 晃	岐阜女子大学文化創造学部・大学院教授
樋 口 美 雄	慶應義塾大学商学部教授
前 田 早 苗	千葉大学普遍教育センター教授

計 18名 (50音順)
(職名は平成26年9月30日現在)

3. 予算関係

高等教育局主要事項 －平成27年度概算要求－

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

学びのセーフティネットの構築

○大学等奨学金事業の充実と健全性確保 1, 110億円

(対前年度増減 +150億円)

うち育英事業に必要な経費 1, 087億円

(対前年度増減 +150億円)

[うち「優先課題推進枠」 871億円]

[復興特別会計 45億円]

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、①無利子奨学金の貸与人員の増員や、②より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図る。

<事業費>	無利子奨学金	3,000億円	⇒	3,196億円 (197億円増)
				[この他被災学生等分48億円]
	(有利子奨学金	8,677億円	⇒	8,650億円 (27億円減))
<貸与人員>	無利子奨学金	44万1千人	⇒	47万1千人 (3万人増 [*])
				※うち新規貸与者の増員分2万人
				[この他被災学生等分7千人]
	(有利子奨学金	95万7千人	⇒	93万9千人 (1万8千人減))

○国立大学・私立大学の授業料減免等の充実 394億円

(対前年度増減 +18億円)

[うち「優先課題推進枠」 7億円]

[復興特別会計 26億円]

意欲と能力ある学生が経済的な理由により学業を断念することがないように、国立大学、私立大学の授業料減免等の充実を図る。

◆国立大学の授業料減免等の充実 307億円

(対前年度増減 +13億円)

[復興特別会計 4億円]

意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大する。

免除対象人数：約0.3万人増 平成26年度：約5.4万人 → 平成27年度：約5.7万人
学部・修士：約4.8万人 → 約5.1万人 (約0.3万人増)
博士：約0.6万人 → 約0.6万人

◆私立大学の授業料減免等の充実 86億円

(対前年度増減 +5億円)

[復興特別会計 23億円]

私立大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等への支援の充実を図るとともに、更に、第三子以降の学生に対する授業料減免に対する支援を充実する。

(減免対象人数：約0.3万人増 平成26年度：約3.9万人 → 平成27年度：約4.2万人)

「大学力」向上のための大学改革の推進等

○国立大学改革の推進

1兆1,760億円

(対前年度増減 +452億円)

[うち「優先課題推進枠」 978億円]

[復興特別会計 4億円]

国立大学及び大学共同利用機関が我が国の人材養成・学術研究の中核として、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、基盤的経費である運営費交付金等を充実するとともに、各大学等の強み・特色を活かした機能強化への取組を支援することで国立大学改革を促進する。

◆国立大学法人運営費交付金

1兆1,530億円

(対前年度増減 +408億円)

[うち「優先課題推進枠」 748億円]

[復興特別会計 4億円]

継続的・安定的に教育研究を展開しうよう、各大学等の財政基盤をしっかりと支えるために必要な大学運営の基本的な経費を充実するとともに、国立大学等の教育研究力の強化に資する以下の取組について、所要の経費を確保。

(主な内容)

- ・国立大学の授業料減免等の拡大（学部・修士の免除対象人数を0.3万人増）
307億円（ 294億円）
- ・被災学生授業料減免等〔復興特別会計〕
4億円（ 7億円）
- ・国立大学の機能強化を推進するため、教育研究組織の再編成や人事・給与システムの弾力化を通じて、世界水準の教育研究活動の飛躍的充実や各分野における抜本的機能強化及びこれらに伴う若手・外国人研究者の活躍の場の拡大等に取り組む大学に対して重点配分。また、年俸制の本格的な導入に積極的に取り組む大学に対しても重点配分。
232億円（ 77億円）
- ・共同利用・共同研究拠点や大学共同利用機関で実施される大型プロジェクトの推進（大規模学術フロンティア促進事業）や、国内外のネットワークの構築、新分野の創出、新たな拠点の形成等に資する取組へ重点配分することで、研究拠点の形成から発展・強化まで共同利用・共同研究体制を充実し、我が国の強み・特色を生かした研究水準の向上を図る。
447億円（ 382億円）
- ・国立大学等における、国際的な共同利用・共同研究の推進や新たな学問領域の創成を図るための最先端研究設備や基盤的な教育研究診療設備の整備
160億円（ - ）

◆国立大学改革強化促進事業

230億円

(対前年度増減 +44億円)

[うち「優先課題推進枠」 230億円]

国立大学が平成28年度から始まる第3期中期目標期間において、各国立大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す存在となるべく、「ミッションの再定義」で明らかにされた各国立大学の有する強みや特色、社会的役割を中心に第3期中期目標期間を見据えた各国立大学の具体的な改革構想をさらに加速化するための重点支援を行う。

- ・国立大学改革強化推進補助金
170億円（ 138億円）
- ・国立大学改革基盤強化促進費
60億円（ 48億円）

○国立高等専門学校教育研究基盤の充実

625億円

(対前年度増減 +4億円)

[復興特別会計 0.2億円]

産業界のニーズに応え実践的・創造的な技術者を養成している国立高等専門学校について、教育活動を支える基盤的な経費を充実するとともに、社会経済の変化に対応し、高専教育の充実・高度化に資する以下の取組について、重点的に配分。

(主な内容)

- ・国立高等専門学校の授業料減免等の拡大
5.3億円（ 5.2億円）
- ・高等専門学校の高度化推進
4.8億円（ 1.0億円）
- ・グローバルエンジニア育成経費
4.3億円（ 1.5億円）
- ・被災学生授業料減免等〔復興特別会計〕
0.2億円（ 0.3億円）

○私立大学改革の推進など私学の振興

5, 030億円

(対前年度増減 +673億円)

[うち「優先課題推進枠」 839億円]

[復興特別会計 154億円]

◆私立大学等経常費補助

3, 303億円

(対前年度増減 +119億円)

[うち「優先課題推進枠」 160億円]

[復興特別会計 35億円]

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。

・一般補助

2, 819億円

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。

・特別補助

484億円

2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援する。

- ・私立大学等経営強化集中支援事業
- ・地方の「職」を支える人材育成
- ・第三子以降の学生に対する授業料減免の充実 等
- ・被災学生授業料減免等、被災私立大学等復興特別補助〔復興特別会計〕 35億円

・私立大学等改革総合支援事業(上記の一般補助及び特別補助の内数)

201億円

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。

◆私立高等学校等経常費助成費等補助

1, 076億円

(対前年度増減 +35億円)

[うち「優先課題推進枠」 55億円]

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

・一般補助

918億円

各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。

・特別補助

128億円

各私立高等学校等の特色ある取組を支援する。

- ・教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実、
学校安全の推進、授業料減免事業
- ・幼稚園における障害のある幼児受入れ、預かり保育への支援 等

・特定教育方法支援事業

30億円

特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援する。

◆私立学校施設・設備の整備の推進

604億円

(対前年度増減 +517億円)

[うち「優先課題推進枠」 577億円]

[復興特別会計 113億円]

《他に、財政融資資金 417億円(対前年度増減 +50億円)》

建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

特に、東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震に備えるべく、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。

・耐震化等の促進

511億円

[復興特別会計 113億円]

学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業の防災機能強化のための整備等を重点的に支援する。

・教育・研究装置等の整備

93億円

教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援する。

・私立大学等改革総合支援事業(上記の内数)

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。

・私立大学等の全学的・組織的な改革取組を、施設・装置の整備を通じ支援する。

※私立学校施設の耐震化を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団が実施する長期低利融資制度の需要増加に伴う政府出資金の追加については、今後の貸付状況を踏まえ金額を検討。

◆私立大学等教育研究活性化設備整備事業

47億円

(対前年度増減 +1億円)

[うち「優先課題推進枠」 47億円]

私立大学等改革総合支援事業の一環として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する。

◆私立学校施設の災害復旧

[復興特別会計 5億円]

東日本大震災によって被害を受けた私立学校のうち、津波被害地域、避難指示解除準備区域等にある学校の施設及び教育活動の復旧に必要な経費を支援する。

・私立学校施設の災害復旧 [復興特別会計]

4億円

・私立学校の教育活動復旧 [復興特別会計]

1億円

○大学教育再生の戦略的推進

506億円

(対前年度増減 +100億円)

[うち「優先課題推進枠」 145億円]

[復興特別会計 11億円]

◆世界をリードする教育拠点の形成

326億円

(対前年度増減 +9億円)

[うち「優先課題推進枠」 15億円]

世界トップレベルの大学教育を実践する大学が、さらなる教育改革に取り組むことで、我が国の大学教育を牽引することができるように教育拠点の形成を支援する。

・ 博士課程教育リーディングプログラム	185億円	51件
・ スーパーグローバル大学等事業	97億円	72件
・ 大学の世界展開力強化事業	39億円	93件(うち新規35件)
・ 情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業	4億円	1件

◆革新的・先導的教育研究プログラムの開発推進

180億円

(対前年度増減 +92億円)

[うち「優先課題推進枠」 130億円]

[復興特別会計 11億円]

高等教育の革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する意欲的な取組を支援することにより、我が国全体の大学教育の充実と質の向上を図る。

・ 地(知)の拠点大学による地方創生事業	80億円	(新規)
・ 理工系プロフェッショナル教育推進事業	50億円	50件(新規)
・ 大学教育再生加速プログラム(A.P)	20億円	114件
・ 大学間連携共同教育推進事業	29億円	59件
・ 大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業〔復興特別会計〕	11億円	14件
		等

○高度医療人材の養成と大学病院の機能強化

51億円

(対前年度増減 △3億円)

大学及び大学病院を通じて、高度医療を支える人材の養成及び新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を促進するとともに、地域医療の最後の砦である大学病院の機能を強化する。

・ 先進的医療イノベーション人材養成事業	37億円	
未来医療研究人材養成拠点形成事業	20億円	25件
がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン	17億円	15件
・ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	13億円	
課題解決型高度医療人材養成プログラム	10億円	26件
・ 大学における医療人材養成の在り方に関する調査研究	1億円	6件(新規)

未来へ飛躍するグローバル人材の育成

○グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進

535億円

(対前年度増減 +53億円)

[うち「優先課題推進枠」 107億円]

◆大学教育のグローバル展開力の強化

136億円

(対前年度増減 +9億円)

[うち「優先課題推進枠」 15億円]

我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学や学生のグローバル対応力育成のための体制強化を進める大学を支援。また、大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

- ・スーパーグローバル大学等事業【再掲】 97億円
 - ・スーパーグローバル大学創成支援 30件
 - ・経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援 42件
- ・大学の世界展開力強化事業【再掲】 39億円
 - ・中南米等との大学間交流形成支援 35件(新規)
 - ・「キャンパス・アジア」中核拠点支援 10件
 - ・米国大学等との協働教育創成支援 12件
 - ・ASEAN諸国等との大学間交流形成支援 17件
 - ・海外との戦略的高等教育連携支援 13件
 - ・ロシア、インド等との大学間交流形成支援 6件

◆大学等の留学生交流の充実

399億円

(対前年度増減 +44億円)

[うち「優先課題推進枠」 92億円]

意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増(6万人→12万人)を目指すため、留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運醸成や、奨学金等の拡充による留学経費の負担軽減を図る。

また、「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生を確保するため、来日前に支給を決定できる奨学金を拡充するとともに、住環境を含む国内外の学生が交流する機会等の創出、海外拠点や就職支援に係るプラットフォームの構築等の受入れ環境充実のための支援を強化する。

- ・大学等の海外留学支援制度の拡充等 119億円
- ・大学等の海外留学支援制度の拡充 118億円
 - ・海外留学のための奨学金等支給による経済的負担の軽減
 - <大学院学位取得型> 250人 → 300人 (+50人)
 - <協定派遣型> 20,000人 → 25,000人 (+5,000人)
 - ・双方向交流の推進による日本人学生の海外留学促進
 - <協定受入型> 5,000人 → 10,000人 (+5,000人)
- ・日本人の海外留学促進のための広報活動等 1億円

・ <u>優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ</u>	281億円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本留学への誘い、入り口（入試・入学・入国）の改善 63億円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的な留学生獲得加速プログラム <ul style="list-style-type: none"> 来日前予約採用奨学金の新設等 新規分2,500人 ・ 留学コーディネーター配置事業の拡充 3拠点 → 6拠点 等 ・ 大学等のグローバル化の推進【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・ スーパーグローバル大学等事業 ・ 大学の世界展開力強化事業 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生の受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れの推進 207億円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住環境・就職支援等受入れ環境の充実 10件 ・ 外国人留学生奨学金制度 <ul style="list-style-type: none"> 国費外国人留学生制度 11,263人 双方向交流の推進による日本人学生の海外留学促進 <ul style="list-style-type: none"> <協定受入型> 5,000人 → 10,000人（+5,000人）【再掲】 等 	

高等教育局合計 1兆9,582億円
(対前年度増減 +1,429億円)
 [うち「優先課題推進枠」 2,926億円]
 [復興特別会計 201億円]

(注1) 合計には、日本私立学校振興・共済事業団補助（基礎年金等）を除く。

(注2) 合計には、他局が計上する私学助成予算を除く。

大学等奨学金事業の充実と健全性確保

(平成26年度予算額：960億円)
 平成27年度概算要求額：1,110億円
 [うち「優先課題推進枠」 871億円]
 [復興特別会計 45億円]

(内訳) 育英事業費	1,087億円	(937億円)
育英資金貸付金	871億円	(676億円)
〔復興特別会計〕	45億円	(68億円)
育英資金利子補給金	107億円	(123億円)
育英資金返還免除等補助金	60億円	(57億円)
高等学校等奨学金事業交付金	48億円	(81億円)
(独)日本学生支援機構運営費交付金 (内数)	23億円	(23億円)

背景・課題

- 意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。

対応・内容

- 「有利子から無利子へ」の流れの加速（無利子奨学金事業の拡充）
 - ・貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。
 - <事業費> 無利子奨学金 3,000億円 ⇒ 3,196億円 (197億円増)
 [この他被災学生等分48億円]
 - <貸与人員> (有利子奨学金 8,677億円 ⇒ 8,650億円 (27億円減))
 無利子奨学金 44万1千人 ⇒ 47万1千人 (3万人増[※])
 ※うち新規貸与者の増員分2万人
 [この他被災学生等分7千人]
 - (有利子奨学金 95万7千人 ⇒ 93万9千人 (1万8千人減))
- より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速
 - ・奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動するより柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。
- 業績優秀者返還免除制度の改善充実
 - ・大学院の業績優秀者返還免除制度について、学生へのインセンティブを付与し、給付的効果を充実するため、博士課程学生の返還免除候補者を進学時に決定。
- 有利子奨学金の利子負担の軽減のための措置
 - ・有利子奨学金について、在学中は無利子及び返還中は低利子とするために利子補給金を措置。
- 大学等奨学金事業の健全性確保
 - ・(独)日本学生支援機構に対する返還金回収促進経費（返還相談体制の充実、債権回収業務の民間委託、延滞事由の要因分析等）を措置。

政策目標

- 意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備するため、大学等奨学金事業の充実を図る。

国立大学・私立大学の授業料減免等の充実

(平成26年度予算額：375億円)
平成27年度概算要求額：394億円
〔うち「優先課題推進枠」 7億円〕
〔復興特別会計 26億円〕

(内訳) 国立大学法人運営費交付金 (内数)	307億円 (294億円)
〔復興特別会計	4億円 (7億円)〕
私立大学等経常費補助金 (内数)	86億円 (81億円)
〔復興特別会計	23億円 (35億円)〕

背景・課題

- 高等教育への支出はその大半が家計負担に帰しており、経済的な理由により大学進学や入学後の修学の継続を断念するなどの例が顕在化。
- 学生が経済的な理由により学業を断念することがないよう、教育費負担軽減が急務。

対応・内容

【対応】

- 各大学において授業料減免等が確実に拡充するよう、所要の財源・対応を国が支援し、学生の経済状況や居住地域に左右されない進学機会を確保。

【内容】

《国立大学》 307億円〔復興特別会計 4億円〕

意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行う。

免除対象人数：約0.3万人増 平成26年度：約5.4万人 → 平成27年度：約5.7万人
学部・修士：約4.8万人 → 約5.1万人 (約0.3万人増)、
博士：約0.6万人 → 約0.6万人

《私立大学》 86億円〔復興特別会計 23億円〕

私立大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免について、第三子以降の学生に対する支援の充実等を図るとともに、学内ワークスタディ等への支援など、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等を支援する。
〔一部「優先課題推進枠」〕

(減免対象人数：約0.3万人増 平成26年度：約3.9万人→平成27年度：約4.2万人)

政策目標

- 大学の授業料減免制度及び学内ワークスタディ等を拡充し、教育費負担を軽減。
- 国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層を形成。

国立大学改革の推進

(平成26年度予算額：11,309億円)
平成27年度概算要求額：11,760億円
〔うち「優先課題推進枠」 978億円〕
〔復興特別会計 4億円〕

(内訳) 国立大学法人運営費交付金	11,530億円	(11,123億円)
〔うち「優先課題推進枠」	748億円	〕
〔復興特別会計	4億円	(7億円)〕
国立大学改革強化促進事業	230億円	(186億円)
〔うち「優先課題推進枠」	230億円	〕

背景・課題

【国立大学改革プラン（平成25年11月26日 文部科学省）】

○平成25年11月に策定した「国立大学改革プラン」を踏まえ、国立大学が各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す存在となるべく、「改革加速期間（第2期中期目標期間（平成27年度まで）の後半3年間）」において、以下に示す観点を中心としてさらなる機能強化に取り組む。

- ◆社会の変化に対応できる教育研究組織づくり
- ◆国際水準の教育研究の展開、積極的な留学生支援
- ◆大学発ベンチャー支援、理工系人材の戦略的育成
- ◆人事・給与システムの弾力化
- ◆ガバナンス機能の強化

【教育費負担の軽減】

○経済的理由により大学進学や入学後の修学の継続を断念するなどの「教育格差」が顕在化しており、国立大学の使命である経済状況、居住地域等に左右されない「教育機会の保障」が必要。

【附属病院の機能強化】

○地域医療の崩壊を背景として、従来にも増して地域の中核的医療機関としての国立大学附属病院の医療ニーズが拡大。

○一方で、国立大学附属病院の重大な使命である教育研究機能の低下（教育研究時間の減少、臨床医学系論文数の減少 等）が懸念。

対応・内容

国立大学法人運営費交付金

11,530億円(11,123億円)

○各国立大学等が継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の充実を図る。

【国立大学の機能強化】

232億円(77億円)

○国立大学の機能強化を推進するため、教育研究組織の再編成や人事・給与システムの弾力化を通じて、世界水準の教育研究活動の飛躍的充実や各分野における抜本的機能強化及びこれらに伴う若手・外国人研究者の活躍の場の拡大等に取り組む大学に対して重点配分。

また、年俸制の本格的な導入に積極的に取り組む大学に対しても重点配分。

①世界水準の教育研究活動の飛躍的充実

各大学の卓越した研究実績や国際的ネットワークを活用した海外のトップ大学からの研究者グループの招へいや海外展開など、世界水準の教育研究活動の飛躍的充実を図る大学に重点配分。

(東北大学、群馬大学、東京大学、東京芸術大学、名古屋大学、京都大学、京都工芸繊維大学、熊本大学 ほか)

②各分野における抜本的機能強化

イノベーション創出のための理工系・ライフ分野や質の高い信頼される教員の養成など各分野の抜本的、構造的な機能強化を図る大学に対して重点配分。

(帯広畜産大学、秋田大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、金沢大学、福井大学、山口大学、長崎大学 ほか)

※下線については、平成27年度より新たに重点配分

〔「優先課題推進枠」〕

【教育費負担の軽減】

311億円(301億円)

○意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行う。

◆免除対象人数：約0.3万人増 平成26年度：約5.4万人 → 平成27年度：約5.7万人
(学部・修士)約4.8万人 → 約5.1万人 (博士)約0.6万人 → 約0.6万人

307億円(294億円)

◆被災学生の修学機会確保のための授業料減免等の実施 4億円(7億円)

〔復興特別会計〕

【共同利用・共同研究体制の強化・充実】

447億円(382億円)

○我が国の研究力強化等に資する共同利用・共同研究体制の強化のため、共同利用・共同研究拠点や大学共同利用機関において実施される大型プロジェクトの推進(大規模学術フロンティア促進事業)や、国内外のネットワーク構築、新分野の創出等

に資する取組へ重点配分。

また、部局や大学の枠を越えた研究所・研究センター等における新たな拠点の形成に資する取組等に対して重点配分することで、研究拠点の形成から発展・強化まで本体制を充実し、我が国の強み・特色を生かした研究水準の向上を図る。

〔うち「優先課題推進枠」356億円〕

【世界トップレベルの教育研究環境の構築】 160億円（ ー ）

○国立大学等における最先端研究設備の整備により、国際的な共同利用・共同研究や新たな学問領域の創成を図り、研究力を飛躍的に向上させるとともに、基盤的な教育研究診療設備の整備により、教育研究診療基盤を強化。〔「優先課題推進枠」〕

【附属病院の機能・経営基盤強化】 248億円（258億円）

○高度先進医療や高難度医療を提供する国立大学附属病院の機能を強化するため診療基盤の整備支援策を拡充。

◆教育研究診療機能充実のための債務負担軽減策等 107億円（133億円）

◆附属病院における医師等の教育研究基盤の充実 141億円（125億円）

国立大学改革強化促進事業 230億円（186億円）

○国立大学が平成28年度から始まる第3期中期目標期間において、各国立大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す存在となるべく、「ミッション再定義」で明らかにされた各国立大学の有する強みや特色、社会的役割を中心に第3期中期目標期間を見据えた各国立大学の具体的な改革構想をさらに加速化するための重点支援を行う。

◆国立大学改革強化推進補助金 170億円（138億円）

学長のリーダーシップの下、ガバナンス改革に取り組むとともに、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を越えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援。

また、優れた若手研究者の採用拡大などの先導的な取組を重点的に支援。

〔「優先課題推進枠」〕

◆国立大学改革基盤強化促進費 60億円（ 48億円）

国立大学の機能強化に結実する各大学の改革構想の実現のため、基盤的設備や最先端設備の整備など基盤強化の観点から重点支援。

〔「優先課題推進枠」〕

政策目標

○国立大学が社会の変革を担う人材の育成やイノベーションの創出といった国民や社会の期待に応えるべく国立大学の機能の強化を図る。

(参考) 平成27年度国立大学の入学定員について (予定)

1. 大学

○ 平成27年度入学定員 96,258人 (対前年度 Δ 177人減)

大学 学部	区 分	件 数	入学定員増減
	学 部 の 新 設	2学部	160
	学 科 等 の 改 組	11学科	Δ 182
	入 学 定 員 の 改 訂	31学科	190
	学 科 等 の 募 集 停 止	10学科	Δ 345
	計		Δ 177

2. 大学院

○ 平成27年度入学定員 58,729人 (対前年度 Δ 63人減)

〔 修士課程 入学定員 42,110人 (73人増)
 専門職学位課程 入学定員 2,809人 (Δ 151人減)
 博士課程 入学定員 13,810人 (15人増) 〕

修 士 課 程	区 分	件 数	入学定員増減
	研 究 科 等 の 新 設	3研究科	23
	専 攻 の 設 置	20専攻	44
	専 攻 の 廃 止	5専攻	Δ 78
	入 学 定 員 の 改 訂	39専攻	84
	計		73

専 門 職 学 位 課 程	区 分	件 数	入学定員増減
	研 究 科 等 の 新 設	1研究科	30
	専 攻 の 設 置	1専攻	15
	専 攻 の 廃 止	5専攻	Δ 93
	入 学 定 員 の 改 訂	8専攻	Δ 103
	計		Δ 151

博 士 課 程	区 分	件 数	入学定員増減
	研 究 科 等 の 新 設	1研究科	3
	専 攻 の 設 置	16専攻	Δ 4
	専 攻 の 廃 止	2専攻	Δ 10
	入 学 定 員 の 改 訂	17専攻	26
	計		15

国立大学等の機能強化を推進する改革構想（平成27年度からの取組）

世界水準の教育研究活動の飛躍的充実

東京芸術大学

ロンドン芸術大学、パリ国立高等音楽院等から世界一線級のアーティストユニットを誘致し、「芸術研究院」を設置。海外大学との国際共同カリキュラム構築等を通じて国際水準の芸術系人材育成を推進し、国際的芸術系教育研究拠点としての機能を強化

熊本大学

生命科学分野(発生医学、エイズ学)をけん引する研究司令塔として「国際先端医学研究機構」を設置。オックスフォード大学やシンガポール大学等から世界一線級の研究者を招へいし、感染領域や造血領域等で国際的に卓越した研究を推進

自然科学研究機構(大学共同利用機関法人)

天文学・生命科学をはじめとする異分野連携による新分野創成を加速するため、ASTROバイオロジーセンター(仮称)を創設。プリンストン大学等から世界一線級の研究者を招へいし、国際的・先端的な共同利用・共同研究を推進

各分野における抜本的機能強化

帯広畜産大学

獣医・農畜産分野において、国際通用性を備えつつ、食の安全確保に資する教育課程及び10社以上の食品関連企業等との連携により即戦力人材を育成。新たに「グローバルアグロメディシン研究センター」を設置し、コネクトル大学等から研究者を招へいし、国際共同研究を推進

東京外国語大学

日本研究・日本語教育に関する実績を踏まえ、新たに「国際日本学研究院」を設置。コロンビア大学、ロンドン大学等から世界トップレベルの研究者を招へいし、国際的な日本研究を深化し、日本の発信力、国際的なプレゼンス向上に寄与

お茶の水女子大学

国立女子大学ならではの重点研究領域として「グローバル女性リーダー育成研究機構」を設置。国内外から女性研究者を招へいし、女性のリーダーシップ育成と男女共同参画社会の実現に貢献する研究教育を通じて、世界で活躍できる女性リーダーの育成機能を強化

金沢大学

がん進展制御研究の実績等をいかし、全学的な研究司令塔機能を担う「新学術創生研究機構」を設置。カリフォルニア大学等から世界一線級の研究者を招へいし、世界レベルの研究者・若手研究者・成績優秀な大学院生が共同して分野融合型プロジェクト研究を推進

信州大学

「繊維・ファイバー工学」等の信州大学が強みとする5つの分野に学内資源を集中させ「先鋭領域融合研究群」を設置。MIT等から世界一線級の研究者を招へいし、国際教育研究拠点を目指すとともに高度研究力と国際的実践力を有する理工系グローバル人材を育成

浜松医科大学

「光医学教育研究センター」を設置し、光医学で一線級の研究者を招へい。光産業でイノベーション創出をけん引する地元企業等と連携した共同研究等により医療機器開発・実用化を推進。光医学の素養を持った高度専門人材の輩出と地域産業の発展に寄与

和歌山大学

観光学分野で世界トップクラスのサリー大学等との連携実績をいかした「国際観光学センター」を設置し、世界一線級の外国人研究者を招へい。我が国初の国連世界観光機関の観光教育・訓練・研究機関認定(tedQual)の取得等を通じ、アジアにおける観光研究ハブを形成

鳥取大学

乾燥地科学の研究実績を踏まえ、「国際乾燥地域研究教育機構」を設置。世界トップクラスの海外大学等から研究者を招へいし、農学・社会科学・医学系等の研究者とともに国際共同研究を推進。研究成果を活かした国際乾燥地域科学の大学院設置を構想

山口大学

山口県内の自治体や企業等との連携を重視した課題解決型プロジェクトを実施する「国際総合科学部(仮称)」を設置。地域ニーズに対応した各専門領域(防災、観光、農業等)からのアプローチによる全学的な課題解決型学習を通じて地域の発展に資する人材を育成

国立大学等の機能強化を推進する改革構想（平成26年度からの取組）

世界水準の教育研究活動の飛躍的充実

北海道大学

北海道大学の強みを集約した総長直下の教育研究組織に**海外から一線級教育研究ユニットを誘致**し、先端的国際共同研究により生み出される実績をもとに、新学院「**量子理工学院**」及び「**国際感染症学院**」を設置

筑波大学

国際的通用性のある**教育システム(学位プログラム制・日本版デュニニング・企業や外国の大学との学位プログラムの実施)**を構築し、大学のグローバル化を推進

東京農工大学

「**グローバルイノベーション研究院**」の設置やグローバル教育制度(英語による教育や全学生の海外経験支援等)の創設により、**国際系グローバルイノベーション人材の養成を推進**

京都工芸繊維大学

世界ランキング15位に選出された実績等を踏まえ、**建築・デザイン分野で海外一線級のスタンフォード大学等からの研究者招へい**や**海外拠点整備**等により機能を強化

東北大学

東北大学の強みであるスピントロニクス分野に**シカゴ大学やミューンヘン工科大学等から世界トップクラスの研究者を招へい**し、**国際共同大学院**を構築

東京大学

東京大学のグローバル化を飛躍的に加速するため、世界から人材の集う「**知の拠点**」**国際高等研究所**を形成し、**カリフォルニア大学バークレイ校等から世界レベルの研究者を招へい**。最先端国際共同研究の成果を教育へ転用

名古屋大学

四半世紀にわたるアジア法整備支援の蓄積を踏まえ、**アジア各国の大学の協力を得て、法学等のアジアキャンパスを設置**。各国の**専門家・政府高官に博士号を授与**する環境を整備

大阪大学

認知脳システム学や量子科学等について、**カリフォルニア工科大学やフランス国立科学研究センター**から世界トップクラスの研究者を招へいし、**国際的研究者が集う拠点を形成**

群馬大学

全学教員ポストを学長のリーダーシップで再配置可能な組織としたうえで、**重粒子線治療の強みを活かした総合腫瘍学等**に関する教育研究拠点を**海外研究機関から研究者を招へい**して形成

東京医科歯科大学

海外拠点地域にある**チリ大学、チュラロンコン大学等とジョイントディグリーコースを設置**し、国際性豊かな医療人の養成を推進するとともに、世界競争力の強化及び**日本式医療技術の国際展開**に貢献

京都大学

工・理・医薬系の各分野トップレベルの研究者を**ハーバード大学やオックスフォード大学等から招へい**し、**国際連携スーパーグローバルコース(仮称)を構築**。大学院生への研究指導を通じて**世界と競う人材を育成**

九州大学

国際コースの拡充や**新規採用教員の5年間英語講義提供**の必須化などの展開を見据えつつ、**欧米の大学(リーズ大学等)との連携**による「**国際教養学部(仮称)**」を設置

各分野における抜本的機能強化

秋田大学

鉱山学部の蓄積を活かした**国際資源学部**を中心に、**国内外の資源に関わる企業・政府機関等の多様な分野で活躍できる人材の養成**を行い、我が国の資源・エネルギー戦略に寄与。同時に教育文化学部、理工学部を含めた**全学的な組織再編成**による人的資源を再配置

東京工業大学

「**世界標準の教育**」を保証するため、**世界トップクラスの大学のカリキュラムに対応した教育システムへの転換**を図る。MIT等の海外トップ大学から研究者等を招へいし、**世界の理工系人材の交流の拠点化**を推進

福島大学

福島の復興・再生・発展のために、環境放射能研究所を**環境放射能の動態と影響を解明する先端研究拠点**として機能を強化し、新たに5部門13研究分野を設置して研究機能及び研究拠点としての運営力を強化

福井大学

教職大学院を附属学校に置き、大学ではなく**附属学校を拠点校として教師教育を展開**。拠点校に教職大学院の教員が向き教育実践を行うことで、**福井県全8,000人の教員の資質向上**に寄与

一橋大学

学士課程プログラムの改革を推進し、新入生全員を対象とした短期語学留学を必修化するとともに、**デュニニングによるカリキュラム調整**などにより**大学教育の国際的な互換基盤を整備**。学位の国際通用性向上を図ることによりスマートで強靱なグローバルリーダーを育成

長崎大学

世界トップレベルの**ロンドン大学等と連携した熱帯医学GH(グローバルヘルス)校を創設**。ケニア等の熱帯地域・開発途上国におけるフィールド研究を強化し、WHO等国际機関における**熱帯医学・グローバルヘルス専門家育成**

国立高等専門学校教育研究基盤の充実

(平成26年度予算額：621億円)
平成27年度概算要求額：625億円
〔復興特別会計 0.2億円〕
(独)国立高等専門学校機構運営費交付金

背景・課題

- 国立高等専門学校は全国に51校設置され、中学校卒業段階から5年一貫の専門教育を行い、実践的・創造的な技術者を養成している。
- 産業界を中心に、社会から高い評価を受けている国立高等専門学校の教育の高度化のため、基盤的な経費の充実が重要である。
 - ・就職率 99.4% (平成26年3月末)
 - ・求人倍率 17.1倍 (平成25年度本科)

対応・内容

国立高等専門学校の基盤的な経費を措置するとともに、地域・産業界等のニーズを踏まえつつ、実践的・創造的技術者教育の充実・強化や、高等専門学校教育の海外展開を推進すること等により、イノベーション創出を担い、グローバルに活躍する技術者の育成を推進する。

①経済的に困窮している学生等の教育費負担軽減

意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大する。

・授業料減免等	5.3億円 (5.2億円)
(参考)	平成26年度 平成27年度
免除対象人数	2,200人 → 2,300人
※4年次以降に適用 (1~3年次は高等学校等就学支援金の対象となる)	

②高等専門学校教育の高度化推進

地域・産業界からのニーズや科学・技術の高度化に伴う新分野の設置や学科の改組を支援し、社会の要請に応える人材育成を推進する。

・社会ニーズを踏まえた新分野・領域教育の推進【新規】	2.5億円 (新規)
・学科等再編推進経費	2.3億円 (1.0億円)

③グローバルエンジニアの育成

産業構造の変化や急速な社会経済のグローバル化に伴い、日本企業の海外進出が加速する中、海外の生産現場において活躍できる技術者を求める産業界の要望に応え、リーダーシップやマネジメント力、語学力等を備えた技術者を育成するため、専門科目等の英語による授業等を実施するグローバルエンジニア育成拠点を整備する。

4. 3億円（1. 5億円）

④モデル・コアカリキュラムの到達度評価による高専教育の質保証

高等専門学校教育の高度化および深化に向けて、高等専門学校のすべての学生が修得すべき到達目標を設定したモデル・コアカリキュラムを実践する。学生の到達度を管理するポートフォリオシステムを構築し、自学自習を促進する多様な教材コンテンツを充実することで、高等専門学校教育の質保証を図る。

1. 4億円（1. 6億円）

⑤企業技術者の活用によるものづくり教育の推進

企業の退職人材等の活用及び産業界との共同によるカリキュラムの開発、中小企業等との共同による課題発見・解決策提案活動等の共同教育を組織的に推進するため、コーディネータ配置による実施体制を活用し、高等専門学校教育の改革を推進する。

2. 8億円（3. 1億円）

⑥東日本大震災からの復旧・復興を支える国立高等専門学校の学生に対する授業料減免等

学ぶ意欲のある被災学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、国立高等専門学校が行う被災学生に対する授業料減免等を支援する。

・被災学生に対する授業料減免等

0. 2億円（0. 3億円）
〔復興特別会計〕

政策目標

国立高等専門学校が質の高い実践的・創造的技術者育成教育を行うことができるよう、基盤的な環境の整備を図る。

私立大学等経常費補助

(平成26年度予算額：3,184億円)
平成27年度概算要求額：3,303億円
〔うち「優先課題推進枠」160億円〕
〔復興特別会計 35億円〕

私立大学等経常費補助金

背景・課題

私立大学等は、我が国の高等教育機関数・学生数の約8割を占めており、高等教育機会の提供に寄与。今後とも、その役割を果たしていくためには、私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費の充実を図ることが必要。

対応・内容

【対応】

○建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。

【内容】

○一般補助 2,819億円(2,762億円)
私立大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費への支援。

○特別補助 484億円(422億円)
2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援。
・私立大学等経営強化集中支援事業
・地方の「職」を支える人材育成
・第三子以降の学生に対する授業料減免の充実 等
・被災学生授業料減免等、被災私立大学等復興特別補助〔復興特別会計〕 35億円

◆私立大学等改革総合支援事業（上記の一般補助及び特別補助の内数）

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

政策目標

- ・私立大学等の教育研究条件の維持・向上
- ・学生の修学上の経済的負担の軽減
- ・私立大学等の経営の健全性の向上

私立高等学校等経常費助成費等補助

(平成26年度予算額：1,040億円)
平成27年度概算要求額：1,076億円
〔うち「優先課題推進枠」 55億円〕

(内訳)	私立高等学校等経常費助成費補助金	1,046億円	(1,013億円)
	私立大学等経常費補助金	30億円	(27億円)

背景・課題

私立高等学校等は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。

私立高等学校等が我が国の初等中等教育に果たしている役割の重要性に鑑み、経常的経費の助成に必要な本補助金を充実し、教育条件の維持向上等を図る必要がある。

対応・内容

【要求内容】

○一般補助 918億円(899億円)

各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。

- ・一般補助の生徒等1人あたり単価を増額。

○特別補助 128億円(114億円)

- ・英語をはじめとする外国語教育の強化、教育相談体制の整備などに取組む学校への支援の拡充 等
(教育改革推進特別経費)
- ・私立幼稚園における障害のある幼児の受入れや預かり保育などの子育て支援に対する支援の拡充
(幼稚園特別支援教育経費・教育改革推進特別経費)

このほか、以下に必要な経費を引き続き措置

- ・過疎高等学校特別経費
- ・授業料減免事業等支援特別経費

○特定教育方法支援事業 30億円(27億円)

- ・特別支援学校等への支援 等

政策目標

私立高等学校等の教育条件の向上、家庭における授業料等の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図ることにより、安心して私立高等学校等で学ぶことのできる環境を実現する。

私立学校施設・設備の整備の推進

(平成26年度予算額：87億円)
 平成27年度概算要求額：604億円
 [うち「優先課題推進枠」 577億円]
 [復興特別会計 113億円]

(内訳)	私立学校施設整備費補助金	} 604億円 (87億円)
	私立大学等研究設備整備費等補助金	
	私立学校施設高度化推進事業費補助金	
	[復興特別会計	113億円 (50億円)]
	他に財政融資資金	417億円 (367億円)

背景・課題

- 私立学校では、耐震化率が大学等にあつては83.7%、高校等にあつても77.8%にとどまっている。東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、施設の耐震化は喫緊の課題となっており、耐震化の一層の促進を図る必要がある。
- 私立学校の教育研究環境を充実するため、その基盤となる教育研究装置・設備等の整備を支援していく必要がある。

対応・内容

- 耐震化の促進 511億円
[復興特別会計 113億円]
 学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業の防災機能強化のための整備等を重点的に支援する。
- 教育・研究装置等の整備 93億円
 - ・教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援。
 - ・私立大学等の全学的・組織的な改革取組を支援する「私立大学等改革総合支援事業」において、施設・装置整備を支援。
 - ・老朽校舎等及び大学病院の建替え整備事業に係る借入金に対し利子助成を実施。
- ※他に、施設整備等に係る日本私立学校振興・共済事業団融資 700億円

政策目標

- 私立学校における安心・安全な教育・研究環境の整備
- 各学校の個性・特色を活かした教育・研究の質の向上
- 私立大学等の全学的・組織的な大学改革
- 私立学校施設の耐震化の加速

私立大学等教育研究活性化設備整備事業

(平成26年度予算額：46億円)

平成27年度概算要求額：47億円

〔うち「優先課題推進枠」 47億円〕

私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金

背景・課題

加速度的に知識基盤社会化する世界の中にあつて、我が国において、特に高等教育の約8割を担う私立大学等は、多様な人材育成を通じ、社会の幅広い層を支える土台としての役割を担っており、各私立大学等における教育研究の質的充実のための基盤強化を図っていく必要がある。

対応・内容

【対応・内容】

○私立大学等改革総合支援事業の一環として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する。

政策目標

○私学自身による、建学の精神と特色を生かした教育研究の活性化を促進することにより、私立大学等の改革の基盤を充実。

私立学校施設の災害復旧

(平成26年度予算額：5億円)

平成27年度概算要求額：5億円

[全額復興特別会計 5億円]

〔	(内訳) 私立学校建物其他災害復旧費補助金	〕	4億円	(4億円)
	私立学校災害復旧都道府県事務費交付金				
	私立高等学校等経常費助成費補助金	1億円	(1億円)	

背景・課題

- 東日本大震災によって被害を受けた私立学校を早期に復旧し、学校教育の円滑な実施を確保するために、必要な経費を補助する必要がある。

対応・内容

- 東日本大震災によって被害を受けた私立学校施設のうち、津波被害地域、避難指示解除準備区域等にある復旧事業未着手等の学校施設の復旧事業に必要な経費等を支援。

[復興特別会計 4億円]

- 東日本大震災によって被害を受け、私立学校施設の災害復旧補助の対象となる私立学校を設置する学校法人に対し、教育活動の復旧に必要な経費について、私立高等学校等経常費助成費補助において支援。

[復興特別会計 1億円]

政策目標

- 東日本大震災により被災した私立学校を早期復旧し、学校教育の円滑な実施を確保する。

博士課程教育リーディングプログラム

(平成26年度予算額：185億円)
平成27年度概算要求額：185億円

研究拠点形成費等補助金

背景・課題

- 東日本大震災がもたらした国家的な危機から力強く復興・再生するとともに、人類社会が直面する未知の課題を世界に先駆けて克服することを通じ、将来にわたる持続的な成長と人類社会の発展に貢献し、国際社会の信頼と存在感を保ち、更に高める必要がある。
- そのためには、俯瞰的視点から物事の本質を捉え、危機や課題の克服や新たな社会の創造・成長を牽引し国際社会で活躍するリーダーの活躍が不可欠である。

対応・内容

【対応】

- 俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産学官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援する。

【内容】

- 養成すべき人材像、取り組むテーマが明確な、博士課程の学位プログラムを構築しようとする構想を、3つの類型で最大7年間支援する。

・平成23年度、24年度、25年度採択プログラムの継続実施
オールラウンド型 490,000千円 × 6件
複合領域型 400,000千円 × 30件
オンリーワン型 230,000千円 × 15件

政策目標

- 俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーの養成

スーパーグローバル大学等事業

(平成26年度予算額：99億円)
平成27年度概算要求額：97億円

国際化拠点整備事業費補助金

背景・課題

○社会の多様な場面でグローバル化が急速に進む中、世界各国がそれぞれ自国の成長を牽引する高等教育の充実を図っており、我が国の大学の世界におけるプレゼンスの向上や、グローバル人材育成のための体制強化が急務。

対応・内容

【対応】

○我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革など国際化を徹底して進める大学や、学生のグローバル対応力育成のための体制強化を進める大学を支援。

【内容】

○スーパーグローバル大学創成支援 77億円

420,000千円 × 10件

172,500千円 × 20件

我が国の高等教育の国際競争力の向上を目的に、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進める、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対して、制度改革と組み合わせ重点支援を行う。

○経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援 20億円

72,000千円 × 11件

38,700千円 × 31件

経済社会の発展に資することを目的に、グローバルな舞台に積極的に挑戦し世界に飛躍できる人材の育成を図るため、学生のグローバル対応力を徹底的に強化し推進する組織的な教育体制整備の支援を行う。

政策目標

○人材・教育システムのグローバル化による世界トップレベル大学群を形成し、大学の国際競争力を向上させるとともに、グローバル化に対応する人材を育成する。

大学の世界展開力強化事業

(平成26年度予算額：28億円)
平成27年度概算要求額：39億円
〔うち「優先課題推進枠」 15億円〕

国際化拠点整備事業費補助金

背景・課題

- 我が国の学生が内向き志向にあると指摘される中、世界で活躍する優れた人材の育成を強化するため、国際的に誇れる大学教育システムを構築するとともに、日本人学生の海外交流を促進し、質の高い外国人学生の戦略的獲得等を図ることが重要な課題。

対応・内容

【対応】

- 大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流、ジョイント・ディグリーの実施等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

【内容】

- 中南米等との大学間交流形成支援〔「優先課題推進枠」〕 15億円【新規】

①ジョイント・ディグリーの推進 30,000千円 × 20件

②中南米等との大学間交流形成支援 60,000千円 × 15件

教育・研究実績で世界的に高い評価を受けている海外の大学との間での、ジョイント・ディグリー実施を含む大学間交流プログラムや、我が国にとって急速に重要性を増す中南米及びアフリカ、トルコ等の大学との間で、質の保証を伴う大学間交流プログラムを構築・実施する日本の大学を支援。

注) 以下の継続事業等については、概要を省略

- 「キャンパス・アジア」中核拠点支援 5億円

平成23年度選定分 48,665千円 × 10件

- 米国大学等との協働教育創成支援 6億円

平成23年度選定分 48,665千円 × 12件

- ASEAN諸国等との大学間交流形成支援 7億円

平成24年度選定分 41,011千円 × 14件

平成23年度選定分 48,660千円 × 3件

- 海外との戦略的高等教育連携支援 3億円

平成26年度選定分 3,000千円 × 4件

平成25年度選定分 38,353千円 × 7件

3,000千円 × 2件

- ロシア、インド等との大学間交流形成支援 3億円

58,250千円 × 6件

政策目標

- 戦略的に重要な国・地域との高等教育ネットワークの構築を図ることにより、我が国の大学のグローバル展開力を強化。

情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業

(平成26年度予算額：5億円)
平成27年度概算要求額：4億円

大学改革推進等補助金

背景・課題

- 高齢化、エネルギー・環境問題などの社会的課題解決、我が国の強みである組み込みソフトウェア産業の充実やクラウドコンピューティングを利用した企業経営の効率化等による国際競争力強化、新たな価値や新産業創出に向け、情報技術を高度に活用して、社会の具体的な課題を解決することのできる人材を育成することが我が国の重要な課題。
- また、社会をけん引するイノベーション創出のため、大学において高度なITの知識と経営などその他の領域の専門知識を併せ持つハイブリッドIT人材の育成も求められているところ。
- このような人材を育成するためには、大学と産業界が連携して、課題解決型学習等の実践的教育を実施し、全国に広めていくためのネットワーク形成が必要不可欠。

対応・内容

- 情報技術を活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成するため、複数の大学や産業界による全国的なネットワークを形成し、実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践的な教育を推進する。
- その際、情報技術力を深化させ、即戦力となる高度IT人材のみならず、情報技術力と経営等の知識を併せ持つなど、新たなITの利活用方策の創造に寄与するイノベーティブな高度IT人材も育成する。

441,000千円 × 1件

政策目標

- 情報技術を活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成するため、実際の課題に基づく課題解決型学習等、大学における情報技術分野の実践教育を推進する。

地（知）の拠点大学による地方創生事業

（新規）

平成27年度概算要求額：80億円

〔うち「優先課題推進枠」 80億円〕

大学改革推進等補助金

背景・課題

- 超高齢化・人口減少社会を迎えている我が国の地域社会では、持続可能な都市・地域の形成や過疎集落対策、地域を支える産業の成長等の課題が山積している。
- 自治体のみならず中小企業やベンチャー企業、NPO等とも連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献に取り組んでいる大学の資源（シーズ）を最大限活用して、地域が直面している様々な課題（ニーズ）を解決する必要がある。

対応・内容

【対応】

- 全学的に地域を志向する大学が、自治体のみならず地域の中小企業等とも連携し、以下のテーマを具体化するための教育カリキュラムの改革・教育組織の改革を通じた地域の活性化に直結する人材育成等の取組を支援。
 - ・オンリーワンの観光資源や産業技術等の世界展開に必要な人材育成による地域再生（グローバル化貢献型）
 - ・地元就職率アップ、雇用創出等を通じた人口流出の抑制による地域活性化（地元とどまり促進型）
 - ・地域医療・介護、子育て支援、学び直し機会の提供等による地域コミュニティ振興（地域コミュニティ再生型）

【内容】

- 新産業・雇用創出等に資する具体的な地域定着・還元型の教育・研究・社会貢献に取り組む大学等を最大5年間支援する。
 - 先駆的地域志向大学 60,000千円×59件
 - 支援テーマ（3テーマ）
 - 42,000千円×95件
 - 18,800千円×25件（先駆的地域志向大学の場合）

政策目標

- 大学の教育改革等を通じた雇用創出・若者の地元定着率の向上による若年層人口の東京一極集中の解消に寄与する。

理工系プロフェッショナル教育推進事業

(新 規)

平成27年度概算要求額：50億円

〔うち「優先課題推進枠」 50億円〕

大学改革推進等補助金

背景・課題

- 少子高齢化により、生産年齢人口が減少する中、今後とも我が国の持続的な発展のためには、イノベーションを担う理工系人材の育成が重要である。
- 高等教育においては、学究的な専門性の追求のみならず、高度の技術開発やグローバルな経営を担うために必要な質の高い職業能力を身につけさせることが求められている。

対応・内容

【対応】

- 成長の核や基盤となる産業を牽引していくために必要な知識・技術の確実な習得を図るため、大学等と産業界の双方のコミットメントによるプロフェッショナルプログラムを開発し、当該産業界に必要な人材を輩出する高等教育レベルの一貫した職業教育システムを構築する。

【内容】

- 大学が中心となって産業を担う高度技術開発人材とグローバル経営戦略人材を育成する体系的なプロフェッショナル教育プログラムを開発する取組を最大7年間支援する。

50件（2類型×25件）×100,000千円

※2類型（高度技術開発人材、グローバル経営戦略人材）

政策目標

- 大学等と産業界の双方のコミットメントによる理工系プロフェッショナルプログラムの開発・実施等を推進することで、我が国の大学における専門職業人養成機能の強化を図る。

大学教育再生加速プログラム（AP）

（平成26年度予算額：10億円）
平成27年度概算要求額：20億円

大学改革推進等補助金

背景・課題

- これまで国は大学教育の質を向上するため、様々な提言・支援を行ってきており、大学も積極的に改革を進め、一定の成果がでてきている。
- しかし社会で求められる人材は高度化・多様化しており、大学は待ったなしで改革に取り組み、若者の能力を最大限に伸ばし社会の期待に応える必要がある。
- 今後は、今までの成果をベースに、教育再生実行会議等で示された教育改革にかかる新たな方針に対して、先進的に取り組む大学を支援することが求められる。

対応・内容

【対応】

- これまでの教育改革の取組状況について、事前に文部科学省が設定した基準をクリアした（もしくはクリアすることを宣言する）大学のみ審査対象。
- 教育再生実行会議等で示された国として進めるべき新たな教育改革の方向性に合致した申請プロジェクトを支援。

【内容】

- 大学教育改革を加速させ、全学的に教育方法の質的転換を図る先導的な大学を最大5年間支援する。
- 新たな教育改革の方向性のうち、以下テーマⅠからテーマⅢまでの継続支援を実施するとともに、新たにテーマⅣ（長期学外学修プログラム）を実施する大学を支援することで、国として進めるべき大学教育改革を一層推進する。

（平成26年度選定分）

・テーマⅠ（アクティブ・ラーニング）	20,000千円×8件
・テーマⅡ（学修成果の可視化）	20,000千円×8件
・テーマⅠ・テーマⅡ複合型	28,000千円×16件
・テーマⅢ（入試改革）	19,875千円×8件
・"（高大接続）	18,000千円×4件

（平成27年度選定分）

・テーマⅣ（長期学外学修プログラム）	14,300千円×70件
--------------------	--------------

政策目標

- 大学の教育改革の取組を支援し、国として進めるべき新たな教育改革を加速する。

大学間連携共同教育推進事業

(平成26年度予算額：24億円)
平成27年度概算要求額：29億円

大学改革推進等補助金

背景・課題

○激変する社会の危機を乗り越え、持続的な成長と発展を築くために、各大学の強みを活かしながら、大学を超えた連携を深め、教育資源を結集し、多様かつ質の高い大学教育を提供することで、社会の多様な課題を解決に導く高度な人材を養成することが不可欠である。

対応・内容

【対応】

○国公私の設置形態を超え、地域や分野に応じて大学が相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証システムを構築することにより、強みを活かした機能別分化と教育の質保証を推進する。

【内容】

○1大学では対応困難な、様々な地域・分野での課題に対して、各大学がそれぞれの強みを活かしながら連携・共同して解決にあたる優れた取組を支援（平成24年度及び平成26年度選定分の継続支援を実施）。

(平成24年度選定分) 50,625千円 × 48件

(平成26年度選定分) 12,355千円 × 11件

政策目標

- 大学の機能別分化の推進
- 教育の質保証システムの構築

大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業

(平成26年度予算額：11億円)
平成27年度概算要求額：11億円
〔全額復興特別会計 11億円〕
大学改革推進等補助金

背景・課題

- 東日本大震災は甚大な被害をもたらし、依然として被災地域は厳しい状況におかれている。被災者のくらしや地域コミュニティの再構築、地域産業や地域医療の再生を成し遂げるためには、高度な知的資源をもつ、知の拠点である大学等の活用が必要である。
あわせて、中長期的には、復興の担い手を養成するということも極めて大きな課題となり、地域の担い手となる人材を養成する大学等の貢献が求められる。
- 上記の広範な課題を解決し、組織的・継続的に被災地の支援を行うためには、被災地の大学等を中心に全国の大学等や専門家が連携し、大学等のもつ様々なリソースを集約した機能（センター）を整備することが、組織的・継続的な支援を行うためには不可欠である。

対応・内容

【対応】

- 以下の取組を行う被災地の大学等の地域復興センターを支援。

- (主な取組例)
- ・地域のコミュニティ再生（ボランティア、アーカイブ化）
 - ・地域の産業再生・まちづくり
 - ・地域復興の担い手育成
 - ・地域の医療再生

(支援対象) 岩手県、宮城県、福島県（隣接地域を含む）の大学及び高等専門学校

地域復興センターは、被災地の大学等がもつ高度な知的資源を集約し、復興に取り組む拠点となり、また、様々な大学・専門家のネットワークの中核となるものであり、これにより、被災地のニーズに応じた復興の取組を発展させる。

【内容】

- 大学等の地域復興センター的機能の整備を支援

〔 44,800千円 × 11件 5億円
208,800千円 × 3件 6億円（医療関係） 〕

政策目標

- 各地域復興センターが、それぞれの強みを活かしながら、全国の大学や専門家と連携し、さらに被災自治体や住民と協働し、被災地のニーズに真に応えた復興に貢献する。

先進的医療イノベーション人材養成事業

(平成26年度予算額：39億円)
平成27年度概算要求額：37億円

研究拠点形成費等補助金

背景・課題

- 日本復興のため、健康・医療の分野は我が国の成長分野として位置づけられ、医療関連分野におけるイノベーションの推進が求められている。
また、急速な高齢化の進展が見込まれる中、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つの要素を柱とした「地域包括ケアシステム」の実現が新たな課題となっている。
そのため、これらの医療ニーズに対応できる次世代医療人材の養成が求められている。
- がんは、我が国の死因第一位であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状から、「がん対策基本法」が制定され、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識・技能を有する医師その他の医療従事者の育成が求められている。

対応・内容

【対応】

- 高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学病院における高質で戦略的な人材養成拠点を形成。

【内容】

- 未来医療研究人材養成拠点形成事業 20億円
 - ◆世界の医療水準の向上及び日本の医療産業の活性化に貢献するため「メディカル・イノベーション推進人材」を養成。
また、将来の超高齢社会における地域包括ケアシステムに対応するため「リサーチマインドを持った総合診療医」を養成。
79,110千円 × 25件
- がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン 17億円
 - ◆複数の大学がそれぞれの個性や特色、得意分野を活かしながら相互に連携・補完して教育を活性化し、がん専門医療人養成のための拠点を構築。
116,550千円 × 15件

政策目標

- 我が国の医療水準の維持向上及び医療産業の活性化を促進する人材養成
- 大学の地域医療・社会への貢献による将来の医療不安等の解消

大学・大学病院及び附属病院における 人材養成機能強化事業

(平成26年度予算額：15億円)
平成27年度概算要求額：13億円

大学改革推進等補助金

背景・課題

- 健康長寿社会の実現には、高度な医療提供体制の構築が必要であり、医療安全管理や感染制御等の病院基盤部門等を担う医師等の養成や体制の充実、高度な知識・技能を有する医師等の養成が必要。また、質の高い医療を支援する看護師・薬剤師等のメディカルスタッフの養成が必要。
- 我が国の医学教育では、基礎医学を志す医師の減少に伴う基礎医学教育・研究の質の低下や、諸外国に比べて期間・内容ともに不十分とされている臨床実習の充実が喫緊の課題。
- 医師不足や医療の高度化を背景に、医療の効果的、効率的な提供を目的とするチーム医療の推進が医療全体の課題。

対応・内容

【対応】

- 医療の高度化等に対応するため、優れた専門医療人材（医師、歯科医師、看護師、薬剤師等）を養成するとともに教育体制の充実を図る。

【内容】

○課題解決型高度医療人材養成プログラム	10億円
◆医師・歯科医師を対象とした教育プログラム	49,625千円×14件
◆看護師・薬剤師等を対象とした教育プログラム	24,813千円×12件
○基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成	3億円
◆医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成	14,580千円×10件
◆グローバルな医学教育認証に対応した診療参加型臨床実習の充実	7,727千円×10件
◆医学・歯学教育認証制度等の実施	(医) 26,246千円×1件 (歯) 13,123千円×1件
○専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業	0.2億円
◆看護系大学教員養成機能強化事業	14,580千円×1件

政策目標

- 社会から求められる多様な医療ニーズに対応できる優れた専門医療人材の養成
- 医療の安全確保や質の向上を図るための大学病院の体制強化
- 質の高い医療関連職種 of 養成・活用促進

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

(新規)

平成27年度概算要求額：1億円

大学改革推進委託費

背景・課題

- 2025年には3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となり、現在の我が国の医療・介護サービスの提供体制では十分に対応できないことが見込まれている。このため、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することで、住み慣れた地域での継続的な生活を可能とすることが必要とされている。
- これらを実現するため、本年6月に医療法、介護保険法等が改正され、医療・介護の連携強化、地域医療支援センターによる地域の医師確保支援、メディカルスタッフの業務実施体制の見直し等に取り組むこととされているほか、医師養成の改善・見直しに向けた検討が行われている。
- 例えば、医学・歯学教育については、平成13年に学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的能力の到達目標を定めたモデル・コア・カリキュラムを策定し、各国公立大学においてこれを踏まえた教育が実施されているが、これまでも社会状況の変化等に対応して、改訂を行ってきたところ。

対応・内容

【対応】

- 我が国における今後の社会・経済構造の変化に伴う保健医療分野のニーズに対応するため、大学及び大学院における医療人養成の在り方について検討するための調査・研究を実施する。

【内容】

- 医師、歯科医師、その他の医療関係職種について、将来の医療提供体制の構築に向けて、大学・大学院において、今後どのような医療人材養成を行っていくべきか検討するための調査・研究を行う。
具体的には、次期モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けて、現状の分析や海外の動向について、調査・研究を実施する。
(主な調査研究テーマ)
 - ・医学教育モデル・コア・カリキュラム等の次期改訂に向けた調査・研究
 - ・医学系大学院における教育研究の実態に関する調査・研究

20,000千円 × 6テーマ

政策目標

- 効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に貢献できる医療人の養成
- 医療の進歩に貢献できる研究者、高度専門医療人材の養成

大学等の留学生交流の充実

(平成26年度予算額：355億円)
平成27年度概算要求額：399億円
〔うち「優先課題推進枠」92億円〕

(内訳) 政府開発援助外国人留学生給与 167億円(167億円)
留学生交流支援事業費補助金 164億円(82億円)等

背景・課題

- 将来の日本を担う若者が、国際的な舞台での競争に勝ち抜き、学術研究や文化・国際貢献の面でも世界で活躍できるようにするため、高等教育等における留学機会を拡充し、真のグローバル人材を育てることが急務。
- 人材の獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくには、優秀な外国人留学生を我が国に呼び込むとともに、日本での就職を希望する外国人留学生に対して定着のための支援を行うことが重要。

対応・内容

【対応】

- 意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増(6万人→12万人)を目指すため、留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運醸成や、奨学金等の拡充による留学経費の負担軽減を図る。
- 「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生を確保するため、来日前に支給を決定できる奨学金を拡充するとともに、住環境を含む国内外の学生が交流する機会等の創出、海外拠点や就職支援に係るプラットフォームの構築等の受入れ環境充実のための支援を強化する。

【内容】

◆大学等の海外留学支援制度の拡充等 119億円

○大学等の海外留学支援制度の拡充 118億円

・海外留学のための奨学金等支給による経済的負担の軽減

・大学院学位取得型

学位取得を目指し、海外の大学院に留学する学生に奨学金等を給付(250人→300人)

・協定派遣型

大学間交流協定等に基づき海外の高等教育機関に短期留学する学生に奨学金を給付(20,000人→25,000人)

・双方向交流の推進による日本人学生の海外留学促進

・協定受入型

大学間交流協定等に基づく短期留学生に奨学金を給付(5,000人→10,000人)

○日本人の海外留学促進のための広報活動等 1億円

- 日本留学への誘い、入り口（入試・入学・入国）の改善 63億円
- ・戦略的な留学生獲得加速プログラム
 - 来日前予約採用奨学金の新設等（新規分2,500人）【新規】
 - ・留学コーディネーター配置事業の拡充（3拠点→6拠点）等
- 大学等のグローバル化の推進【再掲】
- ・スーパーグローバル大学等事業
 - ・大学の世界展開力強化事業
- 受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れの推進 207億円
- ・住環境・就職支援等受入れ環境の充実 10件【新規】
 - ・外国人留学生奨学金制度
 - 国費外国人留学生制度 11,263人
 - 双方向交流の推進による日本人学生の海外留学促進
 - <協定受入型>5,000人→10,000人【再掲】 等

政策目標

海外留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進し、日本人の海外留学に対する経済的な支援等を拡充することにより、海外留学者の更なる増加を図る。

また、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するための奨学金や受入れ環境の充実に図り、海外から日本への留学生の増加を図る。